

早稲田大学審査学位論文（博士）

親密圏における心理的虐待被害者保護
のための法的枠組み

—イギリス法との比較を通して—

早稲田大学大学院法学研究科

高橋有紀

目次

序論.....	1
第1章 本稿の目的.....	1
第2章 問題意識.....	4
第1節 親密圏での虐待被害者保護のための法的枠組みの再構成の必要性.....	4
第2節 親密圏における心理的虐待の法的判断枠組み検討の必要性.....	7
第3章 構成.....	9
第1編 親密な関係にある者に対する虐待についての検討.....	11
第1章 イギリスにおける親密な関係にある者からの被虐待者保護法制.....	12
第1節 1996年家族法第四章.....	12
第2節 1997年ハラスメントからの保護法.....	18
第3節 2012年自由保護法.....	24
第4節 2019年ストーキング保護法.....	26
第5節 支配的態度又は威圧的態度に関する法規制.....	27
第6節 2021年ドメスティック・アビューズ法.....	68
第2章 日本における親密な関係にある者からの被虐待者保護法制.....	72
第1節 DV防止法.....	73
第2節 ストーカー規制法.....	91
第3章 日本法における課題.....	95
第2編 児童に対する虐待についての検討.....	98
第1章 イギリスにおける児童保護法制.....	98
第1節 イギリスにおける児童保護に関する法の沿革.....	98
第2節 児童虐待の定義.....	101
第3節 被虐待児の保護.....	104

第4節 児童に対する心理的虐待についての裁判例.....	120
第5節 懲戒 (discipline)	127
第6節 児童虐待への刑事規制	131
第2章 日本における児童保護法制	141
第1節 日本における児童保護法の沿革	141
第2節 児童虐待の定義.....	142
第3節 被虐待児の保護.....	145
第4節 児童に対する心理的虐待についての審判例.....	150
第5節 懲戒権.....	160
第6節 児童虐待への刑事規制	163
第3章 日本法における課題	165
第3編 親密圏における心理的虐待被害者保護のための法的枠組みの再構成	166
第1章 イギリス法から得られる示唆	167
第1節 イギリス法における親密圏での虐待に関する適用法の棲み分け	167
第2節 心理的虐待に関する法的判断枠組み	169
第2章 日本における心理的虐待被害者保護のための法的枠組みの展望.....	172
第1節 親密圏での虐待被害者保護のための法的枠組みの再構成.....	172
第2節 親密圏における心理的虐待の法的判断枠組みの再構成	175
終論	181
既発表の論文等の業績	184
参考文献	185
参考判例等.....	196

序論

まず、序論として、本稿の目的（第1章）、問題意識（第2章）、及び構成（第3章）について述べる。

第1章 本稿の目的

日本では、かつて、「法は家庭に入らず」という原則のもと、親密圏において行われるドメスティック・バイオレンス（domestic violence、以下、「DV」という。）や児童虐待を放置、黙認していた。しかし、親密圏における暴力・虐待の問題が個人の尊厳、人権擁護の観点から看過できないものとして、国際的に問題とされるようになったこと等に伴い、日本でも、家庭における暴力・虐待の防止、被害者保護を目的として、2000年に児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）、2001年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）が制定され、国家に対して親密圏で生じる問題に積極的な介入が要請されることとなった。

現在、親密圏における暴力・虐待については、主に、DV防止法、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「ストーカー規制法」という。）、児童虐待防止法による保護が図られ、これらの法律は、現在までに数度改正され、被害者保護の拡充が図られてきている。しかし、近年、親密圏における暴力・虐待の被害件数は年々増加しており、法の救済を与えるべき被害者に対し、脱漏なく保護を与えるために検討すべき課題が残されているように思われる。

なお、親密圏における暴力・虐待は、広義には、家庭内で生じるあらゆる暴力・虐待（高齢者、親族に対する暴力・虐待等）を含むが、本稿では、特に、配偶者、交際相手等（同性カップルを含む。）の恋愛関係、性的結合関係を有する親密な関係にある者及び子どもに対する虐待について検討する。ここで、親密圏を配偶者、交際相手間の問題としてのみとらえるのではなく、子どもに対する虐待も含めて検討したのは、DVを目撃して成長することが子どもにとって重大な障害になることに加え、DVへの対応と児童虐待への

対応との連携がなされていないことを補強するために 2004 年の児童虐待防止法の法改正により、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力……その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」が心理的虐待に含まれることが明らかにされたこと¹及び配偶者からの暴力の被害を受けたことがある家庭の 26.5%には子どもの被害もみられるとの調査結果があること²をふまえて、配偶者に対する虐待と子どもに対する虐待が重複して起こっているケースが相当数あると考えられ、両者を関連する問題として検討する必要があると考えたためである。

また、親密圏における暴力・虐待については、従前、目に見えやすい身体的な暴力に焦点が当てられてきたが、目に見えない精神的暴力や心理的虐待、モラルハラスメントが親密圏における暴力・虐待の本質である加害者と被害者の支配・被支配の関係の形成に与えている影響もまた重大であると思われる。

精神的暴力や心理的虐待について、フランスの精神科医であるマリー＝フランス・イルゴイエヌにより、モラルハラスメント、すなわち言葉や態度で相手の人格を繰り返し、執拗に傷つけ、相手の心を支配し、自分の思うように操る行為という概念が提唱され³、日本でも原典の訳書が紹介されたこと等を皮切りに、日本でもモラルハラスメント概念が認

¹ 磯谷文明他編『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』（有斐閣、2020年）636-637頁。

² 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」（2021）40頁。 <
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02/r02danjokan-12.pdf
> [最終アクセス 2023/9/15]

³ マリー＝フランス・イルゴイエヌ、高野優（訳）、『モラル・ハラスメント 人を傷つけずにはいられない』（紀伊國屋書店、1999年）、同『モラル・ハラスメントが人も会社もダメにする』（紀伊國屋書店、2003年）参照。

識されるようになり、その後も国内外の精神科医や心理学者等による様々な分析がなされており⁴、その被害の深刻さについて社会的関心が高まっている。

しかし、心理的虐待についての法整備や被害者保護のための法的判断枠組みの検討は、諸外国に比べて立ち遅れているように思われる。

そこで、本稿では、親密圏における心理的虐待について、配偶者、交際相手、子ども等の共通点と相違点に留意しつつ、イギリス法（本稿では、イギリスとは、イングランド及びウェールズを指す。）の発展や取組みから日本法に対する示唆を得て、人権侵害としての心理的虐待をめぐる法的判断枠組みを再構成し、どのようなアプローチにより被害者保護を図るべきかについて、具体的な提言を試みたい。

非身体的な暴力や虐待の概念については様々な分析がなされているところであるが、本稿では、加害者による継続的な人格支配により、被害者が心理的に束縛され、次第にアイデンティティを喪失し、精神を破壊されていくという点を共通の問題意識ととらえ、精神的暴力、心理的虐待、モラルハラスメントを同義のものとして、原則として心理的虐待という用語に統一して用いることとする。なお、DV防止法では、「配偶者からの暴力」という用語が用いられているが、いわゆる「暴力（身体的暴力）」だけが対象であるような狭い印象を与えることを避けるため、本稿では、以下、引用部分を除き、「精神的暴力、心理的暴力」ではなく、「精神的虐待、心理的虐待」の語を用いることとする。

⁴ イザベル・ナザル＝アガ、田口雪子（訳）、『こころの暴力 夫婦という密室で：支配されないための11章』（紀伊國屋書店、2001年）、リサ・アロンソン・フォンテス、宮家あゆみ（訳）、『モラルハラスメント あなたを縛る見えない鎖』（晶文社、2017年）、橋本智子他『Q&A モラル・ハラスメント 弁護士とカウンセラーが答える見えないDVとの決別』（明石書店、2007年）、鈴木由美「夫婦間のモラル・ハラスメントの研究～日本における精神的暴力の行方～」日本ウーマンズヘルズ学会誌6号37-45頁(2007)等。

第2章 問題意識

第1節 親密圏での虐待被害者保護のための法的枠組みの再構成の必要性

DVには明確な定義はなく、広義には子どもに対する暴力や高齢者に対する暴力も含まれ得ると考えられるものの、日本では「配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い⁵。

内閣府男女共同参画局が令和3年3月に公表した配偶者等からの暴力に関する実態調査（以下、「男女間における暴力に関する調査報告書」という。）によれば、これまで配偶者からの暴力（「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」）の被害経験について、配偶者からいずれかの被害を受けたことが「あった」と回答した人の割合は22.5%（女性が25.9%、男性が18.4%）となっており、女性の約4人に1人に被害経験がある⁶。また、交際相手がいた（いる）人のうち、当時の交際相手から上記4つのいずれかの行為を受けたことが「あった」と回答した人の割合は12.6%（女性が16.7%、男性が8.1%）となっており、女性の約6人に1人に被害経験があった⁷。

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力に関する相談件数は、平成14年度では3万5943件⁸であったが、年々増加し、令和2年度では、12万9491件（なお、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力に関する相談件数2933件は、この相談件数

⁵ 男女共同参画局ウェブサイト「配偶者からの暴力被害者支援情報：ドメスティック・バイオレンス（DV）とは」<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/dv/index.html>[最終アクセス 2023/9/15]。

⁶ 内閣府男女共同参画局・前掲注2)25-26頁。

⁷ 内閣府男女共同参画局・前掲注2)41頁。

⁸ 男女共同参画局ウェブサイト「配偶者からの暴力被害者支援情報：配偶者からの暴力に関するデータ」<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/01.html>[最終アクセス 2023/9/15]。

には計上されていない。)と過去最高になっており、DV相談プラスに寄せられた相談件数との合計18万2188件は令和元年度の約1.5倍となった⁹。令和3年度は、微減したものの、配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力に関する相談件数は、12万2478件(なお、交際相手からの暴力に関する相談件数2515件は、この相談件数には計上されていない。)、DV相談プラスに寄せられた相談件数は5万4489件と依然として高い数字となっている¹⁰。

また、警視庁公表の資料によれば、配偶者(元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手を含む。)からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数は、令和4年は8万4496件にのぼっており、DV防止法施行後最多となっている。そして、同資料によれば、ストーカー事案の相談等件数は、令和4年は1万9131件であり、禁止命令等の運用状況は、ストーカー規制法施行後最多の1744件(うち緊急禁止命令等が946件)となっている。ストーカー事案の被害者と加害者の関係は交際相手(元交際相手を含む)が37.2%、配偶者(内縁・元配偶者を含む)が7%であり、現在又は過去に親密な関係にある者によるものが約半数を占めている¹¹。

⁹ 男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等(令和2年度分)」<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2020soudan.pdf>[最終アクセス2023/9/15]。

¹⁰ 男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等(令和3年度分)」<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2021soudan.pdf>[最終アクセス2023/9/15]。

¹¹ 警視庁生活安全局人事安全・少年課、刑事局捜査第一課「令和4年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」(2023)<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/R4_STDVRPCAkouhousiryoku.pdf>[最終アクセス2023/9/15]。

さらに、児童虐待相談対応件数は年々増加しており、厚生労働省が発表した令和3年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数によれば、件数は20万7660件で、前年度より2616件（1.3%）増え、過去最多を更新した¹²。

上記のとおり、親密圏におけるDVやストーカー行為の被害件数、児童虐待は近年増加傾向にあり、現在の日本における社会問題となっている。

現在、親密圏における虐待については、主に、DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法による保護がなされているところ、本稿の問題意識の1点目は、親密圏における虐待について、関連する適用法の対象範囲は適切といえるのか、とりわけ共に現在又は過去に親密な関係にある者に対して適用される可能性を有している現行のDV防止法とストーカー規制法について、その保護対象者が異なることにより、両法のはざままで法的救済を与えるべき対象者のうち、法の谷間で保護を受けることができていない被害者がいるのではないかというものである。本稿では、次節で述べるとおり、親密圏における心理的虐待を中心に検討を行い、被害者保護のために、DVの本質を配偶者や交際相手等の親密な関係にある者に対する虐待、すなわち恋愛関係、性的結合関係にある当事者間における暴力や心理操作を用いた支配関係を生じさせる一連の行為に関するものとしてとらえることにより法の間隙を埋めていく必要があることについて検討していきたい。

¹² 厚生労働省「令和3年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数」<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/1cdcbd45/20230401_policies_jidougyakutai_07.pdf> [最終アクセス 2023/9/15]。

第2節 親密圏における心理的虐待の法的判断枠組み検討の必要性

前掲「男女間における暴力に関する調査報告書」によれば、配偶者からの暴力の被害経験が「あった」との回答について、受けた被害内容の割合は、身体的暴行¹³が 14.7%、心理的攻撃¹⁴が 12.5%、経済的圧迫¹⁵が 5.9%、性的強要¹⁶が 5.2%となっており¹⁷、被害者が受けた被害のうち、心理的攻撃は身体的暴行に次いで多く、ほぼ同程度の割合を占めている。

また、児童相談所での虐待相談の内容別件数で見ると、身体的虐待が4万9241件、ネグレクトが3万1448件、性的虐待が2247件、心理的虐待が12万4724件となっており¹⁸、心理的虐待が最も多く、約6割を占めている。

心理的虐待は、言葉や態度で相手の人格を繰り返し、執拗に傷つけ、相手を支配し、思い通りに操ることで被害者の心理、行動、心身の健康に深刻かつ重大な影響を与えるものであり、自由な考え方や行動を繰り返しコントロールされた結果、被害者の精神や自尊心

¹³ 例えば、殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりする等の身体に対する暴行を指すとされている。

¹⁴ 例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視したり、長期間無視する等の精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を指すとされている。

¹⁵ 例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害される等を指すとされている。

¹⁶ 例えば、嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しない等を指すとされている。

¹⁷ 内閣府男女共同参画局・前掲注2)25-26頁。

¹⁸ 厚生労働省・前掲注12)。

が破壊されるという点で、身体的な虐待や脅迫がなかったとしても、十分に被害者の心を蝕み、害を及ぼす行為であるといえる。

DV 防止法において、「配偶者からの暴力」とは、「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と規定されており（第 1 条第 1 項）、「配偶者からの暴力」には身体に対する暴力のほか身体的虐待・性的虐待も含まれると解されている。もっとも、保護命令制度並びに配偶者からの暴力の発見者による通報等、警察官による被害の防止及び警察本部長等の援助に関する規定については、心理的虐待は対象とならず、身体に対する暴力のみが対象とされている。但し、この点については、令和 5 年 5 月 12 日に成立し、同月 19 日に公布され、一部を除き令和 6 年 4 月 1 日から施行される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 30 号）」（以下、「令和 5 年改正 DV 防止法」という。）により、接近禁止命令等の要件が更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により「その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に変更される。これにより、今後は心理的虐待も保護の対象に含まれることになると考えられるが、配偶者やパートナーから心理的虐待を受けた被害者の保護を図るにあたり、どのような考慮が必要かについては、これまであまり論じられてきていないように思われる。

また、子どもに対する心理的虐待は、子どもの健やかな成長・発達に深刻かつ重大な悪影響を長期的に与える可能性があるものである。

児童虐待防止法第 2 条第 4 号では、心理的虐待が虐待の一内容として定義されており、心理的虐待を認定して裁判所の審判による保護がなされている事例は存在するものの、心理的虐待からの子どもの保護を図るにあたり、どのような考慮が必要かについては、あまり論じられてきていないように思われる。

本稿の問題意識の 2 点目は、このような状況をふまえて、近年心理的虐待被害者保護のためのどのようなアプローチをとるべきかについて検討する必要性が高まっているのでは

ないかというものである。本稿では、適用法の保護対象について再構成を試みる1点目の問題意識をふまえたうえで、配偶者、交際相手、子ども等の共通点と相違点に留意しつつ、親密圏における心理的虐待からの被害者保護のための法的判断にあたっての考慮要素を明確化することを目指したい。

第3章 構成

本稿は、「序論」、「第1編 親密な関係にある者に対する虐待についての検討」、「第2編 児童に対する虐待についての検討」、「第3編 親密圏における心理的虐待被害者保護のための法的枠組みの再構成」及び「終論」により構成されており、以下の手順で考察を行うものである。

まず、第1編では、配偶者や交際相手等の親密な関係に対する虐待について、心理的虐待を中心に、イギリス法の発展や取組みを紹介したうえで、日本法の現状及び問題点に関する検討を行う。

イギリスでは、2021年4月29日、DV問題に対して包括的、統合的に対処することを目的として「2021年ドメスティック・アブ्यूズ法（Domestic Abuse Act 2021、以下、「DA法」という。）」が成立し、ドメスティック・アブ्यूズ（以下、「DA」という¹⁹。）の定義が初めて法文上明記されることとなった。イギリスにおいても、2022年度にはDAに関連する犯罪の検挙が91万980件にのぼり²⁰、新型コロナウイルスのパンデミックによ

¹⁹ イギリスでは、DVという言葉が暴力的行為（violent behaviour）のみが対象とされるとの狭い印象を与えるとの批判を受けて、身体的又は精神的虐待に該当する行為を示す概念としてDA（domestic abuse）を用いている。

²⁰ Office for National Statistics, Domestic abuse in England and Wales overview: November 2022, (2022), <<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/crimeandjustice/bulletins/domesticabuseinenglandandwalesoverview/november2022>>[2023/9/15].

るロックダウン下の2020年4月から2021年2月に、DAに関する支援団体であるRefugeの「全国家庭内虐待ヘルプライン (National Domestic Abuse Helpline)」に寄せられた電話やメールでの相談は平均して61%上昇する²¹等、DAは深刻な問題となっている。イギリスでは、近年、親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度 (controlling or coercive behaviour)が犯罪に該当することを定めた2015年重犯罪法 (Serious Crime Act 2015) 第76条やDA法が成立する等、DAに関する民事及び刑事のハイブリッドな法整備が進められている。

そこで、本稿では、イギリス法から日本法への示唆を得ることを目的として、まず第1編の第1章として、近時成立したDA法成立に至るまでのDA及びストーカーに関するイギリス法の発展について、心理的虐待の本質をとらえていると思われる親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度を中心として、分析、検証することにした。次に、第2章では、日本における親密な関係にある者に対する虐待防止に関する法制について、交際相手からの虐待 (いわゆるデートDV)、DV及びストーカーは、相互に密接な関連性を有すると考えられることから、DV防止法及びストーカー規制法を取り上げ、その概要を示す。そして、第3章では、上記をふまえ、日本においてDV関連法制の法的救済の対象から漏れてしまう被害者が存在していると思われることに鑑み、イギリス法との比較を通じて日本法における課題を分析したい。

第2編では、児童に対する虐待について、心理的虐待を中心に、イギリス法の発展や取組みを紹介したうえで、日本法の現状及び問題点に関する検討を行う。

イギリスにおいても一般に心理的虐待は児童虐待の一内容ととらえられており、心理的虐待の有害性に鑑み、2015年には、16歳未満の者に対する虐待罪に、身体的な虐待に加えて、心理的な虐待が含まれることを明記する改正がなされている。また、日本において

²¹ Refuge, A year of lockdown: Refuge releases new figures showing dramatic increase in activity, (2021), <<https://www.refuge.org.uk/a-year-of-lockdown/>> [2023/9/15].

は、家庭裁判所が関与する場面が限定的であり、児童相談所の責務とされている部分が大きくなっていることと異なり、イギリスでは、子の保護が必要な場合には、基本的には裁判所が子の保護のために必要な命令を発令し、裁判所命令に従って、地方当局や警察が当該子の援助や保護を実行しており、裁判所の判断にあたっては、心理的虐待について、その他の虐待と区別することなく、子の最善の利益にかなうかという丁寧な考慮がなされている。

そこで、本稿では、イギリス法から日本法への示唆を得ることを目的として、第2編の第1章として、児童保護制度に関するイギリス法の発展及び取組みについて検証し、第2章として児童虐待防止に関する日本法の現状分析を行う。そして、第3章では、上記をふまえて、被虐待児に対する強制的な保護を行うに当たっての日本法における課題について、イギリス法を手掛かりに分析したい。

第3編では、第1編及び第2編で検討したイギリスでの法規制及び日本の現状と課題をふまえて、改めて第1章において、親密圏における心理的虐待被害者保護の在り方について、イギリス法から日本法に対し得られる示唆について整理する。そして、第2章において、今後の日本における親密圏における心理的虐待法的枠組みの展望について、前章で示した2つの問題意識をふまえて、親密圏における心理的虐待について、配偶者、交際相手、子ども等の共通点と相違点に留意しつつ、イギリス法からの示唆を得て、日本法における親密圏における虐待被害者保護のための法的判断枠組みを再構成するとともに、心理的虐待からの被害者保護のための法的判断枠組みを明確化し、どのようなアプローチにより被害者保護を図るべきかについて、具体的な提言を試みることにする。

第1編 親密な関係にある者に対する虐待についての検討

第1編の第1章では、近時成立したDA法成立に至るまでのDA及びストーカーに関するイギリス法の発展について、第1節において1996年家族法第四章（Family Law Act 1996 Part IV）及び2004年DV・犯罪及び被害者法（Domestic Violence, Crime and

Victims Act 2004) による同法の改正、第 2 節から第 4 節において 1997 年ハラスメントからの保護法 (Protection from Harassment Act 1997) を中心とするハラスメント、ストーカーの被害者保護に関する法規制及び第 5 節において 2015 年重犯罪法第 76 条により刑罰化された支配的又は威圧的態度に対する法規制について、支配的又は威圧的態度に関する検討を中心に、それぞれ時系列に沿って紹介し、最後に第 6 節として DA 法について検討する。

次に、第 2 章では、イギリス法において、1997 年ハラスメントからの保護法や 2012 年自由保護法 (Protection of Freedoms Act 2012) のハラスメント及びストーカーに関する規制によっては、親密な関係における被害者の保護が不十分であるとの問題意識から、支配的又は威圧的態度を刑罰として処罰する 2015 年重犯罪法第 76 条が成立したとの経緯をふまえて、日本における親密な関係にある者に対する虐待防止に関する法制について、第 1 節において DV 防止法の規制対象となる行為、DV 防止法の対象者、保護命令制度について検討し、第 2 節においてストーカー規制法を取り上げ、その規制内容及び対象者を紹介する。

そして、第 3 章では、第 1 章及び第 2 章をふまえ、日本において DV 関連法制の法的救済の対象から漏れてしまう被害者が存在しているのではないかとの問題意識に基づき、イギリス法からの示唆を得て、日本法における課題を分析する。

第 1 章 イギリスにおける親密な関係にある者からの被虐待者保護法制

第 1 節 1996 年家族法第四章

第 1 款 1996 年家族法第四章の沿革

イギリスの家族法において、DV 及び家族の住居に関する救済手段は、「1976 年 DV 及び夫婦関係手続法 (Domestic Violence and Matrimonial Proceedings Act 1976)」、「1978 年家事手続及び治安裁判所法 (Domestic Proceedings and Magistrates' Courts Act 1978)」、「1983 年婚姻家屋法 (Matrimonial Homes Act 1983)」という 3 つの異なる法律

に規定されていた²²が、民事裁判における DV に対する保護を単純化し改善することを目的として、関係規定が整理統合されることとなり、1996 年家族法第四章が成立した²³。同章には、侵害禁止命令 (Non-molestation order) 及び占有命令 (Occupation order) の 2 種類の民事的救済の方法が定められている他、一方的命令 (ex parte orders) や約束 (Undertaking) の制度が存在しているため、以下概要を説明する。

第 2 款 1996 年家族法第四章における被害者保護制度

(1) 侵害禁止命令

1996 年家族法では、意図的に侵害 (molestation) の定義がなされていないが、侵害とは、「暴力、脅迫、ハラスメント、嫌がらせ又は介入行為の如何を問わず、申立人又はその子を実質的に妨げるような意図的行為であり、裁判所の介入を正当化するほど重大なもの」と解されている²⁴。

「加害者と関係のある者 (person who is associated with the respondent)」からの申立て又は加害者が当事者となっている家事事件手続における裁判所の判断により、裁判所は加害者に対し、自分と関係のある者に侵害を行うことを禁止する命令及び／又は関係する子に対する侵害を禁止する命令を発することができる (1996 年家族法第 42 条 (1)、(2))。

「加害者と関係のある者」とは、以下の者を指す (同法第 62 条(3))。

(a) 現在又は過去に婚姻関係にある者

²² The Law Commission, FAMILY LAW DOMESTIC VIOLENCE AND OCCUPATION OF THE FAMILY HOME, (1992), No.207, at p.2.

²³ Nigel Lowe et al., Bromley's Family Law 12th ed., (2021), Oxford University Press, at p.161.

²⁴ Ibid, at p.162.

- (aa)現在又は過去にシビルパートナー(civil partners) 関係にある者²⁵
- (b)現在又は過去の同棲相手である者
- (c)現在又は過去に同一世帯として暮らしている者（被雇用者、賃借人、下宿人又は寄宿人を除く。）
- (d)親族関係にある者
- (e)婚姻することに合意している者（合意が解消された場合も含む。）
- (ea)相当な期間継続している又は継続していた親密な関係(intimate personal relationship)にある者²⁶
- (eza)シビルパートナーシップに合意している者（合意が解消された場合も含む。）²⁷
- (f)子に関する命令の場合、当該子の親である又は親責任(parental responsibility)を有する者（同条(4)）
- (g)同一の家事手続事件における当事者である者

上記のうち、「相当な期間継続している又は継続していた親密な関係にある者」については、2004年DV・犯罪及び被害者法²⁸第4条により対象に含まれることとなったもので

²⁵ 2004年市民パートナーシップ法(Civil Partnership Act 2004)SCHEDULE 9 para13(1)、(3)により追加された。

²⁶ 2004年DV・犯罪及び被害者法（Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004）第4条により追加された。

²⁷ 2004年市民パートナーシップ法 SCHEDULE 9 para13(1)、(4)により追加された。

²⁸2003年6月、イギリス内務省により、「SAFETY AND JUSTICE: The Government's Proposals on Domestic Violence（安全及び司法—DVに関する政府提案）」が発行され、協議（consultation）の結果、当該報告書の多くの提案内容について概ね賛成の回答が寄せられた。とりわけ①1996年家族法第四章の対象を拡大し、同性カップル及び同棲していないカップルも含むようにすること及び②侵害禁止命令違反について刑罰を科すこと等の提

あり、この改正により、同棲していない者についても侵害禁止命令の対象とされることとなった。ソリシタ協会（Law Society）からは、短期間の関係での被害者も保護されるべきであるとして、「相当な期間の継続」という要件については、「命令を発することを正当化する程度の重大性をもつこと」と変更すべきではないかとの提案がなされたが、当該関係が相当な期間の継続という要件を満たすか否かについては、裁判所が事実に基づいて判断すべき事項であるとされた²⁹。「相当な期間継続している又は継続していた親密な関係にある者」とは、性的関係にあるか否かを問わないものの長期間の親密かつ私的な関係にある者をいい、長期間のプラトニックな友人関係や一夜限りの関係は含まれないと解されている³⁰。また、同性カップルは「関係のある者」には明記されていないものの、(c)に含まれると解されている。1996年家族法第62条は、人権に基づき、同性カップルが「家族」の

案について歓迎された。このような経過を経て、本款で記載しているとおり、「加害者と関係のある者」の定義の改正や侵害禁止命令違反を刑事犯罪化する2004年DV・犯罪及び被害者法案が2003年12月に上院に提出され、下院での審議を通じて多くの刑事法規制が加えられる等したうえで、最終的に2004年11月15日に女王裁可を経て、2004年DV・犯罪及び被害者法が成立した（House of Commons Library, *The Domestic Violence, Crime and Victims Bill*, Research Paper 04/44, (2004), at pp.7, 22-24, 中川かおり他「英国2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法」外国の立法235号5頁(2008)）。

²⁹ House of Commons, *The Domestic Violence, Crime and Victims Bill [HL]: Domestic violence provisions*, (2004), RESEARCH PAPER 04/44, at pp.31-32, <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/RP04-44/RP04-44.pdf>> [2023/9/15].

³⁰ House of Commons, *Domestic Violence, Crime And Victims Bill: EXPLANATORY NOTES*, (2004), at para 34, <<https://publications.parliament.uk/pa/cm200304/cmbills/083/en/04083x--.htm>> [2023/9/15].

定義に含まれるようになったことや人的関係がこれまでに比べてより多様化していることをふまえ、その対象範囲を広げてきたといえる³¹。

正当な理由なく侵害禁止命令に違反した場合には犯罪となる（1996年家族法第42A条(1)）。当初1996年家族法では、侵害禁止命令の相手方が、被害者又は関係する子に対して、暴力を振るった又は振るう恐れがあるような場合には、裁判所は原則として命令違反があった場合の身体拘束を認める身体拘束権限(power of arrest)を付与しなければならないとされていたが、2004年DV・犯罪及び被害者法第1条により改正され、侵害禁止命令違反が犯罪とされることとなった。侵害禁止命令を執行する場合には、刑事手続を通じて犯罪として処罰する方法と法廷侮辱手続(contempt proceedings)を通じて裁判所の命令に対する不服従を民事侮辱に問う方法のいずれかを選択することができるが、刑事手続の場合、最高刑が5年の拘禁若しくは罰金又はその併科（1996年家族法第42A条(5)）である一方、法廷侮辱罪の上限は2年の拘禁（1981年法廷侮辱法（Contempt of Court Act 1981）第14条(1)）であることから刑事手続をとることが望ましいとの見解もある³²。

第3款 占有命令

占有命令は、当事者間の住宅の占有について定めるものであり、(a)申請者が住宅を占有する権利を行使すること、(b)申請者が住宅の全部又は一部に入居し、占有することを相手方に認めさせること、(c)当事者の一方又は双方が住宅を占有することを規制すること、(d)相手方に権利がある場合、相手方が有する住居を占有する権利を禁止、停止、制限すること、(e)相手方が住居について、居住権(home right)を有しており、かつ申請者が配偶者又はシビルパートナーである場合、当該権利を制限又は解除すること、(f)相手方に住居の

³¹ Nigel Lowe et al., supra note 23, at p.165.

³² Nigel Lowe et al., supra note 23, at p.175.

全部又は一部から退去するように要求すること、(g)相手方に住居から一定の区域への立入りを禁止することを命じることができる（1996年家族法第33条(3)）。

当事者間の住居について、申立人が所有権や財産占有権を有している「権限保有者」である場合のみならず、「非権限保有者」についても占有命令を申請することができるが、申請者は元配偶者、同棲相手、元同棲相手、元シビルパートナーに限定されており、また非権限保有者の権利は権限保有者よりも限定されている³³。

占有命令違反は、犯罪とはされていないが、裁判所は占有命令を発する際に、侵害禁止命令を発することを要するかを自ら検討しなければならないとされており、占有命令を行う際には、身体拘束権限を付与することができる³⁴とされている³⁴。

第4款 一方的命令

裁判所は、緊急の場合、それが公正かつ適当であると判断した場合、加害者に事前に通知することなく、一方的な侵害禁止命令又は占有命令を発することができる（1996年家族法第45条(1)）。

第5款 約束

約束とは、裁判所が侵害禁止命令又は占有命令を発することに代えて、加害者が裁判所に対して、保護の内容（例えば、特定の期日までに住居から去ること）を約束することをいう³⁵。但し、被害者又は関係する子に暴力を振るった又は振るう恐れがある場合等には、裁判所は侵害禁止命令の代わりに約束を受け入れてはならないとされている（1996年

³³ Nigel Lowe et al., supra note 23, at p.170.

³⁴ Nigel Lowe et al., supra note 23, at p.176.

³⁵ Nigel Lowe et al., supra note 23, at p.177.

家族法第 46 条(3A))。なお、約束に対して、身体拘束権限を付すことはできない (同法第 46 条(2))。

第 2 節 1997 年ハラスメントからの保護法

第 1 款 ハラスメント対策法の沿革の概要

イギリスでは、ハラスメント対策のための一般法として、1997 年ハラスメントからの保護法が制定された。この法律は、従来、ストーカー被害者が一連の不穏な行動に動揺し、脅威を感じる状況がありながら、ほとんど保護が与えられなかった³⁶中で、1995 年、1996 年に相次いで重大なストーカー事案 (女性が元同僚からのストーカー行為に苦しめられたトレシー・モーガン事件等) が発生したことを受けて成立したものである³⁷。同法は、ストーカー問題に対処することを制定の目的としていたが、成立当初はストーキング (stalking) に関する表現は用いず、より広いハラスメントという語が用いられた。

しかし、1997 年ハラスメントからの保護法では、ストーキングという文言が用いられていなかったことから、同法成立後も、警察は同法がストーキングに対して適用可能であることを必ずしも認識しておらず、「ストーキング被害者保護 (Protection Against Stalking)」等のストーキング被害者支援団体や警察内部から、同法はストーキングに対し

³⁶ イギリスでは、ハラスメント関連法令として、暴力の不安の惹起や暴力の挑発、故意のハラスメント、害悪又は苦痛を生じさせる意図での威嚇的、虐待的な言動を犯罪とする 1986 年公共秩序法 (Public Order Act 1986) や苦痛や不安を生じさせる目的での手紙や資料を送付する行為を犯罪とする 1988 年悪意通信法 (Malicious Communications Act 1988) 等が存在しており、1997 年ハラスメントからの保護法成立以前は、これらの個々の法律により対処されていた (National Policing Improvement Agency, Practice Advice on investigating Stalking and Harassment, (2009), at pp.16-18)。

³⁷ 守山正『ストーキングの現状と対策』(成文堂、2019 年) 310-313 頁。

て適切な対処を行うことができていないとの批判を受けていた³⁸³⁹。2003年及び2005年に起こった元交際相手によるストーカー殺人事件を受けて法改正への圧力が高まり⁴⁰、2011年から2012年にかけて、ストーキングを別個の犯罪として処罰するか否かを含む法改正に関する議論がなされた⁴¹。2011年7月には、内務省内に「ストーキング法改正部会 (Stalking Law Reform Campaign)」が立ち上げられ、当該キャンペーンのセッションに参加したストーキング被害者や家族からは、ストーキング罪及びストーキング行為を明確に法律上定義すべきであるとの意見が出された⁴²。その後、2012年10月16日、内務省通達 (Home Office circular) 018/2012が発付され、2012年自由保護法により、1997年ハラメントからの保護法が改正されることとなり、ストーキングがハラメントとは別に刑事罰の対象として明示されることとなった。その後、なじみが深くない者からのストーキング (stranger stalking)⁴³に対して、既存の保護命令制度では十分な保護が図れていない

³⁸ Home Office, Consultation on Stalking, (2011), at p.25, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/157898/consultation.pdf> [2023/9/15].

³⁹ House of Commons Library, Stalking: developments in the law, (2018), at p.3, <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN06261/SN06261.pdf>> [2023/9/15].

⁴⁰ Pat Strickland, Stalking – does the new law protect victims?, (2013), <<https://commonslibrary.parliament.uk/stalking-does-the-new-law-protect-victims/>> [2023/9/15].

⁴¹ House of Commons Library, supra note 39.

⁴² Home Office, supra note 38, at p.27.

⁴³なじみが深くない者からのストーキングには、全く面識のない者によるストーキングのみならず、例えば医師その他の医療専門職に対する患者によるストーキング、職場の同僚に対するストーキング、チャットルームのようなオンライン上のやりとりから生じるスト

との問題意識から、このようなストーキングの被害者をより早期に保護することを可能にするため、新たにストーキング保護命令が設けられることとなり、2019年ストーキング保護法（Stalking Protection Act 2019）が制定された⁴⁴。

以下では、1997年ハラスメントからの保護法、2012年自由保護法、2019年ストーキング保護法の概要を述べる。

第2款 ハラスメントの禁止

1997年ハラスメントからの保護法第1条では「ハラスメント」の禁止が定められており、同条(1)では、(a)他者に対してハラスメントとなり、かつ(b)加害者が他者に対するハラスメントとなることを知っているか又は知るべきであった一連の行為（course of conduct）を継続することを禁止し、本条の目的に関して、同様の情報を有する通常の判断能力を有する一般人（reasonable person）が他者に対するハラスメントになる又はハラスメントに関与したと考える場合には、問題となっている一連の行為の加害者は、それが他者に対するハラスメントとなると知るべきであったものとされている（同条(2)）。

本法の審議過程において、内務省閣外大臣である David MacLean（当時）は、女性につきまったり、人種差別を行ったり、近隣住民を悩ませるストーカーその他の危険人物は、定義することは不可能な幅広い範囲の行動を行うものであり、仮に行動をリスト化し

ーキングが含まれるとされる。(Home Office, Introducing a Stalking Protection Order - a consultation, (2015), at p.8, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/482417/Introducing_a_Stalking_Protection_Order_-_a_consultation.pdf> [2023/9/15].)

⁴⁴ Home Office, STALKING PROTECTION BILL: EXPLANATORY NOTES, (2018), at p.2, <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/2017-2019/0145/18145en.pdf>> [2023/9/15].

たとしても、ストーカーや被害者に対してハラスメントを行う者は、その性質上、リストにのっていない不気味な行動を見つけ出すであろうとの意見を述べた。彼は、最終的な議論の結果、明瞭なハラスメントの概念を定義しないことで一致したと述べていることから⁴⁵、被害者の救済の観点から本法上で「ハラスメント」をあえて定義しなかったものと思われる。これをふまえ、ハラスメントの概念を狭めるような解釈を行わないことこそが、議会が本法の成立過程で議論の末に決定した方針に沿ったものであると解されており⁴⁶、ハラスメントについては、法律上の定義の枠組みを設定することが難しいがゆえに、裁判所の裁量による最善の判断に委ねられるものと解されている⁴⁷。

1997年ハラスメントからの保護法には、ハラスメントについて明確な定義はされていないが、他者に対するハラスメントには、不安 (alarming) を感じさせること、困惑 (distress)の原因となることが含まれ (第7条(2))、特定の者に対する場合、一連の行為はその者に対する少なくとも2回以上の行為が必要である(同条(3))と規定されている (なお、個別の意図的な行為については、コモンロー上の救済の可能性を検討することとなる⁴⁸)。

⁴⁵ Hansard, December 17, 1996, vol. 287 col 826-827.

⁴⁶ Paul Infield & Graham Platford, *The Law of Harassment and Stalking*, (2000), Butterworths, at p.20.

⁴⁷ Keith Patten, *Employment: Defining harassment*, (2010), *New Law Journal*, vol.160, at p.331.

⁴⁸ Mark Lunney, *Intentional Interference with the Person*, in Oliphant, K (ed.), *The Law of Tort*, (2015), Butterworths, at p.452.

1997年ハラスメントからの保護法第7条及び Hayes v Willoughby 事件判決⁴⁹、Majrowski v Guy's and St Thomas's NHS Trust 事件 判決⁵⁰、R v Smith 事件判決⁵¹、Thomas v News Group Newspapers Ltd and another 事件判決⁵²等の裁判例に照らすと、同法上、「ハラスメント」は、標的とされた当該被害者に不安、恐怖や苦痛、困惑を引き起

⁴⁹ Hayes v Willoughby [2013] 1 WLR 935、ハラスメントは、被害者を対象とした当該被害者に不安、恐怖や苦痛を引き起こすと判断される容認できない抑圧的な行為の永続的かつ意図的な一連の行為である (para1,12) と判示している。

⁵⁰ Majrowski v Guy's and St Thomas's NHS Trust [2007] 1 AC 224、「ハラスメントに相当する態度は、他者との日々の交流で時折起こる苛立ち、迷惑、さらには一定の動揺を超えた深刻なレベルに達する必要がある。この行為は、望ましくない、さらには理不尽なものとの境界を越える抑圧的で容認できない行為でなければならない。遺憾であることの境界を越えて不愉快であるというためには、違法行為の重大性は、およそ第2条の下で刑事責任を裏付けるものでなければならない。」(para30)、「日常生活における通常のからかいや軽い冗談と真に抑圧的で容認できない行為との間に道理にかなった境界線を引くことについて、裁判所の見識に残されている部分が多い。」(para 66)と判示されている。

⁵¹ R v Smith [2012] EWCA Crim 2566、「いかなる不安又は困惑を引き起こす行為も、ハラスメントに相当するというわけではない。それは非論理的であり、不条理な結果をもたらす。ハラスメントは、個人を標的にし、恐怖や苦痛をもたらす、身体又は精神に対する深刻な抑圧的な性質をもつ永続的な行動を含むものである。」(para 24)と判示されている。

⁵² Thomas v News Group Newspapers Ltd and another [2001] EWCA Civ 1233、「ハラスメントとは、第7条に定められた結果を生じさせると判断され、かつ抑圧的かつ不合理なものを指す。」(para 30)と判示されている。

こすと判断されるような行為が含まれており、かつ被害者の身体又は精神に対する深刻な真に容認できない抑圧的な性質を持つ永続的な一連の行為を指すもののように思われる。

第3款 1997年ハラスメントからの保護法における被害者保護制度

第1条に違反した場合、ハラスメントの被害者は、民事訴訟により、ハラスメントにより引き起こされた苦悩及びハラスメントにより生じた金銭的損失の損害賠償を請求することが可能であるとともに（同法第3条(1)、(2)）、当該行為の差止命令を求めることも可能である（同条(3)）。また、正当な理由なく当該命令に違反した場合には刑事罰を科せられ、5年以下の拘禁若しくは罰金又はその併科とすることができる（同条(6)、(9)）。

さらに、第1条のハラスメントの禁止に違反する一連の行為を行うことは刑事罰の対象ともされており、加害者に対して、6か月以下の拘禁若しくは罰金又はその併科とすることができる（第2条）、また、加害者の一連の行為が、少なくとも2回以上、暴力が加えられるとの恐怖を他者に与えるものであり、かつ加害者が、当該一連の行為がそれらの度ごとに被害者に恐怖を与えることを知っているか又は知りうべきであったときには犯罪とされ、この場合には10年以下の拘禁⁵³若しくは罰金又はその併科とすることができる（第4条(1)、(4)）。

ハラスメントから被害者を保護するために必要な場合には、裁判所がハラスメントの禁止命令(Restraining orders)を発することもできる（第5A条(1)）。

第4条で暴力に関する場合が別途定められているとおり、第2条及び第3条が想定するハラスメントでは、身体的な暴力は必要とされない。判例では、身体的な暴力の恐怖が存

⁵³ 1997年ハラスメントからの保護法成立当初は、5年以下の拘禁とされていたが、2017年警察及び犯罪法（Policing and Crime Act 2017）第175条(1)により、10年以下の拘禁に改正された。

在しない場合であっても第3条により精神的損害に関する救済を得ることができると考えられている⁵⁴。

なお、刑事罰を定める第2条と民事上の責任を定める第3条におけるハラスメントを構成する行為は同じであることから、同一の行為が刑事上のハラスメントと民事上のハラスメントの両者を構成する可能性があり、両者の違いは証明力の程度の問題にすぎないと考えられている⁵⁵。

第3節 2012年自由保護法

2012年自由保護法第111条（ストーキング関連犯罪）により、1997年ハラスメントからの保護法が改正され、ストーキングに関する2つの刑事罰（第2A条、第4A条）が明示された。

まず、第2A条(1)では、(a)第1条(1)（他者に対してハラスメントとなり、かつ加害者が他者に対するハラスメントとなることを知っているか又は知りうべきであった一連の行為を継続することの禁止）に違反し、かつ(b)ストーキングとなる行為を犯罪として規定しており、第2A条(1)(b)（及び第4条(1)(a)）の目的に関して、(a)それが被害者へのハラスメントとなり、(b)一連の行為に含まれる作為又は不作為がストーキングに関連するものであり、(c)一連の行為の加害者が、当該行為が他者に対するハラスメントとなると知っているか又は知りうべきであった場合には、加害者の一連の行為は他者に対するストーキング行為になるとしている（同条(2)）。第2A条に違反した場合には、51週間以下の拘禁若しくは罰金又はその併科とすることができる（同条(4)）。

⁵⁴ Brenda Barrett, When Does Harassment Warrant Redress?, (2010), *Industrial Law Journal*, vol. 39(2), at p.197.

⁵⁵ Keith Patten, *supra* note 47.

ストーキングに関する厳密な法的定義は置かれていないものの、第2A条(3)において、ストーキングに関連する作為又は不作為の例として、(a) 被害者につきまとうこと、(b) あらゆる手段により被害者に接触し、又は、接触しようとする事、(c) (i)被害者に関連するか若しくは関連するとされる、又は、(ii)被害者に由来するとされる言説その他の資料を公表すること、(d) 被害者によるインターネット、電子メールその他の形式の電子通信の利用を監視すること、(e)(公的であるか又は私的であるかを問わず) あらゆる場所を徘徊すること、(f) 被害者が所有する財産に干渉すること、(g) 被害者を見張り、又は監視することという7つの行為が挙げられている⁵⁶。

また、第4A条では、(a)ストーキングとなる行為であり、かつ(b)(i) 少なくとも2回以上、暴力が加えられるとの恐怖を他者に与えるものであるか又は(ii) 被害者の通常の日々の活動に実質的に有害な影響を与える重大な不安又は困惑を生じさせることのいずれかに該当する場合であり、加害者が、当該一連の行為がそれらの度ごとに被害者に恐怖を与えることを知っているか又は知りうべきであったとき、若しくは(場合によっては)当該不安又は困惑を与えることを知っているか又は知りうべきであったときに刑事罰が科されるとしている(同条(1))。第4A条に違反した場合には、10年以下の拘禁若しくは罰金又はその併科とすることができる(同条(5)(a))。

1997年ハラスメントからの保護法第4条は、「暴力が加えられるとの恐怖」という要件を必要としていたことから、第4A条(1)(b)(ii)に規定された重大な不安又は困惑を惹起するストーキングについては被害者に打撃を与えるものであるにもかかわらず、従前第4条による保護が困難であったところ、この新たに規定された犯罪により、繰り返されるス

⁵⁶ The Crown Prosecution Service, “Stalking and Harassment”, (2018), <<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/stalking-and-harassment>> [2023/9/15].

トーカーキングやハラスメント行為に関する事件の問題に対する適切な解決策が提供されたと評価されている⁵⁷。

「被害者の通常の日々の活動に実質的に有害な影響を与える重大な不安又は困惑を生じさせること」については、条文上の定義はなされていないが、内務省通達 018/2012 では、通常の日々の活動に実質的な影響を与えるものとして、①被害者が職場への経路、仕事のパターン又は職場を変更すること、②被害者が(ストーカーとの接触を避けるために)友人や家族に学校に子どもを迎えに行ってもらおうよう手配すること、③被害者が自宅に追加のセキュリティ対策を講じること、④被害者が自宅を引っ越すこと、⑤身体的又は精神的疾患、⑥ストレスによる被害者の職場でのパフォーマンスの悪化、⑦被害者が社会的交流を停止又はその方法を変更することが含まれるとされている⁵⁸。

第4節 2019年ストーキング保護法

2019年ストーキング保護法により、警察の責任者がストーキング保護命令を治安判事裁判所(magistrates' court)に申請することができ、治安判事裁判所は(a)加害者がストーキングに相当する行為を行った場合、(b)加害者が他者に対してストーキングから生じる危険をもたらす場合、及び(c) (他者が(a)に規定する行為の被害者であったか否かにかかわらず) ストーキング保護命令が他者を当該危険から保護するために必要であると信ずるに足りる正当な理由がある場合には、ストーキング保護命令を発することができることとされた(2019年ストーキング保護法第1条(1)、第2条)。

⁵⁷ Judith Gowland, Protection from Harassment Act 1997: The 'New' Stalking Offences, (2013), Journal of Criminal Law, vol.77(5), at p.396.

⁵⁸ Home Office, Circular: a change to the Protection from Harassment Act 1997, (2012), <<https://www.gov.uk/government/publications/a-change-to-the-protection-from-harassment-act-1997-introduction-of-two-new-specific-offences-of-stalking>> [2023/9/15].

第5節 支配的態度又は威圧的態度に関する法規制

第2節において紹介した1997年ハラスメントからの保護法は、ハラスメント及びストーキングについて厳密な定義を置かず、民事的対応及び刑事的対応の双方を規定しているという点に特徴があり、同法は当初ストーカー対策を目的としていたものの、より広いハラスメントについての規制法として成立したことから、一般法として幅広く適用されるようになり、職場でのいわゆるパワーハラスメント等についても適用されてきた。

しかし、本節で説明するとおり、1997年ハラスメントからの保護法が継続中の親密なパートナー又は家族内の関係に適用されるかは明確になっておらず、判例も同法を用いた加害者の処罰には消極的であった。そこで、法の谷間に落ちてしまい、十分な保護を受けられていない継続中の親密なパートナー又は家族関係における虐待に対処する必要性が認識されるようになった。そこで、本節では、イギリスにおいて、この問題につきどのような対策がなされることとなったのか、支配的又は威圧的態度に対する法規制について考察する。

第1款 DAの定義の改正

2004年、イギリス政府は、DVについて、複数存在していた定義を統一化し、「性別やセクシュアリティを問わず、親しいパートナー又は親族間でのあらゆる脅迫的態度、暴力又は虐待（精神的、身体的、性的、経済的又は心理的なもの）」と定義した（但し、これは法定の定義ではない。）⁵⁹。

⁵⁹ Home Office, CROSS-GOVERNMENT DEFINITION OF DOMESTIC VIOLENCE: A CONSULTATION, (2011), at p.6, < https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/157798/dv-definition-consultation.pdf > [2023/9/15].

しかし、DVには威圧的支配（coercive control）がしばしば含まれているにもかかわらず、上記の定義に威圧的支配が含まれていないことにより、被害者にとって、どのような行為がDVに該当するのか不明確となる恐れがあるのではないか等の問題意識から、2011年12月に協議（consultation）⁶⁰が行われ、DVの定義の改正について検討されることとなった⁶¹。威圧的支配とは、力（power）と支配（control）との関連の中で行われる重複して繰り返される虐待の複雑なパターンをいい、精神的な支配はDVを他の犯罪と区別する特有の特性であり、そのような支配により、被害者は恐怖の結果、行動の変化を強いられることがありうると指摘されていた⁶²。

そして、意見聴取の結果、改正への賛成が圧倒的多数であったこと等をふまえて、協議会はDVの定義を改正することを決定し、2013年3月から、タイトルが「ドメスティック・バイオレンス及びドメスティック・アビューズ」に変更されるとともに、その定義が「性別やセクシュアリティを問わず、16歳以上の⁶³親しいパートナー又は親族に対する支

⁶⁰ 「協議(consultation)」とは、イギリスにおいて、省が白書又は緑書等により施策を公表し、専門家、利害関係団体や一般公衆から意見を募集する制度をいう（古賀豪「英国の政府提出法案の立案過程—英国内閣府の『立法の手引き』—」レファレンス731号86頁（2011））。

⁶¹ Home Office, supra note 59, at pp.3 -9.

⁶² Home Office, supra note 59, at p.9.

⁶³ かつての政府によるDVの定義では、16歳から18歳の者は対象外とされており、18歳未満の者に対するDVは児童虐待として考慮されていたところ、10代での関係性（teenage relationships）におけるDVの性質は、多くの場合成人者間での関係性に近いのではないかとの問題意識から、2011年12月の協議においては、16歳から17歳の者をDVの対象とすべきかについても議論された（Home Office, supra note 59, at pp.12-13）。意見聴取の結果、18歳未満の子どもに対しては、児童保護サービスが用いられるべきとの反対

配的態度、威圧的態度、脅迫的態度、暴力又は虐待」に広げられ、対象となる虐待について、身体的虐待にとどまらず、精神的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待を含むものとされることとなった⁶⁴。また、そこでは、支配的態度とは、「ある人を支援の手から孤立させることにより、従属下におき、及び／又は依存させ、自らの利益となる資質や能力を搾取し、独立、抵抗、脱出のための必要な手段を奪い、日々の行動を制限する行為」、威圧的態度とは、「被害者を害し、痛めつけ、怖がらせるために用いられる暴行

意見もあったものの、16歳が婚姻年齢とされ、パートナーと同棲するために実家を出ることが可能であることから、16歳以上の者は18歳以上と同等のサービスを受ける権利があるべきであること、16歳から17歳の者については、児童保護サービスを受けることが不適切である一方で、成人のためのDV関連サービスの年齢要件を満たさず保護の対象から漏れてしまう恐れがあること等を理由として、16歳から17歳をDVの対象とすることについて、賛成意見が85%という圧倒的多数を占めた。これを受けて、改正後のDVの定義には、16歳から17歳の者も対象に含めることとなった。(Home Office, Cross Government Definition of Domestic Violence – A Consultation Summary of Responses, (2012), pp.12-14, 20 <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/157800/domestic-violence-definition.pdf> [2023/9/15])。)

⁶⁴ Home Office, supra note 63, at p.19.

(assault⁶⁵)、脅迫(threat⁶⁶)、屈辱(humiliation)及び脅し (intimidation⁶⁷)その他の虐待」を指すとされている。

威圧的支配は、従前から DV の中核をなすと広く理解されており、この定義の変更が根本的な変化をもたらしたわけではないものの、この変更により、威圧的支配が力と支配との関連の中で行われる重複して繰り返される虐待の複雑なパターンとして認識されることの重要性が強調されることとなったと評価されている。また、威圧的支配が DV 及び DA の定義に含まれなければ、DV 及び DA は、切り離された事象としてとらえられ、結果的に被害者にとって、どのような行為が DV に該当するのか不明確となり、例えば身体的暴力のみが含まれると認識されてしまう恐れがあるとの指摘がある⁶⁸。

第 2 款 継続中の親密な関係で発生する支配的又は威圧的態に関する過去の判例

⁶⁵ 不法な威力をもって、他人の身体に危害を加えようとする試み、あるいは脅し(「assault」. 田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、1991 年) 67 頁)。

⁶⁶ 傷つける又は殺す等の人の身体又は財産に害悪を加える旨の告知(「threat」. 田中編・前掲注 65) 850 頁)。

⁶⁷ ある者又はその妻子に対し、不法な暴力を用い、又はその他暴力を行使すると脅す等により、その意思に反してある行為をし、又はしないようにさせようとする事、身体に対する暴力の行使又はその脅しに限らない(「intimidation」. 田中編・前掲注 65) 467 頁)。

⁶⁸ Home Office, Information for Local Areas on the change to the Definition of Domestic Violence and Abuse, (2013), at pp.2-3, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/142701/guide-on-definition-of-dv.pdf> [2023/9/15].

次に、継続中の親密な関係で発生する支配的又は威圧的態度に関し、判例法が1997年ハラメントからの保護法との関係でどのような判断を行っていたのかについて、R v Curtis 事件判決⁶⁹及び R v Widdows 事件判決⁷⁰という2つの判例を紹介する。

(1) R v Curtis 事件判決

R v Curtis 事件判決は、1997年ハラメントからの保護法第4条1項等に違反したとして刑事法院（Crown Court）で有罪判決を受けた被告人の控訴審であり、本判決では、起訴内容である9か月間にわたる6件の出来事を1997年ハラメントからの保護法におけるハラメントに相当する一連の行為にあたりと結論付けることはできないとして、原判決が破棄された。被告人と被害者は2005年春から2006年8月まで同居しており、本件の起訴内容は、以下の6件の出来事であった。

①2005年11月、車での旅行中、被告人が助手席で酒に酔って喫煙し、被害者に対してたばこを捨てながら罵り続け、走行中の車のドアを開ける等の異様な行動を行った。帰宅してから、被告人は彼の前妻は被害者よりも10倍の価値がある等と言って被害者を虐待した。そして、被告人は、手のひらで、2度ソファーに向けて後ろ向きに被害者を押し、被害者を乱暴に扱った。被害者は被告人を恐れていたが、コンピューターのキーボードを床に投げることで、被害者が被告人に対して怒っており、彼女を脅すことはできないと示そうとした。被害者は、被告人が手を出したことにショックを受けた。最終的には、被告人と被害者は一緒に就寝し、その後数週間にわたって状況は改善した（para 6）。

②2006年3月、被告人は、彼が怒るとすぐに被害者が酒（ベイリーズ）のボトルの最後の一滴を取り上げてしまうと被害者に対して文句を言った。これに対し、被害者は、たばこを彼の口から引抜き、流しに投げ、「あなたは飲むことしか考えてない」と言った。被害者は謝ったものの、被告人は被害者の喉にL字型に手をかけた。被害者は被告人の顔

⁶⁹ R v Curtis [2010] 3 All ER 849.

⁷⁰ R v Widdows [2011] EWCA Crim 1500.

を拳で殴り、被告人は被害者を押し倒した。被害者の犬がやってきて被告人に噛みついたため、被告人は犬を庭に蹴り出した。被告人は後ろにいた被害者を押し、被害者はラジエーターで頭を打った。被害者が警察に連絡した時、被告人は彼の頭の上でグラスを壊した。被告人は、犬に噛まれて流血しており、頭にも小さな傷があった。被害者は、被告人が彼女を殴る前に自分が被告人を殴ったことについて罪悪感を覚え、その後一緒に就寝した。後日、被害者は、被告人に報いるため、新しいギターを贈った (para 7)。

③2006年4月、被害者は深酔いしている被告人を真夜中に迎えに行った。被害者の説明によると、被告人は、最初は機嫌が良かったものの、たばこを巻いている間にたばこをこぼし怒りだした。被告人はテキストメッセージを送り始め、被害者は彼が別の女性にテキストメッセージを送っているかもしれないと思った。被害者が時速約60マイルで運転していたとき、彼はハンドブレーキを引いて車をスリップさせた。被害者は泣いて震えていたが、被告人はそれを面白がっていた。

この点について、被告人は被害者に対して繰り返し車を止めるように頼んだ後でこのような行為を行ったものであり、時速35から40マイルで運転されていたため危険はなく、被害者の説明は不正確であると反論している (para 8-10)。

④上記③の出来事の後、帰宅し、被告人は怒って被害者に叫び、「お前は哀れで嫉妬深い。」と言った。被告人が手のひらで被害者の肩を3度押し、彼女のドレスングガウンをつかみ、ガウンの下の彼女の皮膚をつまむと、被害者は被告人の顔に飲み物を投げつけた。被告人は被害者をドアに押し付け、胸に打撲傷を負わせた。被害者はドアを通る際に腕をぶつけたが、それは被告人のせいではなかった。被告人は被害者の頭の上にビールを注いだ。被害者は締め出され、被告人の両親の家に一晚滞在した。翌朝、被告人は本当に申し訳なさそうにしていた。被害者はまだ被告人を愛しており、被告人が本当に申し訳ないと感じていると感じた。反対尋問で、被害者は、被害者が被告人の顔にビールを投げつけたとき、被告人が彼女に対し手をかけなかったことを認めた (para 11)。

⑤2006年7月の休暇中、湖水地方でキャンプをしている際、被告人と被害者は楽しい夜を過ごしていたが、被告人はひどく酔っていた。ガス瓶が近くにあり、被害者は、テントで火事になるのを心配し、被告人にテントでたばこを吸わないように頼んだ。被告人の娘アビーは、しばらくの間テントを離れた。被害者は、ベッドの中で、被告人が肘と膝を彼女に押し付けていることを確認し、被害者は被告人を離そうとして足を平らにしたところ、被告人はベッドから後ろ向きに転がり落ちた。その後、被告人は被害者に乗りかかり、被害者の喉に手を回し、被害者は被告人に殴られると思った。被害者は泣き叫び、怯え、動揺していた。被害者と被告人の娘は帰宅し、被害者は家を売りに出すことを決めた。被告人はいかにも申し訳なさそうな様子で、飲酒をやめるので一緒にいてほしいと懇願した (para 12)。

⑥被害者は、被告人に自殺してほしいと考えており、離れなければ最終的にどちらかが傷つくことになると考え、離婚したいと考えた。被告人は被害者に対し、行かないでほしいと懇願した。2006年8月12日の夜、被告人は被害者を起こし、被害者は家からガソリンの煙のような匂いがしていることを発見した。動力モーターのエンジンから煙が発生していたため、被害者は被告人の兄弟にメールして来てもらい、被告人がしようとしていたことについて恐れを抱いた。被害者は被告人が自分を傷つけようとしたと思っていたが、一緒に就寝した。被害者は、抗う力はなかったが、被告人の接近を恐れていたと言った。被告人は被害者が兄弟に電話をかけたことに腹を立てていたが、この時までには落ち着いていた。被害者は恐怖で震えていたが、被告人は暴力的、攻撃的、又は脅迫的な行動をとらなかった。被告人は被害者を傷つけないと言い、就寝した (para 13)。

裁判所は、被告人が行った行為が一連の行為に該当しているか、当該一連の行為はハラスメントに該当するものであるかを考慮する必要がある、両者は相互に関連している (para 31) と指摘した。また、本件において、出来事は些細なことではなく、時には大きな力が使われたが、このような不安定な関係において、9か月間の6件の出来事は、法令の意味におけるハラスメントに相当する一連の行為であったと結論づけることはできず、

双方に攻撃性がある短気で不品行な態度が自然発生的に出現していることが本件の特徴であり、かなりの期間の愛情深い生活期間に散在してそれらが出現していることから、一連の行為ということはできないと判示した。そして、1997年ハラスメントからの保護法第1条の「ハラスメント」が同居人に対するハラスメントを含む可能性を排除するものではないが、本件における被告人の行為は、同法の意味におけるハラスメントに相当する一連の行為として適切に分類することはできないと述べた (para 32)。

(2) R v Widdows 事件判決

R v Widdows 事件判決は、1997年ハラスメントからの保護法第4条1項違反及び強制性交の罪で刑事法院において有罪判決を受けた被告人の控訴を認め、原判決を破棄したものである。本件では、2008年8月から2010年3月までの間、被告人と被害者は同居していたものの、不安定な関係にあった。その間、二人は何度も別れたが、数時間か数日後には仲直りし、別居中、被告人は年配の友人Dのところに滞在していた。1997年ハラスメントからの保護法第4条1項に基づく罪の起訴内容は、2009年1月から2010年3月までの以下の6件の出来事であった(強制性交は、⑥の出来事において行われている) (para 4)。

①2009年6月、被告人はDの家に滞在していたが、被害者を訪問し、性的関係を持った。被告人は被害者からの泊まっていけないかとの申し出を断り、Dの家に戻った。被害者は、被告人がインターネットの出会い系サイトを使うために出て行ったのではないかと疑い、Dの家を訪ね被告人と対峙した。被害者は動揺しており、被告人がドアを開けた際、被告人は被害者に向かって叫び、攻撃的で不快な態度をとった。被告人は被害者を持ち上げて家の外に投げ出し、被害者は腕にひどい打撲傷を負った。

この点について、被告人は被害者が彼にハラスメントを行ったと主張しており、被害者が泣き叫んでいる間に、強制的に連れ出したにすぎず、その際に彼女の腕をおそらくぎゅぎゅ握りしめすぎたのであり、彼女を投げ出したわけではないと反論している (para 5-6)。

②2009年7月、被害者は女友達と夜のひと時を過ごすことを望んでいたが、被告人は被害者を押し倒し、怒鳴った。被害者は恐怖と孤独を感じた。

この点について、被告人はこの出来事を思い出すことはできないが、彼女が友達に会うことを妨げたことは一度もないと主張した (para 7)。

③2009年8月、被害者と被告人は一緒にトルコに休暇に行く予定であったが、被告人はパスポートを更新する必要があった。彼らは役所へ行く間に口論し、被告人が被害者のナビゲーション能力を非難し、耳に手を当てた。被害者が被告人の手を動かそうとしたとき、被告人は被害者の鼻と口の近くを殴った。その後、被告人は動揺し、被害者の怪我の手当をした。なお、被害者は、トルコでの休暇中は、本当に素晴らしい時間を過ごしたと述べている。

この点について、被告人は被害者が彼の目を突いてきたので、押しのけようとしたときに、誤って被害者を殴ったと反論している (para 8-9)。

④2010年1月、被害者は、被告人が仕事に行かなかったことに不満を抱き、彼を仕事に行かせた。被告人が仕事をしている間、彼女は彼に「素敵な」テキストメッセージを送った。被告人は家に帰ると、テキストメッセージを読むことを拒否し、被害者を木製の床に投げつけ、階段の上に押し上げた。

この点について、被告人は、彼が携帯電話の電源を入れることを拒否したにもかかわらず、被害者がしつこく主張したため、彼女に立ち去るように言い、押したにすぎないと反論した (para 11)。

⑤2010年1月下旬、被告人と被害者はホテルに宿泊し、それぞれ大量に飲酒した。二人が部屋に戻った際、被害者は友人の交際相手（男性）から文末にキスと記載されているテキストメッセージを受け取った。被告人は、平静を失って、被害者のブーツで彼女を殴り、彼女をバスルームに引きずり込んだ。

この点について、被告人は、テキストメッセージが薬物と関係があったので苛立っていたが、ブーツを拾い上げたのは被害者であり、彼は自分自身を防御したに過ぎないと反論した (para 12)。

⑥2010年3月6日、被告人と被害者は、ウォッカを飲み、被害者が持ってきたコカインを摂取した。彼らはバスルームで合意の上で性的関係を持った。その後、被告人は、被害者が拒否したにもかかわらず口淫し、被害者が「後で」と言ったにもかかわらず、被害者に馬乗りになり、強姦した。そして、被告人は、被害者の顔にシャワーを浴びさせた。

この点について、被告人は、性行為は合意に基づくものであったが、被害者は態度を変え、彼を平手打ちし始めたため、事態に対処しようとしたのであり、実力行使の程度は合理的であったと主張している (para 13-14)。

検察は、本件が伝統的又は典型的なハラスメントのケースには該当しないものの、6件の出来事は、被害者に将来暴力が加えられるとの不安を与える一連の行為と呼べるものであり、R v Curtis 事件判決と異なり、本件の出来事はより一方的であり、被告人から被害者に対してより暴力が用いられていることから、同事件と区別することが可能であると主張した (para 19-20)。

しかし、裁判所は、本件を検察に有利に R v Curtis 事件判決と区別することはできないと述べ、1997年ハラスメントからの保護法第4条は、通常、暴力として起訴されていない、両当事者が関係を持続し、その継続を望んでいる長期間の主として愛情のある関係で起こった出来事に刑罰を科す手段として適切ではないと判示した (para 29)。そして、本件の親密で愛情深い関係にある9か月にわたって行われた暴力行為の説明は、一連の行為の要件又は当該行為がハラスメントに相当する行為という要件をも満たしていないと認定した (para 30)。

第3款 2判例の位置づけ

上記のとおり、イギリスの裁判所は、1997年ハラスメントからの保護法を継続中の親密な関係における支配的又は威圧的態度に適用することに消極的であり、継続中の親密な関係においては、両者が愛情深く接しているように見える期間の中に、支配的又は威圧的態度が散在して発生することから、判例上、これらの出来事がハラスメントに相当する一連の行為に該当するとの認定はなされていなかった。しかし、この点に関する問題意識が第4款及び第5款において紹介するとおり、支配的又は威圧的態度罪の創設につながったといえ、この2つの判例は、支配的又は威圧的態度罪の導入理由の一つとなったものである。

第4款 支配的又は威圧的態度罪の導入をめぐる議論

DAの政府定義が広がり、支配的又は威圧的態度が含まれるようになったこと及び現行法に基づくDA（とりわけ威圧的支配の形でのDA）に対する警察の対応が不十分であることを示す調査結果が示された⁷¹ことを受けて、2014年8月、被害者に対するより良い保護を提供するためにDAに関する現行法を強化する必要があるかについての見解を求めることを目的として、協議が行われた⁷²。本協議当時の法制において、親密な関係における身体に対する暴力的言動については、既存の刑罰が適切に適用されていた。しかし、親密

⁷¹ Her Majesty's Inspectorate of Constabulary, *Everyone's business: Improving the police response to domestic abuse*, (2014), at pp.9, 17-18, 23, <<https://www.justiceinspectors.gov.uk/hmicfrs/wp-content/uploads/2014/04/improving-the-police-response-to-domestic-abuse.pdf>> [2023/9/15].

⁷² Home Office, *Strengthening the Law on Domestic Abuse - A Consultation*, (2014), at pp.3-5, < https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/344674/Strengthening_the_law_on_Domestic_Abuse_-_A_Consultation_WEB.PDF> [2023/9/15].

な関係における支配的又は威圧的態度についての特定の刑罰は規定されておらず、1997年ハラメントからの保護法におけるストーキング又はハラメントの枠組みの中でとらえられていたところ、同法が親密な関係に適用されるかは明確ではなかった。そこで、本協議は、DAの政府定義に従って、親密な関係における支配的又は威圧的態度のパターンをとらえるための特定の犯罪を創設すべきか否かという点に焦点を当て、検討されることとなった⁷³。

専門家、警察、被害者、支援団体等の関係各所への意見聴取をおこなったところ、現行法はDAの政府定義を適切にとらえられていないという意見が70%を超え、DAに関する法律を強化することに賛成する回答が85%と大多数を占めた⁷⁴。

協議の結果、支配的又は威圧的態度のパターン、とりわけ継続中の親密なパートナー又は家族関係で発生するもの、をめぐる現行法の枠組みには間隙が存在していることが認識された。すなわち、DAのパターンの中には、ストーキングやハラメントに対する法制の対象となるものもあり得るが、ストーキングやハラメントに関する法は、継続中の親密なパートナーとの関係での支配的及び威圧的態度に明示的には適用されない。また、ストーキングやハラメントに対する法制がDAの問題に対処する手段として適切であるとしても判例法が障害となっている（本節第2款参照）。そして、ストーキングやハラメントは、支配という要素を特徴としておらず、一般的には脅したり恐怖を抱かせたりすることを意図しているところ、DAでは、そのような脅しに加えて、加害者が虐待を隠すために親密な関係を装うほか、被害者が虐待にもかかわらず関係を継続することを望んでい

⁷³ Ibid, at p.11.

⁷⁴ Home Office, Strengthening the Law on Domestic Abuse Consultation–Summary of Responses, (2014), p.5, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/389002/StrengtheningLawDomesticAbuseResponses.pdf> [2023/9/15].

る可能性が高いため、加害者が安心しているという特殊な構造が存在しており、そのような点において DA はストーキングよりも破壊的であるといえる。上記をふまえて、最終的に、2015 年重犯罪法を改正し、新たに親密なパートナーや家族間で行われる支配的及び威圧的態度のパターンを明確に DA 犯罪として規定すべきであると結論づけられた⁷⁵。

そして、支配的及び威圧的態度を明確化するための法律案の審議の過程において、ベイツ卿 (Lord Bates) は、DA について多くの人がいまだに暴力が含まれる場合にのみ犯罪であると考えており、裁判所でさえも、虐待について、蜜月期(periods of affection)が組み入れられているために継続的な関係についてストーカーやハラスメントに関する法制は適用されないとの見方をとっており、支配的で思い通りに操ろうとする加害者が発覚を避けるためにパートナーや家族の構成員に対して愛情を示すように装う DA のケースが除外されてしまうとの問題点を指摘し、新しく導入する支配的又は威圧的態度罪が本改正に伴い制定されるガイドラインと合わせて被害者を保護し、加害者を処罰することを容易にするであろうと述べている⁷⁶。また、審議において、バジルドンのスミス女男爵 (Baroness Smith of Basildon) は、本修正案は、親密な関係における支配的又は強制的な行動が危険であることを認識しているだけでなく、暴力的でより虐待的な行動に陥る前に問題の芽を摘む可能性がある点において、予防措置にもなり得るものであり、たとえそれが暴力的な行動につながらなくても、支配的態度は危険であり、人を蝕むものであるという点に言及している⁷⁷。

第 5 款 2015 年重犯罪法第 76 条 (支配的又は威圧的態度罪) の制定

⁷⁵ Ibid, at p.11.

⁷⁶ Hansard, March 2, 2015, vol. 760 col 66-67.

⁷⁷ Ibid, vol. 760 col 67.

上記の経緯をふまえて、2015年3月3日、女王裁可を経て、2015年重犯罪法第76条に親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度について、5年以下の拘禁若しくは罰金又はその併科を可能にする新たな刑罰が導入されることとなった⁷⁸。すなわち、判例法は、ストーキングやハラスメントに関する現行法が継続中の親密な関係で発生する支配的又は威圧的態度には適用されないことを示唆していたところ（本節第2款 R v Curtis 事件判決、R v Widdows 事件判決参照）、支配的又は威圧的態度は親密な関係でも起こりうるため、法の間隙を埋めることを目的として、支配的又は威圧的態度罪が導入された⁷⁹。

なお、後述の2023年4月に改訂された最新の「親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度に関するガイダンス（Controlling or Coercive Behaviour in an Intimate or Family Relationship: Statutory Guidance Framework、以下「CCB ガイダンス」という。）によれば、支配的又は威圧的態度、ストーキング及びハラスメントは、いずれも「一連の行為」、「態度のパターン」、「少なくとも2回以上の暴力を用いて恐怖を与える又は日常生活に実質的な影響を与える程度に重大な不安や困惑を与える」ないし「ハラスメントに値する態度」を含むものであり、重なり合う場面がありうるところ、犯罪が執着的、執拗、不快なもので、繰り返される場合、ストーキングのリスクの高さ及び早期介入の必要性から、警察官及び検察官はまず、この行動がストーキングであるかどうかを検討し、ストーキングには該当しないものの、人を従属又は依存させるように仕向ける行為を含み、被害者の自立、抵抗、逃亡に必要な手段を奪い、日常の行動を規制している場

⁷⁸ Home Office, Controlling or Coercive Behaviour in an Intimate or Family Relationship: Statutory Guidance Framework, (2015), p.2, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/482528/Controlling_or_coercive_behaviour_-_statutory_guidance.pdf> [2023/9/15].

⁷⁹ Ibid, at p.6.

合には、支配的又は威圧的態度あるいはハラスメントに該当するかを検討すべきとされている⁸⁰。そして、イギリス検察庁(Crown Prosecution Service)による「親密な者又は家族関係における支配的又は威圧的態度 (Controlling or Coercive Behaviour in an Intimate or Family Relationship)」と題するガイダンス (以下、「CPS ガイダンス」という。) は、言動が支配的又は威圧的であり、暴力が加えられるとの恐怖を与えるものではないが、被害者の日々の通常の活動に影響を与えるものである場合 (例えば、いつ家を出ることができるか、誰と付き合うことができるか、誰と付き合うことができないかを制御し、財産を管理し、借金を強制する等) には、ハラスメントに関する罪が適用できる場合でも支配的又は威圧的態度罪を利用することが適切であるとの見解を示している⁸¹。

同罪の成立要件として、(a)加害者が繰り返し又は継続的に被害者に向けて支配的又は威圧的な態度をとっていること、(b)当該態度の時点で、加害者と被害者が個人的関係にあり、(c) 当該態度が被害者に対して重大な影響を与えるものであり、かつ(d)加害者が、当該態度が被害者に対して重大な影響を与えることを知っているか又は知りうべきである場合があげられている (2015年重犯罪法第76条(1))。加害者の態度が被害者に重大な影響を与えるとは、(a)被害者に対して、少なくとも2回以上の暴力を用いて恐怖を与えること又は(b)被害者の日々の通常の活動に実質的に有害な影響を与える重大な不安や困惑を与え

⁸⁰ Home Office, Controlling or Coercive Behaviour: Statutory Guidance Framework, (2023), at para 137-138, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1148945/Controlling_or_Coercive_Behaviour_Statutory_Guidance_-_final.pdf> [2023/9/15].

⁸¹ Crown Prosecution Service, Controlling or Coercive Behaviour in an Intimate or Family Relationship, 'Selecting the Most Appropriate Charge or Charges', (2023), <<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/controlling-or-coercive-behaviour-intimate-or-family-relationship>> [2023/9/15].

ることを意味する（同条(4)）。なお、同条(1)(d)の重大な影響を与えることを「知りうべきである」か否かは、同様の情報を保有する通常の判断能力を有する一般人を基準にして判断する（同条(5)）。

CPS ガイダンスでは、「被害者の日常生活に実質的に有害な影響を与えること」には、①心身の健康の悪化、②人付き合いをやめ、又は身体運動のような活動をやめること、③自分自身や子どもを保護するために自宅で CCTV カメラのような対策を講じる必要があること、④自傷行為、⑤摂食障害、⑥自己や子どもを保護するための対策を家庭で実施すること、⑦勤務形態、雇用形態、通勤ルートを変えることが含まれると記載されている⁸²⁸³。

⁸² Ibid, ‘The behaviour has a serious effect on the victim’.

⁸³ なお、CCB ガイダンスでは、「重大な影響」には下記を含む（以下は、例示列举である。）との見解が示されている（para 21）。

- ・ 人との交流をやめること又は人との交流の方法を変えること
- ・ 心身の健康の悪化
- ・ 食事時間や家事に関するものを含む家庭での日課の変更
- ・ 自己や子どもを保護するための対策を家庭で実施すること
- ・ 勤務形態、雇用形態、通勤ルートを変えること
- ・ 加害者に監視され、報告する必要があること
- ・ 経済的自立の制限（例えば、お金へのアクセスの拒否、被害者の就労の妨害、加害者による雇用の妨害、共同銀行口座へのアクセスの拒否、強制債務）
- ・ 薬、電話及びインターネットの使用の剥奪
- ・ 家族や友人を訪ねることができなくなっていること
- ・ 以前に楽しんだ活動に参加できなくなっていること
- ・ 社会的に孤立していること
- ・ 何を着ることができ、着ることができないかを命じること

従来、個人的関係とは、(a)親密な人的関係⁸⁴にあるか、又は(b)同居しており、かつ(i)同一家族の構成員であるか又は(ii)過去に親密な人的関係にあったものをいう（同条(2)）と定義されてきた。しかしながら、本条項は、2021年4月29日に成立したDA法第68条により改正され、加害者と被害者が、以下の関係にある場合には、個人的関係にあると定義することとなった。なお、本改正は、2023年4月5日に施行された⁸⁵。本改正により、過去に親密な人的関係にあった者や家族の構成員についての同居要件が削除されたため、支配的又は威圧的態度罪は、被害者と加害者が同居しているか否かを問わず、以下の関係にある者に適用されることとなる。

(a)現在又は過去に婚姻関係にある者

(b)現在又は過去にシビルパートナー関係にある者

(c)婚姻することに合意している者（合意が解消された場合も含む。）

(d)シビルパートナーシップに合意している者（合意が解消された場合も含む。）

(e)現在又は過去に親密な関係にある者

-
- ・ 不安、うつ病を含む感情的及び心理的危害、心的外傷後ストレス障害
 - ・ 罰を受けること又は規則に従わなければならないこと
 - ・ あらゆる種類の罰を恐れて生活すること

⁸⁴「親密な人的関係」にある交際相手については、同居しているか否かを問わず、本罪の適用があるとされている（Home Office, *supra* note 78, at p.12）。そして、例えば、恋愛関係、性的関係にある者（同性パートナーも含む）は、親密な人的関係にある者に該当すると解されている（Rights of Women, *Coercive control and the law*,(2016),<<https://rightsofwomen.org.uk/wp-content/uploads/2016/03/ROW-%C2%AD-Legal-Guide-Coercive-control-final.pdf>>[2023/9/15]）。

⁸⁵ The Domestic Abuse Act 2021 (Commencement No. 1) Regulations 2023, Section 2.

(f)現在又は過去に同一の子を巡り親子関係にある者⁸⁶

(g)親族関係にある者

なお、DA 法第 68 条により、同居要件を削除する 2015 年重犯罪法第 76 条の「個人的関係」の定義の改正がなされることを受け、DA 法及び DA 法ガイダンス及び現場機関向けのその他の関連するガイダンス及びトレーニング資料に定められるより広範な措置を反映するために、CCB ガイダンスが改訂されることとなり、2022 年 4 月から 6 月にかけて協議が行われ、内務省での分析が行われた⁸⁷。そして、2023 年 4 月 5 日、改訂版の CCB ガイダンスが発効した。

CCB ガイダンスにおいて、支配的又は威圧的態度は、単独の出来事に関連するものではなく、相手に対し、力、支配又は威圧を行使するために長い期間をかけて行われる意図的な態度のパターンであると指摘されている⁸⁸。そして、上記本節第 1 款で述べたイギリス政府が 2013 年に設定した「支配的態度とは、『ある人を支援の手から孤立させることにより、従属下におき、及び／又は依存させ、自らの利益となる資質や能力を搾取し、独立、抵抗、脱出のための必要な手段を奪い、日々の行動を制限する行為』、威圧的態度とは、『被害者を害し、痛めつけ、怖がらせるために用いられる暴行、脅迫、屈辱及び脅しその他の虐待』を指す。」という支配的態度、威圧的態度の定義を保持したうえで、CCB ガイ

⁸⁶ 当該親が生物学上の親である場合に限定されず、親責任 (parental relationship) を有している場合を含む (DA 法第 68 条(4))。

⁸⁷ Home Office, Controlling or Coercive Behaviour Statutory Guidance Consultation: Government response, (2023), <<https://www.gov.uk/government/consultations/controlling-or-coercive-behaviour-statutory-guidance>> [2023/9/15].

⁸⁸ Home Office, supra note 80, at para 22.

ダンスでは、支配的又は威圧的態度の範囲に含まれる態度の概要として、以下が示されている（以下は、例示列挙である。）⁸⁹⁹⁰。

⁸⁹Home Office, supra note 80, at para 32.

⁹⁰ 改訂前の CCB ガイダンスでは、支配的又は威圧的態度の範囲に含まれる態度の概要として、以下が示されていた（Home Office, supra note 78, at pp.3-4）が、CCB ガイダンスの改訂により、さらに幅広い態度が列挙されるようになった。

- ・友人や家族から孤立させること
- ・生活必需品を奪うこと
- ・時間を監視すること
- ・オンライン通信ツールを通じて又はスパイウェアを使って監視すること
- ・日々の活動のあらゆる局面を管理すること（例えばどこに行くか、誰と会うか、何を着るか、いつ寝るか等）
- ・専門家や医療サービス等の支援へのアクセスを奪うこと
- ・例えば「価値のない人間」であると告げる等して、繰り返しけなすこと
- ・被害者の自尊心を傷つけ、価値を貶め、人間性を奪う強制的なルールや活動
- ・自分を責めさせ、行政機関への発覚を防止するために、被害者に対して、窃盗、ネグレクト又は児童虐待等の犯罪を行わせること
- ・小遣いが過酷な金額である等、家計の管理を含む経済的虐待
- ・傷つける又は殺す等の脅迫 (threat)
- ・子どもへの脅迫
- ・個人情報明らかにする又は公表するとの脅迫
- ・暴行 (assault)
- ・器物損壊
- ・強制性交

身体的及び性的暴力／虐待、暴力行為

- ・ 身体的暴力、及び身体的暴力を加えるとの脅迫
- ・ 身体的脅迫（例えば、ドアを塞ぐこと、拳を握りしめたり、拳を振るったりすること、ドアをバタンと閉めること、壁を叩くこと、叩いたり殴ったりするふりをする事、被害者に対して又は被害者の周りに物を投げる事、武器や危険物を見せること、被害者を乗車させている際に危険又は不規則な運転をすること）
- ・ 性的暴力、威圧又は虐待、及び性的暴力を加えるとの脅迫

心理的又は精神的虐待

- ・ 信仰に関連する虐待
- ・ 言葉による虐待
- ・ パートナー、配偶者、又は親としての被害者の役割に対する絶え間ない批判
- ・ 被害者の友人や仲間の選択についての批判
- ・ 故意に被害者を弱体化及び/又は操作すること
- ・ 被害者のソーシャルメディアに望ましくないメッセージを投稿すること

支配的態度

- ・ 被害者の日常の活動や行動の制御又は監視（例えば、どのように時間を過ごしたかを説明させること、何を着ることができるか、何をいつ食べることができるか、いつどこで寝ることができるか、誰と会い、誰と話すことができるか、どこで働くことができるかを指示すること、トレーニングや成長等につながるアクセスを制限すること）
- ・ スマートデバイスやソーシャルメディア等のデジタルシステムを使用して、被害者を威圧、支配し、苦しめ、監視すること（例えば、電話の使用の制限及び確認、ソーシャ

-
- ・ 交通機関又は仕事へのアクセスの妨害

ルメディアアカウントの全てのパスワードを把握すること、デバイス上の位置追跡、トリガーとなる可能性のある画像の投稿)

- ・被害者が嫌がる行為をするように説得するための威圧又は強制の行為
- ・経済的虐待(例えば、強制債務 (coerced debt)、強制による支出/銀行口座/投資/住宅ローン/給付金の支払い)
- ・例えば、仕事へのアクセスを拒否する、働く場所を指示し、職場に現れる等して、被害者を支配するために被害者の職場を利用すること
- ・被害者が従うことを要求される規則や規制を作成し、強制すること (例えば、規則から逸脱した場合に、公衆の面前で又は私的に非難したり、屈辱を与えたりすること)
- ・被害者に薬物の販売、武器の所持等の犯罪行為を強要すること
- ・被害者の後をつけること及び/又は予期せず現れること。例えば、被害者の就労場所や友人と会っている場所に現れること
- ・生殖の強制 (被害者の受胎調節へのアクセスを制限することを含む。)、避妊方法の利用の拒否、被害者への中絶、体外受精(IVF)又は他の処置を受けることの強制、又はこれらへのアクセスの拒否
- ・アルコールや薬物等の物質を使用して依存を通じて被害者を支配すること、又は物質の入手を制御すること
- ・子の交流命令及び養育を利用して被害者を支配すること

抑圧的な態度

- ・被害者のパスポートやビザ等の移民関連文書を留め置き、及び/又は破棄すること。
- ・ボランティア活動、地元のクラブやグループ、スポーツチーム、市民/慈善活動等への参加等の通常の余暇活動の妨害
- ・被害者が言語を学んだり、例えば英語が母語ではない場合に既存の英語能力を高めることを妨げること、又は民族的若しくは文化的背景の外で友達を作ったりすることを妨げること

- ・ 通訳（聴覚障害者のためのイギリス手話（British Sign Language）を含む。）を拒否すること
- ・ コミュニケーションへのアクセスを妨げること（例えば、情報をアクセス可能にすることを拒否すること、コミュニケーション支援ツール、補助代替コミュニケーション（augmentative and alternative communication）及び/又は支援する専門家へのアクセスの拒否）
- ・ 被害者が健康や社会的ケアの予約へのアクセスを制限すること、又は一人で予約した医療機関に行くことを拒否することを含む、健康や社会的ケアへのアクセスを妨げること（特に障害や長期的な健康問題を有する被害者に対して）
- ・ 被害者が薬を服用したり、医療機器による治療を受けたりすることを妨げること、過剰に薬を服用させること
- ・ 被害者を支援しようとしている家族、友人、専門家からの隔離、メッセージや電話の傍受

脅迫的態度

- ・ （特に障害者又は高齢者の被害者に対して）被害者の意思に反して介護施設、支援生活施設、精神保健施設等の施設に入所させるとの脅迫
- ・ 機密情報(性的行為、私的な性的写真又は動画⁹¹、性的指向、トランスジェンダーのアイデンティティ等)を暴露すると脅迫、又は写真やインターネット等を通じて、家族、友人、職場の同僚、コミュニティその他の者に対し、虚偽の主張をすること
- ・ 法定機関(警察、チルドレンズサービス（Children’s Services）、ジョブセンター（Jobcentre）、チャイルドメンテナンサービス（Child Maintenance Services）に虚偽の主張をすること

⁹¹ 関連する個人の同意なく、困惑させることを意図して私的な性的写真又は動画を開示すると脅迫することは、DA 法第 69 条により、個別の犯罪ともされている。

- ・例えば、子どもを連れ去ると脅したり、子どもに危害を加えると脅したりする等して、子どもを利用して被害者をコントロールすること
- ・（特にこれがコミュニティに汚名を着せる可能性がある場合）家族、友人、職場の同僚及びより広いコミュニティへの健康状態又は障害を開示するとの脅し又は脅迫
- ・被害者に恐怖を感じさせるような被害者（家族、友人、ペットを含む。）への脅迫
- ・被害者を入国管理局及び/又は警察に報告するとの脅迫、又は被害者を追放して出身国に戻すとの脅迫

- ・犯罪の疑いを報告するために警察に行くとの脅し又は脅迫

また、2021年7月に「DA法ガイダンスフレームワーク案（Domestic Abuse: Draft Statutory Guidance Framework、以下、「DA法ガイダンス案」という。）」が公表され、協議を経て、最終的に2022年7月「DA法ガイダンス（Domestic Abuse Statutory Guidance）⁹²」が公表された。DA法ガイダンスでは、以下の事項が支配的又は威圧的態度に含まれるとされた（以下は例示列举である）（para 50）。なお、これらの事項については、CCBガイダンスで示されている支配的又は威圧的態度の対象と多くの点で重なっている。

- ・どのように時間を過ごしたかを説明させること、何を着ることができるか、何をいつ食べることができるか、いつどこで寝ることができるかを指示することを含む、被害者の日常の活動や行動の制御又は監視・経済的虐待を容易にするための銀行口座の監視又は銀行口座のパスワードを共有するように強制することを含む被害者の金融サービスへのアクセスの制御

⁹² Home Office, Domestic Abuse: Statutory Guidance, (2022), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1089015/Domestic_Abuse_Act_2021_Statutory_Guidance.pdf> [2023/9/15].

・被害者を支援しようとしている家族、友人、専門家からの隔離、メッセージや電話の傍受

・通訳の拒否及び/又は通信アクセスへの妨害

・被害者が薬を服用したり、医療機器による治療を受けたりすることを妨げること、過剰に薬を服用させること又は被害者が健康や社会的ケアにアクセスするのを妨げること（特に障害や長期的な健康問題を有する被害者に対して）

・物質を使用して依存を通じて被害者を支配すること、又は物質の入手を制御すること

・子どもを連れ去ると脅す等、子どもを利用して被害者をコントロールすること

・例えば、ペットや身体障害者補助犬に危害を加えたり、これらを手放すと脅したりする等して、ペットや身体障害者補助犬を利用して被害者を支配又は威圧すること

・機密情報(例えば、性的行為、性的指向、トランスジェンダーのアイデンティティ)を暴露するとの脅迫、又は写真やインターネット等を通じて、家族、友人、職場の同僚、コミュニティその他の者に対し、虚偽の主張をすること

・家族、友人、職場の同僚、コミュニティ等に対して、性的指向や性同一性を開示するとの脅迫

・（特にこれがコミュニティに汚名を着せる可能性がある場合）家族、友人、職場の同僚及びより広いコミュニティへの健康状態又は障害を開示するとの脅し又は脅迫

・被害者が言語を学んだり、民族的又は文化的背景の外で友達を作ったりすることを妨げること

・被害者に対し、書類を留め置いたり、ビザやビザの申請に関し被害者に虚偽の情報を与えたりする等して不安定な移民の地位を脅かすこと（例えば、移民法を利用して強制送還の可能性をほのめかして被害者を脅すこと）

・被害者の健康状態を利用して恐怖を誘発し、自由や活動を制限すること

・（特に障害者又は高齢者の被害者に対して）施設に収容するとの脅迫

・身体的暴力、暴力的又は脅迫的な態度⁹³、性的虐待⁹⁴、心理的又は精神的虐待、経済的虐待⁹⁵及び言葉による虐待

⁹³ 身体的暴力、暴力的又は脅迫的な態度は、以下を含むがこれに限られないとされている (DA 法ガイダンス para 37)。

・蹴られたり、殴られたり、つままれたり、押されたり、引きずられたり、押し込まれたり、平手打ちされたり、引っ掻かれたり、首を絞められたり、唾を吐かれたり、嘔まれたりすること、又はこれらの行為の脅迫を行うこと

・ナイフやアイロンを含む武器の使用、又はこれらを使用するとの脅迫

・熱傷、やけど、中毒、又は溺死させること、又はこれらの行為の脅迫を行うこと

・被害者に対し、又は被害者の方に物体を投げること

・家族の構成員に対する暴力又は身体的虐待若しくは暴力の脅迫

・医療援助又は機器を損傷したり、これらへのアクセスを拒否することにより危害を加えること (例えば、聴覚障害者が手話でコミュニケーションをとることを妨害されたり、補聴器を取り外されることがあり得る)

・扶養義務を履行している者 (しばしば親族) に対し、危害を加えること。これは、障害者や高齢者等の依存度の高い個人に対し、特に関係があり、強制的に食物を与えること、過剰投薬、投薬の中止、又は医療へのアクセスの拒否を含む。

⁹⁴ 性的虐待は、以下を含むがこれに限られないとされている (DA 法ガイダンス para 41)。

・強姦性交及び性的暴力

・他者との性交又は性的行為を強要されること

・子どもを含む他者への脅迫のために性的行為を行うことを余儀なくされること

・望まない性的接触又は要求

・矯正強姦（‘Corrective’ rape）（LGBT であることの「治療」を目的として強姦を行う慣行）。

- ・意図的な HIV(ヒト免疫不全ウイルス)又は性的伝染性感染症への暴露
- ・避妊方法の使用についての欺瞞を含む強要又は欺罔による安全でない性行為を行うこと
- ・ポルノの作成に強制的に関与させたり、ポルノの視聴を強要したりすること
- ・致命的でない絞頸等の性行為中に被害者を傷つける行為

⁹⁵ 経済的虐待は、以下を含みうるとされている（DA 法ガイダンス para 65）。

- ・家族の収入のコントロール
- ・「許可」されない限り、被害者が金銭を稼いだり使ったりすることを許容しないこと
- ・被害者に対し食べ物を与えず又は特定の種類の食べ物のみを食べることを許可すること
- ・被害者の名義でクレジットカードやストアカード等の支払いをためたり、借金を重ねたりすること（被害者が知らないうちに行うことも含む。）
- ・世帯収入又は費用への貢献の拒否
- ・被害者を故意に家庭裁判所に行かせて、追加の裁判費用を負担させること
- ・被害者を加害者に経済的に依存させるために被害者の移民地位を正規化することを干渉又は妨害すること
- ・被害者が福祉給付を請求するのを妨げたり、被害者に給付金詐欺を強要したり、当該給付金を不正に流用したりすること
- ・被害者を加害者に経済的に依存させるために、被害者の教育、訓練、雇用及びキャリアを妨害すること
- ・被害者に携帯電話、車、ユーティリティへのアクセスを許可しないこと
- ・被害者の財産に損害を与えること
- ・被害者によるペットフードの購入やペットの獣医治療へのアクセスを許可しないこと
- ・被害者に財産又は資産についての署名を矯正すること

そして、心理的又は精神的虐待は以下を含みうるとされており、これらの態度の一部は支配的又は威圧的態度にも該当すると解されている（para 68）。

- ・人の不安や信念を操作したり、信頼される立場を濫用したりすること
- ・被害者に恐怖を感じさせるための一連の行動の一部としての敵対的な行動又は無視
- ・他人の前で行うことを含む侮蔑（これには、人種、性別、性同一性、性別適合、性的指向、障害、年齢、信仰若しくは信念について他者を侮辱すること、又は個人の親としての能力又は働く能力を損なうことが含まれる。）

- ・繰り返しけなすこと
- ・被害者を眠らせないこと又は被害者の睡眠の妨害
- ・ペットに対する暴力や脅迫を利用して、被害者を脅迫し、又は動物に危害を加えると脅す等して、苦痛を引き起こさせるだけでなく、被害者が動物の世話をする方法を支配すること

- ・第三者（家族、友人、同僚等）に危害を加えると脅迫すること
- ・ソーシャルメディアサイトを使用して被害者を脅迫すること
- ・被害者に自分の正気や精神を疑うように仕向けること（「ガスライティング」を含む）

また、言葉による虐待は、心理的又は精神的虐待、脅迫的態度、又は支配的又は威圧的態度に該当し得るものであり、例えば、以下のようなものが含まれるとされている（para 69）。

- ・繰り返し怒鳴ったり、大声で叫んだりすること
- ・虐待的、侮辱的、脅迫的な又は品位を傷つける言葉
- ・プライベート又は会社において、言葉による屈辱を与えること
- ・笑われ、からかわれること

- ・住宅ローンや養育費の支払い等の合意された又は必要とされる支払いを拒否すること
- ・故意に共有資産の売却、共同口座の閉鎖、住宅ローンを妨害すること

・障害、性別、性同一性、性別適合、宗教又は信仰の信念、性的指向、年齢、外見等について差別したり嘲笑したりすること

なお、DA 法ガイダンス案 (para 57) では、支配的又は威圧的態度の内容として、「片親疎外 (parental alienation) (子どもをマインドコントロールして、他方の親から引き離すように仕向けること。子どもへのリスクに関する懸念に基づく理由以外の理由で、一方の親が他方の親について否定的な見解を子どもに与えたり、一方の親が他の親との接触を妨げたり制限しようとしたりする企てを含む。)」も含まれていた。しかし、「片親疎外」や関連する「疎外行動(alienating behaviours)」は、幅広い論争となっている用語であること⁹⁶、「片親疎外」であるとの反対申立てがなされることを恐れることにより、被害者が DA を裁判所に開示したり、支援サービスにアクセスしたりすることが妨げられていることを示す調査結果があること等の意見が出された。これを受け、協議の結果、「片親疎外」の定義、含意、及び実際にどのようにアプローチするかに関する共通の理解を欠いていることをふまえ、最終の DA 法ガイダンスでは、「片親疎外」や「疎外行動」について明記することは避けられることとなった⁹⁷。

⁹⁶ 1980 年代にリチャード・ガードナー博士により、「片親疎外症候群 (Parental Alienation Syndrome)」という専門用語が提唱された後、「片親疎外」について、様々な研究が行われている。「片親疎外」という用語については、夫が子どもに拒否される自身の言動を顧みずに、一方的に妻を責める理由として悪用される恐れがある等の批判があり、賛否の論争がなされている (リチャード・A. ウォーシャック、青木聡 (訳)『離婚毒一片親疎外という児童虐待』(誠信書房、2012 年) 37-40 頁)。

⁹⁷ Home Office, Domestic Abuse Act 2021 Statutory Guidance Consultation: Government response, (2021), at pp.7-8, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1089716/Domestic_Abuse_Act_2021_Statutory_Guidance_Consultation_-_Government_Response.pdf> [2023/9/15].

但し、DA 法ガイダンスは、他者の前で行うことを含む隔離や軽蔑、子どもを使った支配の行使のような加害者による被害者を心理的又は精神的に虐待し、あるいは支配又は威圧しようとするあらゆる方法があることを認識すると同時に、DA 法ガイダンスは、子どもを DA の被害者として認識しており、別居後も虐待が続く余地があることを認識しているとされている。また、そのような態度は、単独で存在する可能性は低く、加害者によるより広い一連のパターンを示す可能性が高いとも指摘されている⁹⁸。

第 6 款 支配的又は威圧的態度をめぐる学説の状況

支配的又は威圧的態度を刑罰化することについては、肯定的な意見が通説的見解であった⁹⁹。Stark は、「DV を威圧的態度として再構成することは、パートナーによる虐待への対応として、いかに法執行を行うべきかに関し、逮捕、被疑者の尋問方法、証拠の収集方法、支援リソースの割当て方法を含む警察及び法的介入の指針となる基本原理から全てを変えることになる」と述べている¹⁰⁰。また、Wiener は、支配的又は威圧的態度罪は、「刑事司法機関が親密なパートナー間での虐待に対してより良く対処するための方法を変更する可能性がある」と述べており、また、威圧的態度という概念を法廷に持ち込むことができるようになったことにより、「虐待のサバイバーに対して虐待の不正及び結果として被

⁹⁸ Ibid.

⁹⁹ Home Office, Review of the Controlling or Coercive Behaviour Offence, (2021), at p.29, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/982825/review-of-the-controlling-or-coercive-behaviour-offence.pdf> [2023/9/15].

¹⁰⁰ Evan Stark, Looking beyond Domestic Violence: Policing Coercive Control, (2012), Journal of police crisis negotiations, vol.12 (2), at p. 213.

害者が経験した苦痛の双方をより正確に表現することのできる方法で虐待の経験を再構成することを可能にした」との利点もあると論じている¹⁰¹。

しかしながら、Hamilton は、支配的又は威圧的態度罪は、法令自体が非常に広く、境界があいまいであるために、個々の警察官に恣意的な裁量の余地を与え、不平等かつ不公平に執行される可能性があることや加害者が被害者を当該犯罪で告訴する実質的なリスクがあること（例えば、虐待者による財政管理への対応として、被害者が密かに貯金することについて、逆に加害者が、被害者が加害者から資産を隠し、金銭的コントロールを行っていると主張する可能性がある。）等の問題点を指摘し、支配的又は威圧的態度罪の成立は親密な関係におけるパワーダイナミクスに国家が干渉することを意味しており、「過剰な犯罪化(overcriminalisation)」につながると主張している¹⁰²。

その他、新たな犯罪の法制化及び刑事司法制度によるその履行に関しては、支配的又は威圧的態度の導入時から、①支配的又は威圧的態度が「1回の出来事」というよりは一連の行動であるという性質があることから、警察が支配的又は威圧的態度を認識し記録することに課題がある、②被害者が加害者との関係又は同居している状況を原因として、支配的又は威圧的態度罪を通じた裁判を求めない可能性がある、③身体的な証拠がより限られており、また被害者が継続的に支配下に置かれていることを原因として、被害者からの起訴への協力が得られにくいことにより、支配的又は威圧的態度を証拠化し、起訴することに課題がある等の問題点が指摘されていた¹⁰³。

¹⁰¹ Cassandra Wiener, Seeing What is “Invisible in Plain Sight”: Policing Coercive Control, (2017), The Howard Journal, vol. 56 (4), at p. 501.

¹⁰² Melissa Hamilton, The coercive control offence: a case study in overcriminalisation, in Maciej, C et al (ed.), The Philosophy of Legal Change, (2019), Routledge., at pp.200-201,212-214.

¹⁰³ Home Office, supra note 99, at p.30.

また、一部の学者は、支配的又は威圧的態度罪の定義及び対象の範囲についての懸念を示した。すなわち、元々の2015年重犯罪法第76条(2)の定義によれば、同居していない元親密な人的関係にあったパートナーや家族の構成員との関係では2015年重犯罪法第76条が適用されないため、別居後の虐待は保護の対象外となり、別居後の虐待については、1997年ハラスメントからの保護法により保護されることになる。しかし、別居後の虐待については、1997年ハラスメントからの保護法を適用できない場面や同法の適用が不適切であり、支配的又は威圧的態度ととらえるのが適切な場面があるうえに、別居後にまたが行われた虐待についてどの犯罪として記録し起訴すればよいのかについて捜査機関に混乱が生じる可能性があるとの指摘である¹⁰⁴。具体的には、Wienerは、元パートナーが被害者の名前を用いて未払いを溜めたり、不動産の売却への協力を拒んだり、養育費の支払いを拒否したりすることは被害者及びその子どもたちに対する精神的又は経済的に非常に密接な意味を有するものであり、これらの行為は継続的な支配的又は威圧的態度のパターンの証拠となり得るものである一方で、1997年ハラスメントからの保護法の対象となるストーーカー行為、詐欺行為又はハラスメントを構成するものではなく、このような事態が生じうることから、法の間隙をなくすための法改正の必要性を主張していた¹⁰⁵。また、DA加害者と被害者の関係は、何度も別れてはよりを戻し、ある時は別居し、ある時は同居している等、流動的であり、捜査機関にとっていつの時点で関係が終了したのかを明確にすることが難しく、加害者と被害者の関係性の状況如何により2015年重犯罪法第76条が適用できるか否かに影響することは適切ではないとの問題点が指摘されていた¹⁰⁶。この点につ

¹⁰⁴ Home Office, *supra* note 99, at pp.36, 50.

¹⁰⁵ Cassandra Wiener, *Coercive Control doesn't end with a break up and the law has to reflect that*, (2020), iNews, <<https://inews.co.uk/opinion/coercive-control-doesnt-end-with-a-breakup-and-the-law-has-to-reflect-that-408117>> [2023/9/15].

¹⁰⁶ Home Office, *supra* note 99, at p.43.

いては、前款のとおり、DA 法第 68 条により、2015 年重犯罪法 76 条の親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度の要件の一つである加害者と被害者の「個人的関係」の定義から同居要件が削除される改正がなされることとなった。

さらに、一部の学者や利害関係者は、長期間にわたる身体的暴力と非身体的暴力の両方を含む場合がある支配的又は威圧的態度の潜在的な重大性に基づいて、支配的又は威圧的態度罪の最大刑期を現在のストーキングの最大刑期に合わせて現在の 5 年から 10 年に延長すべきであると主張している¹⁰⁷。

第 7 款 支配的又は威圧的態度に関する近時の重要判例

支配的又は威圧的態度について、詳細な検討が行われた近時のイギリスの判例として、2021 年 F v M 事件判決¹⁰⁸がある。これは、子どもに対する交流を求める父親の申立ての中で、父親から離婚した母親に対する支配的又は威圧的態度が問題となった判例であるが、裁判所による「支配的又は威圧的態度」に対する緻密な検討と甚深な理解が示されており、本判決においてなされたアプローチは支配的又は威圧的態度の申立てに対し、訴訟管理 (case management) 及び事実認定 (fact finding) の両方に関するガイドラインを示すものであると考えられる。なお、2021 年 F v M 事件判決で用いられている支配的又は威圧的態度に対するアプローチは、その後、同じく子の福祉に影響を与える訴訟において支配的又は威圧的態度を含む DA が申し立てられた事案について判断を行った控訴院 (Court of Appeal) の Re H-N 事件判決において是認されており、同判決において、2021 年 F v M 事件判決は家族司法に関わる裁判官にとって必読であると評されている¹⁰⁹。

¹⁰⁷ Home Office, *supra* note 99, at pp.50-51.

¹⁰⁸ F v M [2021] EWFC 4.

¹⁰⁹ Re H-N and Others (Children) [2021] EWCA Civ 448, at para 29-30.

そこで、本稿では2021年F v M事件判決を検討する。その前提として、まず本件の前審であるR v P事件判決¹¹⁰の事案の概要を述べる。

(1)R v P 事件判決

M女とF男は、大学生であった2013年に交際を始め、2014年に結婚し、同年に子どもYが生まれた。2017年9月に、MはFの虐待を理由として、Fの元を去り、同年子どもSが生まれた。Fは、この別居からYに会っておらず、Sには一度も会ったことがない(para 3)。

同年10月に、Fが2人の子どもY(当時5歳)及びS(当時2歳)に対する交流を求める申立てを行い、Mは、本申立てに対して、Fによる支配的又は威圧的態度等を理由として、これを争った(para 1,4)。同年11月に、Mは、Fに対する侵害禁止命令を立証する内容として、以下を含むFによる支配的又は威圧的態度の主張を行った(para 5)。

- ・Fは、Mに対して、学業を辞めるように要求した。
- ・Fは、Mの両親に対して、氏名、職業及び財政状態を偽った。
- ・Fは、Mの家族に対して、Mが送ったものであると主張してメッセージを送信した。
- ・Fは、Mがこれまで親しくしていた家族や友人から彼女を孤立させ、疎遠にさせた。
- ・Fは、警察を含む公的機関に、Mの家族に対する事実無根の申立てを行った。
- ・Fは、Mの家族がMとその子どもたちの居場所を調べるため私立探偵を雇うほど、Mを孤立させる目的で、何度も引っ越しを行うよう要求し、彼らがMの家族や公的機関から見つけられるのを防ごうとした。
- ・Fは、Yに対して大声で叫んだ。

2018年に、Fは、D女と交際を始めた(para 6)。2019年1月、警察の助言により、ウェールズの当局は、FとMとの間の本件が係属しているロンドンの当局に対し、Dがウェールズにおいて、元夫との間で彼女自身の子どもたちを巡る公判手続中であると連絡し

¹¹⁰ R v P (Children: Similar Fact Evidence) [2020] EWCS Civ 1088.

た。ウェールズ裁判所は、37 条報告¹¹¹ を命じており、D の子どもたちの福祉及び D と元夫との関係に懸念を示していた。この 37 条報告の内容によって、D が、突然に教師の職を辞したこと、F と子どもたちと共にウェールズに引っ越したこと、及び子どもたちと元夫との一切の連絡を停止してしまったことが明らかになった (para 7)。

2018 年 12 月、ウェールズ裁判所は、D の子どもたちを D の養育から離し、D の元夫のもとで養育する仮命令を行った。子どもたちと離れてから、D は、自治体と関わっておらず、彼女の子どもたちと会うための試みを行っていない。ウェールズの当局は、F が D に対して、支配的又は威圧的態度を行っているとは結論付けた (para 7)。

2019 年 2 月、ウェールズ当局は、7 条報告¹¹²を提出し、D 不参加のもとで、D の子どもたちを D の元夫の下で養育することを命じる裁判がなされた。報告では、D は、以前は子煩悩で、聡明な人物であったことが記されており、報告者は、D の福祉に関する懸念を共有し、F による虐待の影響について言及している (para 8)。

M は、ウェールズにおける証拠は、F が M に対して行ったのと同種の威圧的支配を行っていることを示すものであることに基づいて、本証拠を本件申立てにおいて証拠として採用することを求め、この証拠の許可に関連して、4 回の審問が行われた (para 10)。

本問題は、2020 年 7 月 24 日、同年 8 月の事実認定審理 (fact-finding hearing) を目的とした「公判前審理 (pre-trial review)」において、再び裁判所に持ち出され、ウェールズ報告に関する証拠を許可するかが改めて論じられた (para 13)。裁判官は、ウェールズ報

¹¹¹ 第 2 編第 3 節第 2 款で詳述するとおり、裁判所は、1989 年児童法(Children Act 1989) 第 31 条に基づき「ケア命令 (care order)」又は「スーパービジョン命令 (supervision order)」を下す際に、同法第 37 条に基づいて、命令の必要性を判断するために子の状況等に関する調査を関係機関に指示することができる。

¹¹² 1989 年児童法第 7 条に基づいて、裁判所は公的機関に対して児童の福祉に関する報告を行うよう命じることができる。

告は伝聞証拠を含んでおり、仮に全てが真実であるという前提で当該報告書が許可された場合、Fの公正な裁判を受ける権利が害される可能性がある」と述べた。これに対し、Mの代理人弁護士は、全てが真実であるという前提で当該報告書を許可するように求めているわけではなく、Fはその内容に対して争う機会があると反論した。しかし、裁判官は、ウェールズ報告は、記録ファイルから除かれるべきであると判断し、Mの主張から当該報告に関する全ての参照事項を編集するよう指示した（para 14）。

そこで、Mは、高等法院(High Court)に対して控訴を行い、2020年7月28日、Cohen裁判官は、同控訴を許可し、2010年家族手続規則（The Family Procedure Rules 2010、以下、「FPR 2010」という。）30.13に基づいて控訴院に上訴することを許可した（para 16）。

Mは、①ウェールズ報告は、事実認定審理及び子らへの交流を求める申立てに高い関連性を有するものであるにもかかわらず本件証拠を排除することは誤りであること、②態度(behaviour)は、単一の出来事というよりもむしろ一種のパターンであることから通常証明が難しいところ、本証拠はFが威圧的及び支配的な方法で行動していることを論理的に証明するものであること、③裁判所の意図に従ってロンドン当局によって作成された7条報告には、ウェールズ報告書に対する言及が広くなされていること、及び④裁判官は、証拠排除の許可に関連して、関連性の考慮を行わず、必要な分析的な検討を行っていないことを主張した。これに対して、Fは、①これは裁判官による訴訟管理決定であり、裁判官には当該証拠を排除する権限があること、②ウェールズ報告の大部分は伝聞及び推論であること、及び③裁判官は必要な分析を行い、決定に至ったのであり、この決定が妨げられるべきではないことを主張した（para 17-18）。

控訴院は決定にあたり、以下のような原則を考慮した。

FPR 2010の22.1により、裁判所に許可と排除により、証拠をコントロールする権限が与えられている（para 19）。1993年児童命令（Children (Admissibility of Hearsay

Evidence) Order 1993) により、伝聞証拠は児童に関する手続きにおいて許容される。

FPR 2010 の 23 章には、そのような証拠の管理のための規定が含まれている (para 20)。

DV 及び危険がある場合の子どもの養育事項・交流命令に関する実施規則 (Practice Direction 12J : Child Arrangement and Contact Orders : Domestic Violence and Harm、以下、「PD12J」という。) は、子又は当事者の一方が他の当事者による DA を経験したか、又はそのような虐待の危険性があることが主張された場合又は認められた場合、もしくはその事実を信じるに足る他の理由がある場合に適用される。DA には、支配的又は威圧的態度が含まれる。PD12J (para 19) では、威圧的、支配的又は脅迫的な態度又は DA の他の形態の存在を判断するためにどのような必要な証拠が必要かを含むこの種のケースにおける事実認定審理のための指示を行う際に裁判所が考慮しなければならない事項のリストが含まれている (para 21)。

DA は切り離された出来事のみではなく、有害な態度のパターンで構成されているとの問題は、2020 年 6 月法務省発表の専門家パネルの最終報告書「私法上の児童事件における子どもと親への危害のリスク評価 (Assessing Risk of Harm to Children and Parents in Private Law Children Cases – Final Report)」で示されており、当該報告書では、最近の出来事に焦点を当てることによって、長期間にわたる態度のパターンを認識できない可能性がある」と指摘し、「スコット・スケジュール (Scott Schedule) ¹¹³」に関し、威圧的支配

¹¹³ スコット・スケジュールとは、事実認定手続を補助するために家庭裁判において用いられる手法であり、虐待の申立てを行う者が個別の主張を分けて記載し、各主張の概要を説明し、求められる認定を示すものである。完成されたスコット・スケジュールにより、裁判所は、申立ての範囲、当事者間の論点、申立てを行う当事者が証明すべき事項を特定することができる」とされている。但し、スコット・スケジュールは、行動のパターンではなく、個別の事件に焦点を当てて設計されたものである (Ministry of Justice, Assessing Risk of Harm to Children and Parents in Private Law Children Cases Final Report,

に含まれる捉えにくく継続的な行動パターンを隠してしまう可能性があるとの懸念を表明しており、Re LG 事件判決¹¹⁴でも同様の懸念が示されている (para 22)。

O'Brien v Chief Constable of South Wales Police 事件判決¹¹⁵では、貴族院が民事事件における類似事実立証(similar fact evidence)の問題を考慮しており、控訴院は、この事案の分析は、家事手続にも適用されると判断した。この種の証拠の許可について争いがある場合、裁判官は、①当該証拠が、多かれ少なかれ証明を必要としている事実の証明を可能にすることにつながるか、②証拠を許可することが正義にかなっているかについて判断すべきである (para 23-24)。

本件における事実に関する証拠は、傾向(propensity)の証明に関する問題を含んでいたため、さらに、傾向の確立を証明するためには、他の出来事に関連する事実がどの程度証明されなければならないかを検討した。最高裁判所 (Supreme Court) がこのような問題を取り扱った R v Mitchell 事件判決¹¹⁶ (刑事事件) をふまえて、控訴院は、裁判所が、証明された事実に基づいて、民事事件において要求される基準を満たす程度に傾向が証明されたと判断できる必要があると述べた (para 25-26)。

控訴院は、全員一致で控訴を許可し、①争いのある証拠が許可されるべきかに関する必要な分析がなされていない、②ウェールズ報告は関連しており、それゆえ証拠能力がある、③本証拠は、正義を旨として認められるべきである、④本証拠は、申立ての核心部に関連する証拠価値を有するかもしれない傾向の確立を証明することができる可能性がある

(2020), at para 7.5.1, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/895173/assessing-risk-harm-children-parents-pl-childrens-cases-report_.pdf> [2023/9/15].

¹¹⁴ Re LG (Re-opening of Fact Finding) [2017] EWHC 2626.

¹¹⁵ O'Brien v Chief Constable of South Wales Police [2005] UKHL 26.

¹¹⁶ R v Mitchell [2016] UKSC 55.

等の理由により、ウェールズ報告書の証拠を除外するという以前の命令を取り消した (para 29-30)。

(2) 2021 年 F v M 事件判決

上記 R v P 事件判決を受けて、控訴院は事実認定審理のため手続を高等法院に移送した。なお、M は、F に対する侵害禁止命令を得ており、当該命令は更新され、有効である。

控訴院の判断に従い、高等法院では、F の M に対する取扱いのみならず、F と D との関係についても審理を行うこととし、M と D の両親、D の元夫が証言を行った。

Hayden 裁判官は、事実認定審理の結果、F の行為が「支配的又は威圧的態度」といえるのかの判断にあたり、多くの所見を述べているが、とりわけ「支配的又は威圧的態度」の理解にとって、以下の判示が重要であると考えため、紹介する。

・態度の領域や範囲を理解するためには、「威圧的態度」が、例えば、脅迫、暴行、威嚇、屈辱等を包含する行為のパターンを含んでいることを認識する必要があり、支配的態度は、まさに他者を従属的状态とし、人格的自立を蝕む一連の行為を含むものである。これらの態度の鍵となるのは、「パターン」、又は「一連の行為」の評価であり、これらのインパクトは、類型的に評価されるべきであり、おおよそ分離して評価できるものではない。本事件の憂慮すべき証拠にふれ、深い認識と関連する専門家のより集中的なトレーニングが必要であるとの強い印象を持った(para 4)。

・M と D という全く異なる年齢及び背景を持った女性に対する同様の態度の恐ろしい繰り返しがみてとれ、F と M、F と D という 2 つの関係をともに検討することは、F による邪悪で、支配的な頻繁な圧制的態度を明らかにすることに資するものである(para 5)。

・「支配的又は威圧的態度」という DA の特殊な類型に関するアプローチについて、個々の出来事の重要性は、より広い視点の中で真に理解されるものであり、一連の態度を評価することが必要である (para 60) (例えば、F が M に対して、M の電話を取り上げ、M の母に電話させ、M が妊娠したことを告げさせたという行為それ自体は、ごく自然なこ

とであるようにも思われるが、本事件の事実関係の中で、当時大学生であった M が自らその事実を受け入れる間もなく、母親に連絡するよう強制されることは残虐な行為であるとの認定が行われている (para 49)。

- ・この種の虐待的行動は関わっている人々の個々の状況に合わせて行われるものであり、CCB ガイダンスで挙げられているリストは包括的なものではなく、単なるチェックリストにすぎないため、適切な尋問や審理を行い、全体像の把握に努めるべきである。例えば、リストには本件で行われたような食事の管理は含まれていないが、それも支配的又は威圧的態度の証拠となる (para 61)。

- ・裁判所は、F が自らより弱いと思った女性や子どもたちにとって非常に危険な若年の男性であると考え。また、F が女性に対して及ぼす危険は、精神的、身体的な福祉のみならず彼女らの性的安全にも及んでいる。F は、一般的に彼に関わった人々、とりわけ彼が支配している範囲内の女性に対して、害悪や不安を生じさせる能力を有していることが明らかである (para 101)。

- ・本事件は、家庭裁判所 (Family Court) が高等法院レベルで、本事件が必要とするような詳細な支配的又は威圧的態度の分析を行った初めてのケースであり、利用可能なガイダンス及び家族法、刑法を検討することが有用と思われる (para 102)。

- ・「威圧的又は支配的態度」は、PD12J に定義されており (para 103)、2015 年重犯罪法第 76 条では、親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度罪が定められている (para 104)。過度に定型的な分析は、「態度」を明らかにするよりもむしろ最終的には分かりにくくしてしまう。裁判官は事実問題についての争点を解決するよう求められるたびに、証拠の個々の要素を評価し、全体の文脈でそれらを考慮する。証拠のいくつかの特徴は、他のものよりも重視されるであろうし、単独で重要ではないように思われる証拠がより広い証拠の背景の文脈の中では、大きな関連性を得る可能性がある (para 108)。

- ・2015 年重犯罪法第 76 条は、支配的及び威圧的な態度のパターンにおいて、「繰り返し」又は「継続性」を強調している。「態度」は、論理的にも定義上も「単なる出来事」

以上のものを必要としており、態度は加害者の真の目的及びこの虐待の正しい本質を明らかにするものであると考える。威圧的支配という観点から虐待を評価する際に重要となるのは、個々の出来事の重要性は、より広い態度との関連でこそ適切に理解できるということである(para 109)。

・この種の虐待は、スコット・スケジュールのような定型的な規律にはなじまない。特定の出来事に重点を置くことは逆効果であり、態度のパターンにより実行される害悪の深刻な性質を隠してしまうリスクがある。スコット・スケジュールには限界があり、これを用いることが適切か否かは、控訴院がアプローチの変更を示唆しない限り、裁判官や弁護士が個々の事案に応じて検討すべき問題である (para 113)。

本判決では、上記のような検討をふまえつつ、2013年12月から2017年9月までの間、MはFによる残忍な非人間的な扱いを受けており、自尊心を蝕まれていたと認定している(para 50)。

(3) 2023年F v M 事件判決¹¹⁷

2021年F v M 事件判決の8週間後、Fは、両方の子ども(Y及びS)に対する子との交流を求める子に関する取り決め決定(child arrangements order)の申立て及び一度も会ったことのないSの姓の変更命令の申立てを行った(para 3)。裁判所は、FがMと子どもの身体的及び精神的な安全にとって深刻な危険であると認定し、本手続におけるFの証拠は、再度Fが自己陶酔的で傲慢であり、Mと子ども達への共感を完全に欠いていることを明らかにするものであり(para 13)、Fが自らの支配的態度を法廷の場に拡大する機会を見つけたことを強調する必要があると指摘した(para 17)。そして、当事者間で合意された最年少の子、すなわちSが18歳に達するまで侵害禁止命令等を延長することを含む保護条項(protective provision)について必要かつ相応であると述べた(para 24)。もっとも、当

¹¹⁷ F v M [2023] EWFC 5.

該保護条項は、Cafcass¹¹⁸に所属するオフィサー（Cafcass officer）の助言に従い、Fの子らへの手紙の送付による間接的な交流を認めることとなっていたところ（para 16）、当事者間で合意された保護条項がFにMと子どもたちの生活を支配する機会を生み出したことを認識していなかったことをふまえ、当事者の全面的な協力を得て、改めてCafcassオフィサー、F及びMの証人尋問を行うこととし(para 17)、本手続の中でCafcassオフィサーは本件について間接的な交流が適切ではないケースであるとの見解を示した(para 31)。なお、裁判所は、上記の前提として、1989年児童法(Children Act 1989)第91条(14)、第91A条に基づき、子又は関係している個人を身体的又は精神的危害の恐れにさらすと判断した場合、申立人に対し、裁判所の許可なく特定の種類の命令の申立てを行ってはならないと命じることができることについての検討も行っている(para 18-19)。

Mの母の証言の検討や、これまでに見られたFの妄想癖、Fが子らに送ったカードが暗く少し恐ろしい印象を抱かせるような不適切なものであり子どもたちに対する共感、あたたかさ、感情の欠如が印象的であること等もふまえて（para 29-30）、裁判所は、間接的な交流が子どもにもたらす可能性のある利益を特定することは不可能である一方で、それがM及び子ども達の安全にどのように不安で潜在的に有害であるかは容易に理解できると判断し、Fに対して、Sが18歳に達するまで間接的なものも含む交流を命じない旨の判決を下した（para 31-32）。

¹¹⁸ 正式名称は、Children and Family Court Advisory and Support Service（児童及び家庭裁判所助言支援サービス）であり、イギリスにおいて、独立した立場で家庭裁判所の手続に関与する子の福祉を追求し、何が子の最善の利益と考えられるかについて裁判所への助言等を行う組織である(Government UK Website, Cafcass, <<https://www.gov.uk/government/organisations/children-and-family-court-advisory-and-support-service>> [2023/9/15])。

最終的には、Fは間接的な交流を行わせないととの命令について反対しないことに同意しているとはいえ、本判決は、父に対し、間接的な交流をも行わせないとしている点で非常に珍しいものである。本判決は、これまでの事実認定審理における経緯及びFが法廷をもMに対する支配的又は威圧的態度を継続する場として用いたがゆえに最初のFによる申立てがなされてから本判決に至るまで約6年もの歳月を要したこと等について総合的衡量を行い、Fが関わることによる子らに対する精神的危害のリスクの大きさを重視し、Fとの間接的交流をも禁じることが子らの最善の利益につながると判断したものと考えられる。

第6節 2021年ドメスティック・アビューズ法

第1款 イギリスにおけるドメスティック・アビューズの定義¹¹⁹

2018年3月、イギリス政府は、①社会及び専門家のDAに対する意識の向上、②被害者の保護及び支援の強化、③加害者対応（防止及び継続）、④当局等の機関におけるDA対応の向上の4つのテーマをあげ、DA法案に関する協議を開始し¹²⁰、協議の結果、DAの定義の法定や「DA保護警告（Domestic Abuse Protection Notice）」及び「DA保護命令（Domestic Abuse Protection Order）」の制定等を含む9項目について立法の必要があるとの見解を示した¹²¹。これをふまえて、2021年4月29日にDA法が成立した。

¹¹⁹ 本款の記載については、高田恭子「DVを防止する法制度のあり方～英国における法整備の展開から～」大阪工業大学紀要65巻2号55頁以下（2020）を参照した。

¹²⁰ Her Majesty's Government, Transforming the Response to Domestic Abuse: Government Consultation (full version), (2018), at p.5, <https://consult.justice.gov.uk/home-office-moj/domestic-abuse-consultation/supporting_documents/Transforming%20the%20response%20to%20domestic%20abuse.pdf> [2023/9/15].

¹²¹ Her Majesty's Government, Transforming the Response to Domestic Abuse: Consultation Response and Draft Bill, (2019), at pp.3-4, <<https://assets.publishing.service.gov.uk>>

DA法においては、(a)被害者と加害者が16歳以上で互いに個人的関係にあり、(b)態度が虐待的である場合に、加害者から被害者に対して向けられている当該態度がDAにあたると定義されている(DA法第1条(2))。そして、「態度が虐待的である」とは、(a)身体的又は性的虐待、(b)暴力的あるいは脅迫的態度、(c)支配的又は威圧的態度、(d)経済的虐待¹²²、(e)精神的、心理的その他の虐待のいずれかに該当する場合とされている(同法第1条(3))。

また、被害者に「向けられている」とは、直接的には他の者に対する行為であったとしても、被害者に向けられていることになる(例えば、被害者の子どもに向けられていても、その親に向けられている場合がある。)と規定している(同法第1条(5))。

そして、加害者と被害者が、以下の関係にある場合には、個人的関係にあることとされている(同法第2条(1))。

(a)現在又は過去に互いが婚姻関係にある場合

(b)現在又は過去に互いがシビルパートナー関係にある場合

(c)婚姻することに合意している場合(合意が解消された場合も含む。)

(d)シビルパートナーシップに合意している場合(合意が解消された場合も含む。)

(e)現在又は過去に親密な関係にある場合

(f)現在又は過去に同一の子を巡り親子関係にある場合(当該親が生物学上の親である場合に限定されず、親責任を有している場合を含む(同法第2条(2)参照。))

v.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/772202/CCS1218158068-Web_Accessible.pdf> [2023/9/15].

¹²² 被害者の(a)収入を得たり、金銭その他の財産を使ったり維持する能力又は(b)商品やサービスを取得する能力に悪影響を与えることをいう(DA法第1条(4))。

(g)親族関係にある場合¹²³

また、DA 法は、①虐待を見聞きしたり虐待の影響を受けたりし、かつ②被害者又は加害者に関連する 18 歳未満の子ども¹²⁴も被害者に含むとし (DA 法第 3 条(2)、(4))、虐待を見聞きしたり虐待の影響を受けたりした子を子独自の権利において DA の被害者としている。但し、本条は、当局及びフロントラインの実務者に向けた一般規定と解されている (Domestic Abuse Act 2021 Commentary on provisions of Act, para 81)。

第 2 款 イギリスにおける DA 法上の保護命令の種類と手続

DA 法上、DA 保護警告及び DA 保護命令が規定されており、身体的虐待にとどまらず、性的虐待、精神的虐待、経済的虐待を含み、支配的態度や威圧的態度の全てが保護命令の対象とされている。なお、従前は、2010 年犯罪及び安全保障法 (Crime and Security Act 2010) において、被害者に代わり警察が措置を講じることを可能にする手段として DV 保護警告 (Domestic Violence Protection Notice) 及び DV 保護命令 (Domestic

¹²³ 親族関係とは、1996 年家族法第 63 条(1)の定義、すなわち以下を指すとされている (DA 法ガイダンス、para 13)。

(a) その者又はその者の現在又は過去の配偶者、現在又は過去のシビルパートナーの父、母、継父、継母、息子、娘、継息子、継娘、祖母、祖父、孫息子、孫娘、又は

(b) その者又はその者の現在又は過去の配偶者、現在又は過去のシビルパートナーの兄弟、姉妹、叔父、叔母、姪、甥又は従兄弟 (両親共に同じであるか、片親のみを共通にしているかを問わない)。

¹²⁴ 子が被害者又は加害者に関連しているとは、①当該者が子の親若しくは親責任を有している場合又は②当該者と子が親戚関係にある場合を指すものとする (DA 法第 3 条(3))。

Violence Protection Order) が定められていたが、DA 法により DA 保護警告及び DA 保護命令に改正された¹²⁵。

DA 法における DA 保護警告は、警察巡査長 (senior police officer) が①加害者が個人的関係にある 16 歳以上の者に対して虐待的であること及び②加害者による DA 又は DA の恐れから被害者を保護するために警告が必要であることを信ずるに足りる正当な理由がある場合に発する (DA 法第 22 条(1)、(3)、(4))。DA 保護警告は、加害者が被害者に接触してはならないことを内容とし、加害者と被害者の住居が同じ場合、加害者に対するその住居への一定距離以上の接近禁止、住居への立入禁止、住居からの立退き等が含まれる (同法第 23 条)。当該警告に加害者が違反した場合には、警察はその加害者を令状なしに逮捕することができ (同法第 26 条(1))、DA 保護警告を出した後、警察は 48 時間以内に DA 保護命令を治安判事裁判所に申し立てる (同法第 29 条) こととされている。

また、DA 保護命令は、裁判所が①虐待が加害者から、加害者と個人的関係にある 16 歳以上の被害者に対して向けられていることについて優越的蓋然性 (balance of probabilities) を認め、及び②加害者による DA 又は DA の恐れから被害者を保護するために命令が必要かつ均衡のとれた手段であると認めた場合に下される (同法第 32 条(1)、(2)、(3))。裁判所は、加害者に対して、被害者保護のために必要と判断する内容 (あらゆる禁止や制限を含む。) を命じることができる (同法 35 条(1))。

DA 保護警告や DA 保護命令は、DA の被害者及びその子らに対し、効果的かつ長期間の保護を行うため、これまで存在していた保護命令を一つの包括的かつ柔軟な命令としてまとめることを意図したものである¹²⁶。そのため、全ての DA の事案について、1996 年家

¹²⁵ Nigel Lowe et al., supra note 23, at p.186.

¹²⁶ Home Office, Domestic Abuse Protection Notices / Orders factsheet, (2020), <<https://www.gov.uk/government/publications/domestic-abuse-bill-2020-factsheets/domestic-abuse-protection-notices-orders-factsheet>> [2023/9/15].

族法の侵害禁止命令や1997年ハラスメントからの保護法のハラスメントの禁止命令に代わりDA保護警告やDA保護命令が用いられることが意図されている¹²⁷。但し、侵害禁止命令やハラスメントの禁止命令は、DAに関連しない事案、すなわち加害者が過去又は現在の親密な関係にあるパートナーや家族の構成員でない場合のストーキングやハラスメントに適用されるため、DA保護命令の導入によっても引き続き存続するとされている¹²⁸。なお、侵害禁止命令の対象者である「関係のある者」は、DA保護命令の対象者である「個人的関係にある者」よりも広いため、侵害禁止命令は、DA保護命令の対象から漏れてしまう者への適用の余地があるほか、被害者の中には、命令違反について、刑事手続で処罰するのではなく、なお民事的執行の余地もあるという点で、手続に対する選択肢の幅が広いことを理由に、侵害禁止命令を好む者が存在する可能性があるとの指摘がある¹²⁹。

第2章 日本における親密な関係にある者からの被虐待者保護法制

DVは、「親密圏」とりわけその中核としての家族において発現する現象であるという特徴を有する一方で、デートDVやストーカーは主として交際相手から受ける被害、すなわち「親密圏」としての夫婦関係の形成途上にある関係として把握することができるものであり、ストーカーについては、夫婦関係の解消途上にある場合にも生じうることから、デートDVやストーカーは「親密圏」と「社会的領域」の中間領域で発現している現象とし

¹²⁷ Home Office, Domestic Abuse Protection Notices and Domestic Abuse Protection Orders Draft statutory guidance for the police, (2021), at p.4 <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/955459/Draft_statutory_guidance_for_police_on_domestic_abuse_protection_notices_and_orders.pdf> [2023/9/15].

¹²⁸ Home Office, *supra* note 126.

¹²⁹ Nigel Lowe et al., *supra* note 23, at p.192.

てとらえることができるとの分析がある¹³⁰。たしかに、DVとデートDVやストーカーについては、上記のような発生領域の違いはあるものの、両者は「親密圏」の関係形成途上から形成、解消に至るまでの一連の流れの中で発生する密接な関連性を有する行為であると考えられる。例えば、デートDVを受けていた被害者が加害者からの性的関係の強要により妊娠し、婚姻する等してそのままDVにつながっていくケースやDV加害者が離婚後にストーカーを行うケース等が容易に想定できる。

以下で述べるとおり、生活の本拠を共にしていない交際相手から暴力を受けた場合の被害者は、DV防止法上の保護命令を利用することができず、また令和5年改正DV防止法により改正されるものの、これまでは婚姻中は身体に対する暴力がなく、離婚後に初めて身体に対する暴力を受けた場合等の被害者は、DV防止法上の保護命令を利用することができなかった。このような場合、ストーカー規制法による対応策を検討することになる。

日本におけるDVに関する法制の中心は、DV防止法であるが、親密な関係にある者に対する暴力／虐待について検討するに際しては、ストーカーとDVを一連の暴力行為としてとらえることが必要となるように思われる。そこで、以下では、日本における親密な関係にある者に対する暴力／虐待防止に関する法制として、DV防止法及びストーカー規制法を取り上げ、その概要を示すこととする。

第1節 DV防止法

第1款 DV防止法上の「配偶者からの暴力」の定義

現行のDV防止法第1条1項は、「配偶者からの暴力」について、「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいうと規定している。

¹³⁰ 小島妙子『DV・ストーカー対策の法と実務』（民事法研究会、2014年）37-39頁。

「身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」とは、具体的には、刑法上、暴行罪（刑法第 208 条）又は傷害罪（刑法第 204 条）に当たるような行為を指すと解されている。なお、刑法上の傷害罪は、生活機能に障害を与えることをいうものと理解されており、生活機能に障害を与えるということの中には、身体的な障害のほか、精神的な障害を生じさせる場合も含まれている。したがって、刑法上の傷害罪に含まれるような精神的な障害を与えることは、「身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」すなわち同法における「身体に対する暴力」に該当し得るものと考えられている¹³¹。

また、身体に対する暴力に「準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とは、身体に対する暴力に当たらない、いわゆる精神的暴力（例えば、人格を否定するような暴言を吐くこと、何を言っても無視すること、交友関係を細かく監視すること等）又は性的暴力（例えば、見たくないポルノビデオ等を見せること、避妊に協力しないこと等）のことをいうとされており、刑法上の脅迫に当たるような言動もこれに該当する。なお、身体に対する暴力「に準ずる」とあるのは、心身に有害な影響を及ぼす言動のうちでも、身体に対する暴力が及ぼす有害な影響に準ずるような有害な影響を心身に及ぼすものということであり、身体に対する暴力に当たらないものであることを含意するとともに、軽微なものは除かれるという趣旨であると解されている¹³²。

精神的暴力については、「人を不当に貶めるのみならず、逃げられない、被害を被害と思えなくするという点で、被害者の心理、行動に深刻な影響を与え、自由な考えや行動を繰り返しコントロールされ続けた結果、心身に不調をきたすこともあり、このような場合

¹³¹ 南野知恵子他監修『詳解 DV 防止法 2008 年版』（ぎょうせい、2008 年）83 頁。

¹³² 南野他・前掲注 131)83-84 頁。

に、それが精神的な疾患や不調として医師の診断書等により客観性が担保されれば、暴力による『疾病』として扱えるもの」と考えられている¹³³。

このような精神的暴力・性的暴力もまた身体に対する暴力と同様に重大な人権侵害であることから、DV防止法において問題とされるべき「配偶者からの暴力」は身体に対する暴力のほか精神的暴力・性的暴力も含むものであることを宣言し、これらを含む「配偶者からの暴力」の防止及び被害者の保護について一層の推進を図るため、「配偶者からの暴力」の定義に含まれることとされた¹³⁴。

なお、関連判例として、被告人が、約1年間に4名の女性を順次監禁し、加療約2年3か月又は全治不明の外傷後ストレス障害（PTSD）を発症させたという事案（最決平成24年7月24日（刑集66巻8号709頁））がある。本事例において、最高裁は、「(PTSDのような)精神的機能の障害を惹起した場合も刑法にいう傷害に当たると解するのが相当である」と判断している。本決定は、被害者について、一時的な精神的苦痛やストレスを感じたという程度にとどまらず、いわゆる再体験症状、回避・精神麻痺症状及び過覚醒症状といった医学的な診断基準において求められている特徴的な精神症状が継続して発現していること等から、PTSDの発症が認められたという事実関係を前提として、PTSDのような精神的機能の障害の惹起が刑法にいう傷害に当たるとを明示したものであり、不十分な証拠関係でPTSDの傷害を負わせたと判断することがないよう留意する必要があるとの指摘がある¹³⁵。また、この点に関連し、PTSDであると診断されれば、常に傷害罪ないし各種致死傷罪が成立するののかについては、比較的診断が容易な身体の傷害と異なり、精神疾患の場合は診断が困難な場合も多く、第三者から見てその有無が一時的に確定するよう

¹³³ 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会「DV対策の今後の在り方」（2021）32頁、<<https://www.moj.go.jp/content/001347784.pdf>>[最終アクセス 2023/9/15]。

¹³⁴ 南野他・前掲注131)84頁。

¹³⁵ 辻川靖夫「判批」（ジュリスト1482号）87頁(2015)。

な性質のものではないため慎重な検討が必要であり、本決定においても、最高裁は、あくまで本件のような鑑定に基づいて PTSD も「傷害」であることを肯定したものであり、医師が PTSD の診断書を提出しさえすれば、常に傷害罪ないし各種致死傷罪が肯定されるとはいえないとも述べられている¹³⁶。なお、本決定は特別な事例であり、判例として機能しているものではなく、裁判実務としては運用できていないとの指摘もある¹³⁷。

第2款 DV防止法の対象

(1)交際相手からの暴力

DV防止法は、当初、対象者を配偶者及び元配偶者（事実婚を含む。）に限定していたが、2013年、「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力」についてDV防止法を準用する旨の改正が行われた（DV防止法第28条の2）。

DV防止法制定時から交際相手の暴力を含めるかどうかについては検討されており、恋人からの暴力も含めて幅広く救済の対象とすべきとの議論があった一方で、「恋人は曖昧な概念であり、保護命令違反に罰則をつける場合、その定義付けが難しいのではないか」、「今回の立法は、配偶者からの暴力の特殊性に着目して一般の暴力とは別に特別の立法を行おうとするものであり、婚姻に伴うしがらみのない恋人については、自己決定権も奪われた『囚われの身』とはいえないのではないか」、「ストーカー規制法によって、恋人や元配偶者はカバーできるのではないか」といった議論が行われた結果、恋人からの暴力については対象としないこととされていた¹³⁸。

2013年改正で「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力に限り法的救済の対象を拡大した理由については、「配偶者」と「生活の本拠を共にする交際相手」とは、婚姻意思

¹³⁶ 島岡まな「判批」重判解平成24年度（ジュリスト1453号）157-158頁（2013）。

¹³⁷ 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会・前掲注133）32-33頁。

¹³⁸ 南野他・前掲注131）10頁。

の有無及び婚姻届の有無という点で被害者と加害者との関係性の程度が異なるため、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」をDV防止法上「配偶者からの暴力」と全く同一のものとして位置付けることは難しいものの、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者からの暴力と同様に外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすいという事情が認められ、ストーカー規制法や刑法による救済が困難であり、配偶者からの暴力の被害者と同様に法律上の支援の根拠の明確化及び保護命令を発令して被害者を保護する必要性が認められることから、「準用」という形でDV防止法の対象とすることとしたと説明されている。他方で、DV防止法における保護命令制度は、「ある者が将来的に他の者を害する恐れを国家機関が判断し、予防的観点から、個人の行動の自由を刑罰を担保として制限するという現行法制上特別なものであることから、その適用範囲については、保護命令の発令の必要性が認められるとともに、客観的・外形的に判断しうる明確性を有するものであること」が必要とされている。これをふまえて、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力である場合については、「①配偶者（事実婚の相手方を含む。）からの暴力と同様に、婚姻と同様の共同生活を営んでいることによる『囚われの身』の状況が存在し、かつ、外部からの発見・介入が困難であると考えられるものであること、②被害者の保護のために加害者に対する退去命令が必要とされる事案も想定されること、③生活の本拠を共にする関係にある場合の主たる判断要素である『生活の本拠を共にすること』は、外形的事情をふまえて裁判所が判断可能なものであり、この要件を設けることで保護命令の適用範囲の明確性が担保される」ことについて整理したうえで、DV防止法において保護命令の対象とすることとされた¹³⁹。

¹³⁹男女共同参画局「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律について（平成25年改正）」1-2頁<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/dv05.pdf>[最終アクセス2023/9/15]。

「生活の本拠を共にする」場合とは、「被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合」を意味するものと考えられている。また、「生活の本拠」は、「人の生活の中心である場所」をいう等と解されており、生活の本拠の所在については、「住民票上の住所によって形式的・画一的に定まるものではなく、実質的に生活をしている場所と認められる場所をいい、共同生活の実態により外形的・客観的に判断されるべきものであるが、補充的に意思的要素も考慮されることもある」とされている。したがって、「生活の本拠を共にする」かは、居住期間の単純な長短のみで決まるものではなく、生計が同一であるかどうかという点も、「生活の本拠を共にする」かどうかの判断に当たっての主たる要素とは考えられていない。また、「生活の本拠を共にする」という要件の具体的な判断に当たっては、住民票の記載、賃貸借契約の名義、公共料金の支払名義等の資料から認定することができる場合はもとより、そのような資料が存在しない場合であっても、写真、電子メール、関係者の陳述等から生活の実態を認定し、判断することになると考えられている¹⁴⁰。

2013年改正により、交際相手からの暴力についても、「生活の本拠を共にする」との要件を満たす場合には、ストーカー規制法に委ねるのみならず、DV防止法の救済対象とされることとなったものの、生活の本拠を共にする関係に至っていない交際相手や単なる婚約者についてはDV防止法による救済の対象外とされている。

交際相手からの暴力については、女性に対する暴力に関する専門調査会配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループにより議論がなされたが、令和4年10月に配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護の抜本的強化に向け、配偶者暴力防止法の見直し及び関連する施策に関し政府において取り組むべき事項をまとめ、提言を行うものとして公表さ

¹⁴⁰ 男女共同参画局・前掲注139) 3頁。

れたワーキング・グループ報告書「DV対策の抜本的強化に向けて」¹⁴¹（以下、「ワーキング・グループ報告書」という。）において、「同居している状態でなくとも交際相手からの暴力被害は深刻な状況であり、若年女性を守る観点からも、デートDVについて、教育も含めて対策を講ずるべきである」、「暴行、傷害、監禁、強要は犯罪を構成するもの。配偶者暴力防止法の枠内での解決は困難だが、将来的には親密圏の暴力全般についてその対策を包括的に検討していくことが望ましい」等の意見が出されたにとどまった。そして、ワーキング・グループ報告書（33-34頁）では、対応策として、「本法が、配偶者暴力には、密室の閉鎖的関係において行われる暴力であり、外部から被害が発見されにくく、被害が深刻化しやすい等の特殊性があることをもって、『配偶者』からの暴力について、一般の暴力とは別に特別の立法を行う趣旨で策定されていることから、交際相手全てを一律に対象とすることは困難である」、「現行法においても、『生活の本拠を共にする交際』（第28条の2）であれば、①専ら交友関係に基づく共同生活（ルームシェアなど）、②福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活（グループホーム、学生寮、社員寮など）、③専ら血縁関係・親族関係に基づく共同生活を除き、広く保護命令の対象となることから、まずは、当該規定を活用していく」、「加えて、いわゆるデートDV（DV防止法の対象となる相手（配偶者、元配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手）以外の交際相手からの暴力。）が配偶者等からの暴力と同様に被害者に甚大な悪影響を及ぼすものであることに鑑み、関係省庁と連携した対策を進めることとし、具体的な連携体制について検討を進める」との方針が示されているにすぎない。したがって、生活の本拠を共にする関係に至っていない交際相手や単なる婚約者については、引き続きDV防止法の保護の対象外と

¹⁴¹ 女性に対する暴力に関する専門調査会、「DV対策の抜本的強化に向けて」（2022）<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/pdf/wg_report.pdf> [最終アクセス 2023/9/15]。

され、これらの者については今後もストーカー規制法や刑法による対応策に委ねられる扱いが維持される。

しかし、恋愛関係、性的結合関係を有する親密な関係にある者の間においては、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手と同様に暴力や心理操作を用いた支配関係が生じるのであり、生活の本拠を共にするか否かに関わらず、外部からの発見・介入が困難といえ、重大な被害をもたらす可能性があることから、親密な関係にある者からの暴力については、生活の本拠を共にするか否かに関わらず保護命令を利用できるようにすることが望ましいと考える。

(2)同性カップルにおける暴力

同性同士の交際を DV 防止法の保護の対象とすることに否定的な解釈を示す論稿¹⁴²が示され、同性間カップルでの保護命令事件で却下となったものが存在していた¹⁴³。しかし、ワーキング・グループ報告書（34 頁）では、「現行法においても、いわゆる LGBTQ のカップルが生活の本拠を共にする場合についても、保護命令の対象となる。昨今の状況をふまえ、この旨を周知徹底し、適切な運用を図っていく」との考え方が示されており、生活の本拠を共にする場合に限られるものの LGBTQ のカップルについても、保護命令の対象となる点を明確にしている点に意義がある。

¹⁴²永野豊太郎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」法令解説資料総覧 381 号 20-21 頁(2013)、福島政幸・森健一「東京地裁及び大阪地裁における平成 25 年改正 DV 防止法に基づく保護命令手続の運用」判タ 1395 号 8 頁(2014)等。

¹⁴³ 打越さく良『Q&A DV(ドメスティック・バイオレンス)事件の実務—相談から保護命令・離婚事件まで—(第 3 版)』(日本加除出版、2018 年) 35 頁。

第3款 保護命令制度

(1)DV 防止法上の保護命令制度概要

被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所は、被害者からの申立てにより、身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を行った配偶者等に対し、一定期間、被害者又は被害者の子や親族等へのつきまとい等の禁止や、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を命じる保護命令を発することができる(DV 防止法第10条1項)。保護命令の種類としては、①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命令、③被害者の同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令の5種類があり¹⁴⁴、保護命令違反には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科される(DV 防止法第29条)。

なお、ワーキング・グループ報告書では、配偶者等への暴力は、併せて児童虐待が行われていることが多く、また、子への電話等を通じ、被害者の居所が把握され被害者が危険にさらされること等があることから、被害者への電話等禁止命令、子への接近禁止命令等の効果が減殺されることを防ぐため、配偶者等への面会を余儀なくされることを防止するために必要があること等子への接近禁止命令の要件を満たしている場合において、子への電話等禁止命令を発令できるようにすべきであるとの提言がなされている。加えて、ストーカー規制法の改正もふまえ、昨今のデジタル化の進展等に伴い生じてきた新たな行為として、現在の禁止行為と同様に危険な行為である SNS による連絡、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、GPS 等を用いた位置情報の取得等を新たに電話等禁止命令の対象に追加するべきであるとの提言がなされた¹⁴⁵。

現行の DV 防止法上の保護命令の対象となる被害者は、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者」に限ることとされているため、これらに当たらな

¹⁴⁴ 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会・前掲注133) 9頁。

¹⁴⁵ 女性に対する暴力に関する専門調査会・前掲注141) 49頁。

い精神的虐待・性的虐待しか婚姻中に配偶者から受けていない者は、保護命令の対象となる「被害者」には含まれない¹⁴⁶。「生命等に対する脅迫」とは、刑法上の脅迫罪（刑法第222条）に当たるもののうち「生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫」を言い、具体的には、「殺してやる」、「腕をへし折ってやるぞ」、「ぶん殴ってやる」と言った言動を想定しているとされている¹⁴⁷。

なお、平成14年に、PTSDの場合に接近禁止命令を認めた裁判例が存在している¹⁴⁸。この事案は、申立人（妻）が相手方（夫）から、21年間にわたって、毎日5時間近く、「おまえは使うことだけできて働けない無能な女だ。家事なんて仕事のうちじゃない」、「物を買いきすぎ。1日に1000円でも使いすぎだ」、「死ぬ」等と非難され続け、平成14年の3月頃からは、手拳を申立人の顔めがけて振り回し、顔面すれすれのところで止める行為（以下、「寸止め行為」という。）を繰り返された結果、無力感や不眠等の症状が続き、「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」を受け、保護命令（接近禁止命令）の申立てに及んだ結果、裁判所により保護命令が発令されたというものであり、本件は、直接の身体的暴力がなくても、相手方による非難や寸止め行為がPTSDに至らせた場合に、保護命令の対象となる暴力に該当する旨を認定したものと解されている¹⁴⁹。

しかし、以下で改正の経緯を述べるとおり、令和5年改正DV防止法により、DV防止法の保護命令制度の拡充及び厳罰化が図られることとなり、本改正により、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、身体に対する暴力を受けた者、「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者に加え、「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者が追加されるとともに、その要件が更なる身体に対

¹⁴⁶ 南野他・前掲注131)130頁。

¹⁴⁷ 南野他・前掲注131)130頁。

¹⁴⁸ 静岡地判平成14年7月19日・判タ1109号252頁。

¹⁴⁹ 匿名記事「判批」（判例タイムズ1109号）252頁（2003）。

する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により「その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大される（令和5年改正DV防止法第10条1項）。これにより、精神的虐待被害者についても接近禁止命令等の発令の対象とされうることになる。また、電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時～午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得も追加される（令和5年改正DV防止法第10条2項）ほか、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合についての当該子への電話等禁止命令も創設される（令和5年改正DV防止法第10条3項）。さらに、保護命令違反の場合の刑事罰が2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に引き上げられる（令和5年改正DV防止法第29条）。

(2) DV防止法上の保護命令の対象の変遷

DV防止法制定当時においては、保護命令制度が、ある者が将来的に他の者を害するおそれを司法機関が判断し、個人の行動の自由を、刑罰をもって予防的に制限する制度であり、その対象となる行為を明確にする必要があること等の考慮から、被害者を「身体に対する暴力」を受けた者に限定していた。

その後、DV防止法の平成16年改正に向けたプロジェクトチームにおいて、配偶者からの身体に対する暴力はなくても、「殺してやる」と脅されたり、人格を否定するような暴言で苦しめられたり、あるいは性行為を強要される等、配偶者からのいわゆる精神的暴力や性的暴力によって苦しめられているときに、接近禁止や退去を命令できるようにしてほしいという要望を受けて、この保護命令の対象となる暴力の範囲を拡大できないかという点について熱心な議論が行われた¹⁵⁰。

¹⁵⁰ 南野他・前掲注131)43頁。

この点に関しては、まず、「配偶者からの身体に対する暴力がなくても、精神的暴力や性的暴力があった場合には、幅広く保護命令を発するようになることはできないか」ということが議論となったが、これに対しては、「保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にすることが必要であるが、いわゆる精神的暴力や性的暴力については、その外延が不明確にならざるを得ない」という問題点が指摘された。これに対して、「刑法上の脅迫に限れば対象となる行為の外延は明確であるから、刑法上の脅迫があった場合に保護命令を発するようになることはできるのではないか」、「特に『殺してやるから待ってろよ』等と生命・身体に危害を加える旨の脅迫が行われている場合に、実際に被害者の生命・身体に危害が加えられてしまうことを防止するため裁判所が保護命令を発するという仕組みであれば、生命・身体への危害の防止という保護命令制度の趣旨に合致し、導入が可能ではないか」との意見がメンバーから出された。しかし、この点については「保護命令の発令の要件となる行為に脅迫を含めることとすると、例えば、夫婦の一方が『ぶん殴ってやる』というような感情的な発言をしたにすぎないような場合でも脅迫に含まれることになるが、そのような場合に現に殴るける等の暴行を加えているという切迫した場合と同様に刑罰で担保されている保護命令を発するということには問題がある」、「加害者の行為が脅迫にとどまっている場合でも、被害者の生命・身体を守るために保護命令を発することができるようにすべきとのことだが、これまで身体的な暴力を振るっていない加害者が今後はそのような行為に及ぶのかという予測的な判断を適正かつ簡易迅速に行うことは、制度的に困難である」といった意見が強く主張された¹⁵¹。

¹⁵¹ 南野他・前掲注 131)43 頁-44 頁

保護命令の対象となる暴力の範囲を拡大することができないかという問題は、平成 16 年改正案骨子の取りまとめの過程で最後まで議論になったが、最終的には、制度的な問題があるとの指摘を考慮した結果、平成 16 年改正には盛り込まないことで決着した¹⁵²。

DV 防止法は、平成 16 年に、参議院の共生社会に関する調査会提出の改正法案により改正されたが、その附則で、「施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」こととされた。

共生社会に関する調査会は平成 16 年 7 月に設置期間が終了しており、これを引き継ぐ組織が存在しない状況にあったことから、各党の検討をふまえ、DV 防止法の改正についての超党派での協議が行われ、平成 19 年 6 月 19 日、参議院法務委員会において、「与党 DV 防止法見直し検討プロジェクトチーム」の座長であった南野知恵子議員から改正法案の草案が提出され、質疑が行われた後、全会一致で同委員会提出の法律案として提出することが決定され、同年 7 月 5 日成立した¹⁵³。

平成 19 年改正においては、この保護命令の対象となる暴力の範囲を脅迫行為に拡大できないかが議論となった。この点、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者については、脅迫の時点では、身体に対する暴力を受けていなくとも、その後配偶者から身体に対する暴力を受ける一定程度の可能性が認められることから、その生命・身体の保護の必要性が被害者等から強く求められていた。もっとも、脅迫行為を受けた場合に更なる脅迫行為のおそれを理由として保護命令を発するとすると、被害者の生命・身体の保護という保護命令の保護法益を逸脱するおそれがあると指摘されていた。そこで、平成 19 年の改正では、「配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けおそれが大きい場合」に加えて、「配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者で配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けおそれが大

¹⁵² 南野他・前掲注 131)44 頁

¹⁵³ 南野他・前掲注 131)69 頁

きい場合」も保護命令が発令されることとなり、保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲が一定程度拡大した¹⁵⁴。

平成 19 年改正により、「生命等に対する脅迫」を受けた被害者についても一定の要件を満たす場合には保護命令の対象とされることとなったが、依然として、精神的虐待や性的虐待は保護命令の対象外とされた。

この点について、令和 3 年 3 月に公表された男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会による「DV 対策の今後の在り方」（以下、「DV 対策の在り方」という。）では、これまで「保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にすることが必要であるが、精神的暴力や性的暴力については、その外延が不明確にならざるを得ない」との議論があったことに対し、「この場合の行為は精神的又は性的暴力そのものではなく保護命令違反行為であって刑罰もそこに対して科されているものである」、「命令違反の内容は、条文上明確になることから、外延が不明確になるということは、保護命令の対象について非身体的暴力を含まない理由にはなり得ない」との見解が述べられた。また、「これらの論点は、本質的には非身体的暴力を DV 防止法上どのように扱うかの問題であるとし、非身体的暴力については法益侵害の程度、被害者に与えるダメージは身体的な暴力と変わるものではなく、むしろ長期間にわたってそれが持続することによって回復をより困難にさせるものであることから、身体的な暴力と同様に扱うべきである」として、保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲を拡大することが提言された。また、通報により、警察が早期に介入した方がより被害者の安全を守れると考えられることから、「通報及び保護命令の申立ての対象に係る暴力については、いずれも精神的暴力や性的暴力等の身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動まで含める方向で法改正すべきである」との方向性が示されており、さらに「保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲を拡大するに当たっては、精神科における精神的な暴力被害について

¹⁵⁴ 南野他・前掲注 131)71 頁

の診断技術向上や、自立後の中長期的な精神的ケアについても同時に考えていく必要がある」とも指摘されている¹⁵⁵。

そして、「DV対策の在り方」において、DV防止法における通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について、身体的暴力以外の精神的暴力や性的暴力も、身体的暴力と同様に扱うべき、との方向性が示されたこと等を受け、DV防止法の見直しに向けた法制面及び同法の運用といった実務面から検討を行うことを目的として、令和3年8月から、専門調査会の下で、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）が議論を開始した¹⁵⁶。ワーキング・グループでは、「法は家庭に入らずの原則を突破して暴力の防止と被害者の安全を守るのがDV防止法の趣旨であり、公権力に対するプライバシー保持の必要はあるが、どこまでの介入を許容するかは社会の意識とともに変わってくる」、「精神的暴力も性的暴力も通報や保護命令の前提となる暴力の態様として含められるべきであり、法律の条文に明示する必要がある」、「精神的な被害を対象に含めるに際しては、通報の対象が個別の行為なのか、継続的な虐待による被害かという観点を意識する必要がある。精神的暴力や性的暴力の証明については、PTSD やうつ、人格かい離など、様々な状態の方がおり、第三者からは症状が見えにくい状態の場合もある」等の意見が出され¹⁵⁷、「配偶者等からの暴力は、被害者の生命、身体、精神・心理などのあらゆる面において、被害者に甚大かつ重層的な悪影響をもたらすものである」、「DV相談の半数以上（62.6%）を精神的DVが占めている」、「現行法体系をみると、保護命令において、著しく粗野又は乱暴な言動、性的羞恥心を害する事項を告げる等の行為の禁止が設けられており、精神的暴力や性的暴力に該当する行為を禁止する規定が置かれている。また、児童虐待については、生命又は

¹⁵⁵ 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会・前掲注 133)33 頁。

¹⁵⁶ 女性に対する暴力に関する専門調査会・前掲注 141)3 頁

¹⁵⁷ 女性に対する暴力に関する専門調査会・前掲注 141)7-8 頁。

身体に危害を及ぼす暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（児童虐待防止法第 2 条第 4 号）を児童虐待の定義のうちに定め、関係機関による早期発見、通告の対象とし、面会等の制限等を定めている。また、いわゆるパワハラ防止法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）に基づく指針（令和 2 年 6 月から適用）において、『精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）』として、『人格を否定するような言動を行うこと』、「業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行うこと』等が職場におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる例として示されている」こと等をふまえ、中間報告における対応案として、「現行の『身体に対する暴力』との関係、保護命令の要件との関係等も含めて整理を行ったうえで、一定の場合には、保護命令の対象に加えてはどうか」との意見が示された¹⁵⁸。

また、ワーキング・グループでは、「現行の重大性の要件が、結果的に加害者を利することにならないか。『生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい』との要件については、『重大な』を削除すべき、あるいは、精神的暴力、性的暴力を対象に含めることに伴い、『生命又は身体』と限定している要件を見直すべきである」、「『身体』は『心身』に改正すべきである」、「一方で、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のいずれかが認められるのであれば、その後、生命または身体に重大な危害を受けるおそれのある程度にまで暴力が発展することは想定されるため、『重大な』という要件が保護命令発令の支障にはならない。精神的暴力等を含める場合には、一般の夫婦間でも生じ得るもの全てを DV とした上で保護命令を発令することは正当化できない。精神的暴力や性的暴力を保護対象とした場合であっても、保護対象が刑事罰を伴う制度であることに鑑みれば、『重大性』の要件は維持する必要がある。法定刑を 2 年に加重するに当たっても、重大性の要件が必要である」との意見があった。これを受けて、中間報告における対応案として、「精

¹⁵⁸ 女性に対する暴力に関する専門調査会・前掲注 141)8-10 頁。

精神的暴力等を対象とするに当たり一般の夫婦間でも生じ得るような行為と区別するため、また、法定刑を2年に加重するにあたって、重大性の要件が必要との指摘がある。重大性要件は、違反した場合に刑事罰を伴う保護命令の発令が許容される根拠である。一方で、現行の保護命令制度が、精神的暴力や性的暴力を受けている被害者の保護の観点から不十分ではないかとの指摘に真摯に答える必要がある、「保護命令を精神的暴力や性的暴力を受けた者について対象にすることをふまえ、関係法令を参考に、精神的暴力や性的暴力を受けることで『生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい』といえる場合又は同視できる場合についても、保護命令を出せることとしてはどうか」、「その際、精神的な被害の状況は外形から判断することが困難であり、裁判所が適切かつ迅速に認定を行うための方策について、医師等が直接DVを目撃したものではないことに留意しつつ、医師による診断書など専門家の知見の活用も含めて、具体的に整理する必要がある」等の見解が示された。

また、中間報告について専門調査会への報告が行われ、精神的暴力・性的暴力関係について、「症状がなくても、早期発見、対応につながる仕組みにすべき」、「不眠などの身体症状も含め、幅広く精神的暴力・性的暴力による影響を拾い上げるべき」、「被害者への保護措置（救済）と加害者を対象とした保護命令（制裁）は分けて考える必要があり、被害者への保護措置は幅広く行い、加害者を対象とする場合は適正手続など慎重な判断が必要となる」、「保護命令の発令の対象となる行為は、明確化しないといけない。また、判断に当たっても医療の現場とかけ離れると動かなくなる」等の議論がなされた¹⁵⁹。

そして、ワーキング・グループ報告書では、保護命令の強化等を含め、DV防止法の見直し等を行うべきであるとされた。同報告書では、保護命令の強化について、配偶者等からの暴力は、加害者が自己への従属を強いるため等に暴力を用いるという性格があることをふまえ、配偶者等からの暴力として、「被害者を畏怖させる言動」について、対象を拡

¹⁵⁹ 女性に対する暴力に関する専門調査会・前掲注141)41頁

大するとともに、「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」との要件については、「身体」を「心身」とするなど、「精神に対する重大な危害を受けるおそれ大きい場合」についても対象とすべきであるとの提案がなされた¹⁶⁰。また、精神的な被害の状況は外形から判断することが困難であり、精神に「重大な危害を受けるおそれ」の認定をめぐり、紛争が長期化し、被害者救済が遅れることがあってはならず、この点、配偶者等からの暴力によって、既にうつ病や PTSD、適応障害、不安障害、身体化障害等の通院加療を要する症状が出ており、相手配偶者等から引き続き保護命令の対象となる暴力を受けるおそれがある場合には、基本的に、社会的にも精神医学の見地からも、「重大な危害を受けるおそれ大きい」と評価し得るものと考えられ、このような場合には、相手配偶者等の側が「重大な危害を受けるおそれ大きい」とはいえないことについて、反証する必要が生じることになるとも述べられており、保護命令の的確かつ迅速な発令を進める観点から、医師による診断を受けた場合には、その結果を記載した書類申立てに添付することが考えられ、このような運用を支援していくべきとの方向性が示された¹⁶¹。

これを受けて、令和5年改正 DV 防止法が、令和5年5月12日に成立、同月19日に公布され、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者に、「自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者」が追加されるとともに、その要件が「更なる身体に対する暴力等によりその生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大されることとなった。本改正は、令和6年4月1日から施行される予定である。これにより、精神的虐待についても接近禁止命令等の対象に含まれることとなる。

(3) DV 防止法上の保護命令の今後の課題

¹⁶⁰ 女性に対する暴力に関する専門調査会・前掲注 141)45 頁

¹⁶¹ 女性に対する暴力に関する専門調査会・前掲注 141)45 頁

上記で述べたとおり、現行 DV 防止法においては、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者」を保護命令の対象としており、身体的暴力に加えて、一定の要件を満たす「生命等に対する脅迫」を受けた被害者についても保護の対象としているが、精神的虐待や性的虐待は保護命令の対象外となっていた。

DV は被害者が関係を解消しようとした際にエスカレートする危険も高く、婚姻中は「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」に至らない精神的虐待・性的虐待しか受けていなかったものの離婚や事実婚解消後に初めて身体に対する暴力、生命等への脅迫を受けるといような場合も考えられるが、そのようなケースは保護命令の対象外となってしまう。

もっとも、精神的虐待については法益侵害の程度、被害者に与えるダメージは身体的な暴力と変わるものではなく、むしろ長期間にわたってそれが持続することによって回復をより困難にさせるものであること、また、精神的虐待は、言葉や態度で傷つけ、被害者を支配し、思いのままに操り、人格を否定することによって被害者の自尊心を破壊し、被害者の精神を弱め、抵抗力を失わせてしまうという深刻な被害をもたらす可能性があることに鑑みれば、令和 5 年改正 DV 防止法により、精神的虐待も保護命令の対象に含まれるようになることは重要な前進であると考えられる。但し、令和 5 年改正 DV 防止法では、「自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者」との文言が用いられており、「被害者を畏怖させる言動」全てを対象としているとは言い難く、保護の対象が限定される恐れがあるため、精神的虐待被害者の真の保護を図るためにはさらなる検討が必要と思われる。

第 2 節 ストーカー規制法

第 1 款 ストーカー規制法上の定義及び規制

ストーカー規制法第 3 条では、何人も、「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の

自由が著しく害される不安を覚えさせてはならないと規定し、「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」を禁止している。

「つきまとい等」とは、「恋愛感情、好意の感情又はその感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的」（以下、「恋愛感情等充足目的」という。）で以下の8種類の行為を行う場合をいう（第2条第1項）。

①つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと

②その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと

③面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること

④著しく粗野又は乱暴な言動をすること

⑤電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと

⑥汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと

⑦その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと

⑧その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと

また、「位置情報無承諾取得等」とは、恋愛感情等充足目的で社会生活において密接な関係を有する者に対し、相手方の承諾なく、相手方の所持する位置情報記録・送信装置（GPS 機器等）の位置情報を取得する行為又は相手方の承諾なく、相手方の所持する物に位置情報記録・送信装置（GPS 機器等）の位置情報を取り付ける行為等をいう（第2条第

3項)。ストーカー規制法は、規制対象外の行為が問題化するたびに改正されており、「位置情報無承諾取得等」については、2021年8月全面施行の改正により新たに規制対象に加えられた。

そして、同一の者に対し、「つきまとい等（上記①から⑤（⑤については電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）」又は「位置情報無承諾取得等」を反復してすることを「ストーカー行為」と定義しており（第2条第4項）、ストーカー行為罪に該当した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる（第18条）。

警察本部長等は、①被害者からの申出があること、②同法第3条違反が認められること、③更に反復して行われる恐れがあると認められることの要件を満たす場合には、当該行為をした者に対して、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる（第4条第1項）。さらに、都道府県公安委員会は、第3条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をする恐れがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、原則として聴聞を行ったうえ、当該行為を禁止する命令を発することができる旨を定めている（第5条第1項、第2項）。但し、相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、聴聞を経ずに「禁止命令等」を行うこともでき、この場合、事後に「意見の聴取」が行われる（第5条第3項）。この禁止命令等に違反した場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となり（第20条）、禁止命令等に違反してストーカー行為をした者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金となる（第19条第1項）。

第2款 ストーカー規制法の対象

行為の相手方は、好意の感情等を抱いている対象である「特定の者」、又は「その配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者」である。「社会生活において密接な関係を有する者」とは、特定の者の身上、安全等を配慮する立場にある者をいい、具体的には学校の教師、職場の上司、DVの被害者が身を寄せているシェルターの職員、友人等が含まれると解されている。なお、ストーカー規制法では、つきまとい等の行為の主体に限定は付されていないため、交際相手、元交際相手、元配偶者による行為はもとより、配偶者による行為も恋愛感情等充足目的でなされる行為であれば規制の対象となる¹⁶²。

日本のストーカー規制法は、イギリスの1997年ハラスメントからの保護法が目的を限定せず広く一般に適用されているのとは異なり、規制の対象が恋愛感情等充足目的でなされたものに限定されている。なお、国会審議においては、ストーカー規制法では、つきまとい行為は恋愛感情等充足目的が対象とされているところ、現実には、恨み、憎悪、ライバルへの嫉妬等、他の感情を動機とするストーカー事例も起きており、同要件規制の対象が狭められてしまうことを懸念する声が上がっているとの問題提起がなされている¹⁶³。これに対して、小此木八郎国家公安委員会委員長(当時)は、「ストーカー規制法の立法当時、つきまとい等の事案の実態として、交際を求めたり復縁を迫ったりするなど、恋愛感情等に起因して行われる状況が多く認められ、これらの場合に、暴力であるとか脅迫、殺人等の重大な犯罪に発展する恐れが強い状況が認められたこと等から、規制対象を、恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で行われるつきまとい等に限定している。恋愛感情等の充足目的以外の目的で行われる行為を規制対象とするかどうかについては、ストーカー規制法の在り方そのものに関すること

¹⁶² 小島妙子・前掲注130)152頁。

¹⁶³ 第204回国会内閣委員会第23号牧島かれん、古屋範子、岸本周平各委員発言(2021)。

から、慎重な検討を要するものと認識しているが、ストーカー事案の実情等に応じて必要な対応を検討するよう警察に指導したい¹⁶⁴」と述べている。

第3章 日本法における課題

第1節 DV防止法の対象者

イギリスでは、家族という概念や人的関係の多様化をふまえて、1996年家族法上の侵害禁止命令の対象者が同性カップルや「相当な期間継続している又は継続していた親密な関係にある者」に広がっていった。また、継続中の親密な関係で発生する支配的又は威圧的態度について、既存の1997年ハラスメントからの保護法や2012年自由保護法の適用によっては、被害者の保護が不十分であるとの問題意識から、新たに親密な関係にある者や家族間で行われる支配的又は威圧的態度を刑罰として処罰する2015年重犯罪法第76条が成立した。2021年に成立したDA法では、DAの定義の中に支配的又は威圧的態度が含まれることが明記されており、配偶者や元配偶者のみならず、現在又は過去に「親密な関係にある者」が対象とされ、同居しているか否かを問わず交際相手及び元交際相手は保護の対象とすることが想定されている。そして、支配的又は威圧的態度罪の対象についても、DA加害者と被害者の関係性の状況如何で法適用の可否が分かれることは適切ではないとの問題意識等から、DA法により、過去に親密な人的関係にあった者や家族の構成員の同居要件を削除し、現在又は過去の配偶者及び交際相手に適用する改正がなされ、2023年4月5日に施行された。

日本では、現状のDV防止法において、保護命令の対象となる被害者が限定されている。そのため、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力や婚姻中に精神的虐待、性的虐待を受けているものの、「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」に至ってい

¹⁶⁴ 第204回国会内閣委員会・前掲注163) 小此木八郎国家公安委員会委員長答弁。

ない場合等には、被害者は保護命令を利用することはできない（なお、後者については、令和5年改正DV防止法により改正が図られる点は前述のとおりである。）。

そこで、このような場合、ストーカー規制法による保護を検討することとなる。しかし、ストーカー規制法の規制対象は一定の行為に限定されており、同法の行為に該当しない限り、加害者が被害者の自尊心を傷つけ、価値を貶めるような言動を行ったとしても対応が難しいため、ストーカー規制法による保護は必ずしも期待できず、また刑法の傷害罪・暴行罪による事件化も困難であるという場合も想定される。そして、身体的な虐待や脅迫と同様に十分に被害者の心を蝕み、害を及ぼす行為であるといえるにもかかわらず、精神的虐待や性的虐待の保護については、DV防止法及びストーカー規制法のいずれも対応が不十分と考えられることから、現行の法制では保護の対象から漏れてしまい、法の谷間で保護を受けられていない被害者が存在しているように思われる。

DVとストーカーは、親密な関係にある者に対する暴力／虐待との関係では、重なり合う部分があり、「親密圏」の関係形成途上から形成、解消に至るまでの一連の流れの中で支配を目的とした密接な関連性を有する行為としてとらえることが可能であると考えられる。しかし、日本においては、現在及び過去の配偶者や生活の本拠を共にする交際相手との関係ではDV防止法とストーカー規制法の保護が重なり合う一方で、親密圏においていずれの保護の対象からも漏れてしまう被害者が存在していると考えられる。そこで、一貫した法制度の下で、一体的な概念として統合的に検討することが必要とされるように思われる。

第2節 DV防止法上の保護命令の対象者

日本では、刑法上、暴行罪又は脅迫罪に当たるような行為及び生命等に対する脅迫を受けた被害者が保護命令の対象となってきた。

しかし、加害者が意思をもって、継続的に被害者を何度も言葉や態度で傷つけ、思い通りに操作、支配しようとする場合、被害者の人格は徹底的に叩きのめされ、被害者は自分

をダメな人間だと思ったり、自分が悪いと思うようになってしまったりしてしまう。家庭という密室の中で精神的虐待を受けた被害者は、次第に自分を見失い、逃げ場がないと考えれば、最悪の場合、自分か相手のどちらかが死ぬしかないと思ってしまう可能性もある。精神的虐待は、被害者の精神や自尊心を破壊するものであり、加害者の支配により逃げる意思さえ失わされてしまうという点で、身体的な虐待や脅迫がなかったとしても、十分に被害者の心を蝕み、害を及ぼす行為であるといえる。

PTSDのような精神疾患については、刑法上の「傷害」に含まれると考えられており、直接の身体的暴力がなくても、相手方による非難や寸止め行為により PTSD に至った場合には、保護命令の対象となる暴力に該当すると判断した裁判例が存在している。しかし、PTSDのような精神疾患は身体の傷害と異なり、第三者から見てその有無が一義的に確定するような性質のものではない。また、精神的虐待を受けた被害者が、自分が悪いと思いつんだり又はより我慢強く耐えてしまったりすることにより、医師による PTSD の診断を受ける機会を得られていない可能性もある。精神的虐待において、加害者から被害者に対してなされている行為の性質にも重点が置かれるべきであり、同じような虐待を受けているにもかかわらず、PTSD の診断という結果に着目して保護命令を発令するか否かの判断が分かれることは適切ではない。

上記のとおり、令和5年改正DV防止法により、日本でも保護命令の対象が精神的虐待にも拡大されることとなった。保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、単なる単発的な感情的な発言等まで保護命令の対象とされることは望ましくない。一方で精神的虐待は、一定のリスト化された言動のみが該当するというものではなく、様々な形態で行われることから、精神的虐待に該当する言動を硬直的に限定する捉え方によっては、精神的虐待の被害者の真の保護を図ることはできない。そこで、イギリス DA 法及び各種ガイドラインで示されている、支配的態度や威圧的態度の定義、考え方や行為リストを参考に、精神的虐待の特質をふまえ、今後も被害者保護の在り方を検討していくことが求められるように思われる。

第2編 児童に対する虐待についての検討

第2編では、児童に対する虐待について、心理的虐待を中心に、第1章においてイギリス、第2章において日本の①児童保護に関する法の沿革、②児童虐待の対象となる行為、③被虐待児の保護枠組み、④児童に対する心理的虐待についての事例、⑤懲戒、⑥児童虐待への刑事規制について分析を行う。そして、第3章では、イギリス法との比較をふまえ、被虐待児に対する強制的な保護を行うに当たっての日本法における課題について検討する。

第1章 イギリスにおける児童保護法制

第1節 イギリスにおける児童保護に関する法の沿革

アメリカにおいて重大な児童虐待事案（Mary Elle Wilson 事件）が起き、それをきっかけとして1875年にニューヨーク児童虐待防止協会（New York Society for the Prevention of Cruelty to Children）が設立されたことを受けて、1889年、イングランドにおいて、国家児童虐待防止協会（National Society for the Prevention of Cruelty to Children、以下「NSPCC」という。）が設立され、同年、1889年児童虐待防止及び保護法（Prevention of Cruelty to, and Protection of, Children Act 1889）が制定された¹⁶⁵。

イギリスにおいて、1920年から第二次世界大戦までの間は児童の地位に関する重要な発展は見られなかったが、第二次世界大戦中、児童の大量疎開により貧困化したスラム街の状況が浮き彫りになったこと、戦争孤児への解決策の必要性があったこと、エリザベス朝・ビクトリア朝の救貧法（Poor Laws）の形跡を一掃しようとする政治的意思があったこと等を理由として、児童への公的関心が向けられることとなった。そして、これらに加え、1945年に12歳のDennis O'Neilが里親による栄養失調と暴行により虐待死させられた事件が起きたことも相まって、児童福祉の問題が喫緊の課題となり、1948年児童法

¹⁶⁵ Polly Morgan, FAMILY LAW, (2021), Oxford University Press, at p.706.

(Children Act 1948) が制定された¹⁶⁶。1948年児童法は、地方当局に対し、特定の状況において孤児や棄児等のケアを引き受け、当該児童の最善の利益に従って養育することを義務付けるものであった¹⁶⁷。

1973年に発生した、7歳の Maria Colwell が里親委託から実母の再婚に伴い実母によるケアに戻された後、継父による身体的虐待やネグレクトにより死亡させられた事件¹⁶⁸により、親による虐待や拒絶から児童がより良い保護を受けることを可能とし、児童の長期間の福祉にかなった計画を作成できるようにするために、親の権利を縮小することが要求されるようになった¹⁶⁹。これを受けて、1975年児童法 (Children Act 1975) では、地方当局に対し、児童期を通して子の福祉を保護し、増進させることを最初の考慮事項とする必要があることが定められた¹⁷⁰。

しかし、2名の小児科医による瑕疵のある分析により、1987年にクリーブランド州で、5か月の間に57家庭の121人の児童が性的虐待の被害者と認定され、児童保護命令 (place of safety order (現在は廃止されている)) により家庭から分離される結果となったというクリーブランド事件 (Cleveland Scandal) ¹⁷¹により、地方当局が家族の自主性を犠牲にして強権的になりすぎているのではないかとの問題が顕在化した¹⁷²。

¹⁶⁶ Ibid, at p.707.

¹⁶⁷ Nigel Lowe et al., supra note 23, at p. 628.

¹⁶⁸ Ian Butler & Mark Drakeford, “Scandal, social policy and social welfare”, (2005), Policy Press, at pp.84-85.

¹⁶⁹ Nigel Lowe et al., supra note 23, at p. 628.

¹⁷⁰ Ibid.

¹⁷¹ Polly Morgan, supra note 165, at pp.709-710.

¹⁷² Nigel Lowe et al., supra note 23, at p. 628.

クリーブランド事件及び同事件に対する調査報告 (Report of the inquiry into child abuse in Cleveland 1987) を受け、過去の教訓や経験をふまえて、児童保護のために家族の自律性と地方当局の権限のバランスを再調整し、支援を必要としている児童に対応するための包括的かつ統一的なスキームを提供するものとして、1989年児童法が制定されることとなった¹⁷³¹⁷⁴。1989年児童法は、イギリスにおける児童保護制度の中心的な役割を果たしており、児童虐待に限らず、児童福祉全般を定めたものである。

2000年に、8歳のVictoria Climbiéが大叔母とその恋人に虐待を受け殺害されるというビクトリア・クリンビエ事件が発生した。ビクトリア・クリンビエ事件は、多機関が関わっていたにもかかわらず、連携がうまくとれていなかったために全体像を把握できず結果として被害児の死亡との結果に至ったことから、ラミング (Laming) 卿による本事件の調査報告書では、多機関連携の重要性、適切なトレーニングと監督、及び記録管理の重要性が強調された¹⁷⁵。ビクトリア・クリンビエ事件の調査報告書及び同調査報告書での提言を反映した政府による児童に対するサービスを提供する機関のフレームワークである『どの子どもも大切 (Every Child Matters)』と題した緑書(グリーンペーパー)が2004年児童法 (Children Act 2004) の制定につながった。2004年児童法では、子ども及びその家族への支援サービスが強化され、また地方当局の組織構造の抜本的な変革による子どもに対する

¹⁷³ Nigel Lowe et al., *supra* note 23, at p. 629.

¹⁷⁴ 2016年4月より、1989年児童法第三章はイングランドのみに適用され、ウェールズでは、2014年ソーシャル・サービス及びウェルビーイング(ウェールズ)法 (Social Services and Well-being (Wales) Act 2014) が適用されている (1989年児童法第16B条、The Social Services and Well-being (Wales) Act 2014 (Consequential Amendments) Regulations 2016 第57条(1))。

¹⁷⁵ Polly Morgan, *supra* note 165, at pp.710-711.

サービスの明確な説明責任が確保されるとともに、同法に基づきイングランドにおいて子どもコミッショナー (Children's Commissioner) が設立されることとなった¹⁷⁶。

2004年児童法は、2006年児童ケア法 (Childcare Act 2006) により改正され、2006年児童ケア法では、地方当局に対し、若年の子どもに対する成果を向上させ、十分なケアを保障し、子どもに対して情報を提供する義務を課す新たな法枠組みが導入された¹⁷⁷。

第2節 児童虐待の定義

1989年児童法では、虐待の被害者である児童及び加害者についても明確な規定はない。但し、1989年児童法では原則として、18歳未満の者が対象とされており (1989年児童法第105条(1))、2004年DV、犯罪及び被害者法 (Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004) は児童を保護の対象としているので、同法に規定される加害者も虐待者に含まれる¹⁷⁸。

また、1989年児童法では、児童虐待についての定義は置かれていないが、イギリス政府が公表しているガイドラインである『児童保護のための協働作業 (Working Together to Safeguard Children) ¹⁷⁹』において、虐待が定義されており、身体的虐待、心理的虐待、

¹⁷⁶ Nigel Lowe et al., supra note 23, at p. 629.

¹⁷⁷ Ibid.

¹⁷⁸ 町野朔他編『児童虐待と児童保護—国際的視点で考える—』(上智大学出版、2012年)63-64頁。

¹⁷⁹ 本章では、特段の断りがない限り、“Working Together to Safeguard Children: A guide to inter-agency working to safeguard and promote the welfare of children”, (2018), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/942454/Working_together_to_safeguard_children_inter_agency_guidance.pdf>[2023/9/15]を参照している。

性的虐待、ネグレクトについても各々以下のとおり定義されている。児童保護のための協働作業は、地方当局に対し、社会サービス機能を担うにあたり、大臣が定める一般的なガイダンスに従うことを求めた 1970 年地方当局・社会サービス法 (Local Authority Social Services Act 1970) 第 7 条等に基づいて作成されており¹⁸⁰、完全な意味での法的拘束力を持つものではないが、異なる対応を正当化するだけの地域的な特別事情がない限り、全ての地方当局が従うべき義務を負っているものである¹⁸¹。

①虐待：子どもへの不適切な関わり (maltreatment) の一形態。危害(harm)を加えたり、危害を防止するための行動を怠ったりすることにより、子どもを虐待したり、ネグレクトしたりすることがある。危害には、非身体的虐待や、他者への不適切な扱い(ill-treatment)を目撃した場合の影響が含まれる。これは、例えば、あらゆる形態の DA における子どもへの影響に関連して、特に関連性があり得る。子どもは、家族、施設又は地域社会において、既知の者又は稀には他人から虐待されることがある。虐待は完全にオンラインで行われる場合もあれば、オフラインでの虐待を容易にするための手段としてテクノロジーが利用される場合もある。子どもは、大人又は大人達、他の子ども又は子ども達によって虐待される可能性がある。

② 身体的虐待：殴打したり、揺すったり、投げたり、毒を入れたり、熱傷を負わせたり、熱湯でやけどをさせたり、溺れさせたり、窒息させたり又はその他の方法で子どもに対し身体的損傷を加えることを含む可能性のある虐待の一形態。身体的危害は、親又は養育者が子どもの病気の症状を捏造した場合、又は故意に誘発した場合にも引き起こされる可能性がある。

¹⁸⁰ Her Majesty's Government, Working Together to Safeguard Children: A guide to inter-agency working to safeguard and promote the welfare of children, (2018), at p.8.

¹⁸¹ 峯本耕治『子どもを虐待から守る制度と介入手段—イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題』(明石書店、2001年)13頁。

③心理的虐待：子どもの精神の発達に重篤かつ持続的な悪影響を引き起こす等の子どもに対する持続的な心理的虐待を指す。子どもに対し、彼らが無価値である、愛されていない、不十分である、又は他者のニーズを満たす限りにおいて評価されることを子どもに伝えることを意味する。また、これには、子どもに自分の意見を表明する機会を与えない、意図的に彼らを黙らせる、又は彼らが言うことやコミュニケーションの仕方を「からかう」ことを意味する可能性がある。また、年齢や発達上不適切な期待が子どもに課される可能性もある。これには、子どもの発達能力を超えた相互作用、探求や学習の過剰保護と制限、又は通常の社会的交流への参加を妨げることが含まれる場合がある。他者への不適切な扱いを見聞きすることを意味する可能性もある。深刻ないじめ（サイバーいじめを含む）、子どもに対し頻繁に恐怖や危険を感じさせる、又は子どもの搾取や墮落を引き起こすことを意味する可能性もある。ある程度の心理的虐待は、それが単独で発生する可能性もあるが、子どもに対するあらゆるタイプの不適切な関わりに併存するものである。

④性的虐待：子ども又は青少年に性的行為を強制又は誘引することを含み、必ずしも高いレベルの暴力を伴うとは限らず、子どもが何が起きているかを認識しているかどうかにかかわらず、性的行為には、挿入による暴行(強制性交や口淫等)、又は自慰行為、キス、こすこと、衣服の外から触ること等の非挿入行為を含む身体的接触が含まれる場合がある。また、性的な画像を見せたり、その制作に子どもを関わらせたり、性的行為を見せたり、性的に不適切な行動をとるよう子どもに奨励したり、又は虐待の準備のために子どもをグルーミング(grooming)¹⁸²したりする等、非接触活動も含まれる場合がある。性的虐待は、オンラインで行われることもあり、オフラインでの虐待を容易にするための手段としてテクノロジーが利用される場合もある。性的虐待は成人男性だけによって犯されるものではなく、女性及び他の子どもも性的虐待行為を犯すことがあり得る。

¹⁸² グルーミングとは、一般に、性的行為を目的として、子どもに近づいて信頼関係を結び、罪悪感や羞恥心を利用して、子を手なづける行為をいう。

⑤ネグレクト：子どもの基本的な身体的及び/又は心理的ニーズを持続的に満たさず、子どもの健康又は発達の深刻な障害をもたらす可能性がある。ネグレクトは、母親の薬物乱用の結果として妊娠中に発生することがある。子どもが生まれた後については、ネグレクトには、親又は養育者が、以下を行わないことを含む。

a.十分な食料、衣服及び住まいの提供(自宅からの排除又は放棄を含む。)

b.身体的及び精神的危害又は危険からの子どもの保護

c.適切な監督の確保(不十分な養育者を使って監督することを含む。)

d.適切な医療又は治療へのアクセスの確保

また、子どもの基本的な感情的ニーズへの無視や無反応も含まれる場合がある。

第3節 被虐待児の保護

本節では、イギリスにおいて、被虐待児に対し、どのような保護がなされているのかについて概説する¹⁸³。

¹⁸³ 本節の記載については、許末恵「イギリスにおける児童虐待の法的対応」家族＜社会と法＞17号129-139頁(2001)、法務省ホームページ「児童虐待防止のための親権制度研究会報告書等の公表について」のうち久保野恵美子「海外制度調査報告書(イギリス及びフランス)」(2010)19-30頁<<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji191.html>>[最終アクセス2023/9/15]、床谷文雄他編『親権法の比較研究』(日本評論社、2014年)26-27頁、大久保香織他「英国における児童虐待防止制度の実情について」家月61巻8号52-89頁(2009)、町野朔他編・前掲注178)69-88頁参照。また、1989年児童法の翻訳について、英国保健省編、林茂男他監訳『英国の児童ケア：その新しい展開』(中央法規出版、1995年)、外務省ホームページ「ハーグ条約関連資料」のうち、「英国(イングランド・ウェールズ)子ども法」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page22_001672.html>[最終アクセス2023/9/15]参照。

第1款 地方当局の調査

1989年児童法第47条(1)では、地方当局は、管轄地域内に住んでいるか又は当該地域内で発見された子が(a)(i)緊急保護命令(emergency protection order)の対象となっているか、又は(ii)警察保護(police protection)下にあり、(b)当該子が重大な危害を受けているか又は受ける恐れがあると疑う合理的な理由がある場合には子の福祉を保護又は増進するために必要な措置を取るべきかを判断するために必要な調査を行い、又は行わせなければならないと規定されており、調査をふまえて地方当局は、介入しなくとも子の福祉が十分に保護されると認定しない限り、緊急保護命令、子に関する評価命令(child assessment order)、ケア命令(care order)又はスーパービジョン命令(supervision order)の申立てを行う¹⁸⁴。

また、調査の結果、重大な危害の恐れについて裏付けられ、子が重大な危害を受けているか又は受ける恐れがあると判断された場合には、家族の構成員(適切と判断された場合には子も含む。)と当該子とその家族に関わっている専門家が集まり、最初の児童保護会議(initial child protection conference)を開催する。最初の児童保護会議では、全ての関連する情報を分析し、子の福祉を保護し、増進するための最善の児童保護計画(child protection plan)が作成される。そして、子が重大な危害を受けているか又は受ける恐れが継続しているかを確認し、児童保護計画の見直しの必要性を検討するために児童保護再検討会議(child protection review conference)が開催される¹⁸⁵¹⁸⁶。

第2款 保護手段

(1)ケア命令

¹⁸⁴ Polly Morgan, *supra* note 165, at p.748.

¹⁸⁵ Her Majesty's Government, *supra* note 180, at pp.38-53.

¹⁸⁶ 峯本耕治・前掲注181)191-193頁参照。

ア 要件

子を保護するための強制的な介入が必要である場合、地方当局又は権限を付与された者¹⁸⁷は、裁判所に対し、子を指定された地方当局のケア(care)の下に置く命令（ケア命令）を申し立てることができる（1989年児童法第31条(1)(a)）。なお、これらの命令は、17歳に達した子（婚姻している場合には、16歳に達した子）については発することができない（同法第31条(3)）。

ケア命令が認められるためには、①1989年児童法第31条(2)に規定された要件を満たすこと（初期介入段階（threshold stage）¹⁸⁸）及び②同法第1条に照らして、ケア命令を発することが子の最善の利益にかなうこと（福祉段階（welfare stage））の2段階の検討を経る必要がある¹⁸⁹。

① 初期介入段階

1989年児童法第31条(2)では、(a)当該子が重大な危害を受け又は受ける恐れがある場合において、(b)その危害又は危害の恐れが(i)命令が下されない場合に当該子に与えられるケア又は与えられるであろうケアが、当該子に対して親が与えるよう合理的に期待され

¹⁸⁷ 権限を付与された者とは、NSPCC 及びその職員並びに国務大臣の命令によって権限を付与された個人及び団体の職員をいう（1989年児童法第31条(9)）。

¹⁸⁸ 1989年児童法第31条(2)に規定された要件を満たしたとしても、さらに同法第1条を満たしていない場合には命令の付与が認められないことから、1989年児童法第31条は「許容要件（thresholds criteria）」であるとされている（許末恵・前掲注183）132頁）。“thresholds”は、一般に、閾値や入口を意味する用語であるが、1989年児童法第31条(2)は、強制介入を許容するためにクリアすべき第1段階目の基準を示したものであると考えられることから、本稿では、このような趣旨を示すものとして、“threshold stage”の訳語を「初期介入段階」とした。

¹⁸⁹ Polly Morgan, *supra* note 165, at pp.772-773.

るようなケアには当たらないこと又は(ii)当該子が親の監督 (parental control) を受けられない状況下にあることに起因するものと認められる場合に限り、ケア命令を発することができるとしている。「危害」とは、不適切な取扱いもしくは健康又は発達の侵害（例えば、他人への不適切な扱いを見聞きすることにより被る侵害を含む。）を、「発達」とは、身体的、知的、心理的、社会的又は行動的発達を、「健康」とは、身体的又は精神的健康を意味し、「不適切な扱い」とは、性的虐待及び非身体的な種類の不適切な扱いを含むとされている（同条(9)）。Re B 事件判決¹⁹⁰では、「不適切な扱いには、通常、身体的虐待、性的虐待、いじめ、又はその他の形態の積極的な心理的虐待等、何らかの積極的な行為が含まれる。侵害もまた、子どもに対する積極的な行動の結果であることもあるが、子どもの食物、暖かさ、住まい、愛情、教育、医療に対するニーズを怠った結果である可能性もある」と判示されている（para 192）。

さらに、当該子が受けている危害が重大なものであるか否かという疑義の判断が、子の健康又は発達の如何によって定まる場合は、類似の子について合理的に期待できる健康及び発達の水準と比較される（1989年児童法第31条(10)）。

1989年児童法は、「重大な」についての定義は置いていないが、HUMBERSIDE COUNTY COUNCIL v B 事件判決は、辞書の定義に従い、「重大な危害」について、裁判所が相当な(considerable)、特筆すべき (noteworthy) 又は重要と考える危害でなければならぬと判示し、また裁判所が子どもの将来を検討する際に考慮しなければならない危害を意味すると述べた¹⁹¹。これらの定義は、性質上累積的又は一回限りの危害を含むだけでなく、本質的に物理的には重大とはいえないものの、故意の残虐行為を示すもの等、危害の性質が憂慮されるものである場合を包含することができる¹⁹²。

¹⁹⁰ Re B (a child) (care order: proportionality: criterion for review) [2013] UKSC 33.

¹⁹¹ HUMBERSIDE COUNTY COUNCIL v B [1993] 1 FLR 257, at p.263.

¹⁹² Polly Morgan, supra note 165, at p.792.

2010年3月発行版の「児童保護のための協働作業」では、「重大な危害について、絶対的な判断基準はないものの、不適切な扱いの重大さの考慮には、身体的危害の程度と範囲、虐待とネグレクトの期間と頻度、計画性の程度、脅迫、威圧、サディズム、異様又は異常な要素の存在又は程度が含まれるとしている。これらの要素のそれぞれは、子どもに対するより深刻な影響、及び/又は子どもが不適切な関わりの悪影響を克服するための支援における比較的より大きな困難と関連している。時には、例えば、暴力的な暴行、窒息又は中毒等の単一の精神的外傷を与える事象が重大な危害を構成する可能性があるが、重大な危害は、急性及び長期にわたる重大な事象の集大成であり、子どもの身体的及び精神的発達を中断、変化又は損傷する。一部の子ども達は、健康と発達が無視されている家庭や社会的状況で暮らしており、彼らにとって、長期的な心理的、身体的、又は性的虐待の腐食性は、重大な危害を構成する程度の侵害を引き起こす」と記載されている（para 1.28）。また、重大な危害の判断にあたり、以下の項目を考慮しなければならないとされている（para 1.29）。

- ・（不適切な関わり又は適切なケアの提供の不履行の観点から）危害の性質
- ・子どもの健康と発達への影響
- ・家族及びより広い環境という文脈における子どもの発達
- ・病状、コミュニケーション障害、障害等の子どもの発達及び家庭内でのケアに影響を与える可能性のある特別なニーズ
- ・子どものニーズを適切に満たす親の能力
- ・より広い周囲の家族の事情

②福祉段階

初期介入段階を満たした場合には、福祉段階に進む。この段階では、子どもの福祉が裁判所の至高の考慮事項（paramount consideration）とされ（1989年児童法第1条(1)）、裁判所は、1989年児童法第1条(3)に含まれる以下の福祉チェックリストを考慮し、同条(5)

に基づき、命令を全く発しないよりも、命令を発した方が子にとって良い結果が得られるかを検討する。

(a) 確認可能な子の希望や感情（子の年齢と理解力に照らして判断する。）

(b) 子の身体的、心理的及び教育的ニーズ

(c) 子の状況の変化が子に及ぼす可能性のある効果

(d) 子の年齢、性別、背景及び裁判所が関連すると考える子の特徴

(e) 子が受けた危害又は受ける恐れがある危害

(f) 子の両親及び当該問題が関連すると裁判所が判断する者が子のニーズを満たすために有している能力の程度

(g) 問題となっている手続において本法に基づいて裁判所が利用できる権限の範囲

また、ケア命令が発される可能性のある申立てがなされた場合は、地方当局は裁判所が指示した期間内に保護計画(care plan)を準備しなければならないとされている（1989年児童法第31A条(1)）。

イ 効果

子に対してケア命令が発された場合、命令により指定された地方当局は、当該子をケアの下に引き取り、命令が効力を有する間、当該子をそのケアの下にとどめる義務を負う（1989年児童法第33条(1)）。ケア命令は、暫定ケア命令を除き、子が18歳に達したときに効力を失う（1989年児童法第91条(12)）。

子に対するケア命令が効力を有する間、地方当局が(a)子に関する親責任を有し、かつ(b) (i)子の親、後見人(guardian)、特別後見人(special guardian)又は(ii)第4A条に基づいて子に対する親責任を有する者(継親)が子に対する親責任を果たすことができる範囲を決定する権限を有する（1989年児童法第33条(3)）。但し、地方当局は、子の福祉を保護又は増進させるために必要と認められる場合を除き、親責任を有する者の権限の範囲の決定権限を行使してはならず(同条(4))、1989年児童法第33条(3)(b)に定められた子のケアを行うと指名された者が子の福祉を保護又は増進させる目的で様々な状況において合理的な

行為をすることは妨げられないと規定されている（同条(5)）。なお、地方当局の権限は、①当該子の宗教的環境の変更、②養子命令(adoption order)又は2002年養子及び児童法(Adoption and Children Act 2002)第84条に基づく命令への同意又は拒否、③子に対する後見人の選任において制限されており（同条(6)）、子の姓の変更やイギリス国外への移動についても規制されている（同条(7)、(8)）。

子が地方当局のケアの下にある場合、地方当局は、子の両親、後見人、特別後見人、継親等との間の合理的な交流を認めなければならない（1989年児童法第34条(1)）、子の福祉の保護又は増進のために必要があり、緊急の場合、7日以内に限り交流を拒否することができるにすぎない（同条(6)）。

ケア命令が発された場合、スーパービジョン命令は取り消される（1989年児童法第91条(3)）。

ここで、1989年児童法により新たに導入された同法の中核的な概念である親責任についても紹介する。親責任は、1989年児童法第3条(1)により、「法により子及びその財産に関して子の親が有する全ての権利、義務、権限、責任及び権威」と定義されている。親の権利や親の権威ではなく、親責任という言葉が用いられたのは、親の地位は子を身体的にも道徳的にも適切に発達した大人になるよう育てる義務を根拠とし、かつそれによってのみ正当化できることを強調するものであると考えられている¹⁹³。親責任の内容をリスト化することについては、異なるニーズや状況によりリストを変更せねばならず、子の年齢や成熟度、個々の事案によっても内容が変わってくるものであることから行われておらず、親責任の内容についてはこのような包括的な定義のみが置かれている¹⁹⁴。

¹⁹³ Lord Mackay, *Perceptions of the Children Bill and beyond*, (1989), *New Law Journal*, vol. 139, at p.505.

¹⁹⁴ Nigel Lowe et al., *supra* note 23, at p. 440.

子の父母が子の出生時に婚姻しているか又はシビルパートナーシップ関係にある場合は子の父母がそれぞれその子の親責任を有する(1989年児童法第2条(1))。子の父母が婚姻していない又はシビルパートナーシップ関係にない場合には子の母が親責任を有し(同条(2))、この場合、子の父は、1953年出生死亡登録法(Births and Deaths Registration Act 1953)の特定の条項で子の父として登録された場合、母との間で父が子に対する親責任を有する旨の合意をした場合、父の申立てにより裁判所が父が子に対する親責任を有するとの命令を出した場合にのみ親責任を取得することができる(1989年児童法第4条(1)、(1A))。また、複数の者が親責任を有することができ、子に対する親責任を有する者は、当該の子に対して他の者が親責任を獲得したことを理由に、親責任を単独で終了させることはできない(1989年児童法第2条(5)、(6))。

(2)スーパービジョン命令

ア 要件

子を保護するための強制的な介入が必要である場合、地方当局又は権限のある者¹⁹⁵は、裁判所に対し、指定された地方当局の監督下に置く命令(スーパービジョン命令)を申し立てることができる(1989年児童法第31条(1)(b))。なお、これらの命令は、17歳に達した子(婚姻している場合には、16歳に達した子)については発することができない(同法第31条(3))。

スーパービジョン命令についてもケア命令と同様、①1989年児童法第31条(2)に規定された要件を満たすこと(初期介入段階)及び②同法第1条に照らして、スーパービジョン

¹⁹⁵ 権限を付与された者とは、NSPCC及びその職員並びに国務大臣の命令によって権限を付与された個人及び団体の職員をいう(1989年児童法第31条(9))。

命令を発することが子の最善の利益にかなうこと（福祉段階）の2段階の検討を経て、発令される¹⁹⁶。

イ 効果

スーパービジョン命令が効力を有している間は、監督人(supervisor)は、①監督の下にある子(supervised child)への助言、援助を与え、親身に寄り添うこと、②命令を効果的にするために合理的に必要と思われる対応をとること、及び③命令の完全な遵守がなされていない場合又は監督人が、命令はもはや不要であると思料するときは、裁判所にその変更又は取消しを申し立てるかどうかの検討を行う義務を負う（1989年児童法第35条(1)）。

スーパービジョン命令に基づき、子に対して、①指定した一定期間、特定の場所に居住すること、②指定した特定の日又は期間に特定の人又は場所を訪れること、③指定した特定の日又は期間に特定の活動に参加することを指示することができる（1989年児童法附則3の第2条）。

スーパービジョン命令は、原則として発令日から1年間有効であり、3年を超えない限度で延長が可能である（1989年児童法附則3の第6条(1)、(4)）。

(3) 暫定命令 (interim order)

ア 要件

ケア命令又はスーパービジョン命令の申立ての手續において手續が延期されるか、又は裁判所が第37条(1)に基づく指示¹⁹⁷を命じる場合、裁判所は当該子に対して、暫定ケア命令又は暫定スーパービジョン命令を発令することができる（1989年児童法第38条(1)）。

¹⁹⁶ Polly Morgan, *supra* note 165, at pp.772-773.

¹⁹⁷ 裁判所は、ケア命令又はスーパービジョン命令を下す際に、1989年児童法第37条(1)に基づいて、命令の必要性を判断するために子の状況等に関する調査を関係機関に指示することができる。

なお、これらの命令は、17歳に達した子（婚姻している場合には、16歳に達した子）については発することができない¹⁹⁸。

裁判所は子に関する状況が第31条(2)に定められた要件を満たすと信ずべき合理的な理由がない限り、暫定ケア命令又は暫定スーパービジョン命令を発令することはできない（1989年児童法第38条(2)）。

Re K 事件判決¹⁹⁹では、暫定ケア命令の発令にあたっては、①裁判所が子に関する状況が第31条(2)に定められた要件を満たすと信ずべき合理的な理由があると認めるかどうか（1989年児童法第38条(2)に定められる暫定的初期介入(interim threshold)）、②裁判所が子の安全²⁰⁰のために即時の分離が必要と認めるかどうか、③裁判所が移動が子どもの最善の利益にかなうと認めるかどうか（1989年児童法第1条(1)及び(3)に定められる福祉分析）及び④裁判所が子を移動させることが子及び他の関係者のヨーロッパにおける人権及び基本的自由の保護のための条約（European Convention on Human Rights）第8条の権利と釣り合いの取れた（proportionate）干渉であるかに関し、複数の選択肢の比較的分析を考慮しているかという4つの観点から検討すべきであるとの判断基準が示されている（para 35）。

イ 効果

暫定ケア命令については、一定の条件²⁰¹の下で、関係者（relevant person）に対し、子が居住する住居からの立退きの要求、子が居住する住居への立入の禁止、子が居住する住

¹⁹⁸ Re Q (Child: Interim Care Order: Jurisdiction) [2019] EWHC 512 (Fam) , at para 28.

¹⁹⁹ Re K (children) [2014] EWCA Civ 1195.

²⁰⁰ 安全には、身体的な安全と精神的な安全の双方が含まれると解される（Re K 事件判決 para 37 参照）。

²⁰¹ 当該子に関する状況が、1989年児童法第31条(2)(a) 及び(b)(i)に規定されたものと同様であると信じる合理的な理由があると認定して、裁判所が当該の子に関して暫定ケア命

居のある特定された地域からの排除の条項（除外条件）を含むことができる（1989年児童法第38A条(3)）。裁判所が排除条件を含む暫定ケア命令を発令する場合、裁判所は、排除条件に命令違反があった場合の身体拘束を認める身体拘束権限を付与することができる（1989年児童法第38A条(5)）。

暫定命令は、その命令が定める期間効力を有するが、裁判所が1989年児童法第37条(1)に基づき子の状況等に関する調査を指示している場合で、①裁判所による第37条(4)に基づく別段の指示²⁰²が行われず、かつ子に対するケア命令又はスーパービジョン命令の申立てがなされない場合には、命令が発令された日から8週間の期間の満了で効力が消滅し（1989年児童法第38条(4)(da)）、②裁判所が第37条(4)に基づく別段の指示を行ったが、子に対するケア命令又はスーパービジョン命令の申立てがなされない場合には、当該指示により定められた期間の満了により暫定命令の効力は消滅する（1989年児童法第38条(4)(e)）。

(4)子に関する評価命令

ア 要件

令を発令する場合であって、①関係者が、子が居住する住居から排除されると、子へ与えている又は与える可能性のある重大な危害が止まると信じる合理的な理由があること、②通常期待できる親による子の監護養育を子に与えることができる、又は与えようとする同居する者（当該子の親か否かを問わない）がいること、③当該同居する者が除外条件を含むことに同意することという条件が満たされた場合と定められている（1989年児童法第38A条(1)、(2)）。

²⁰² 裁判所が別段の指示をしない限り、指示の日から8週間の期間満了までに裁判所に対する情報提供がなされなければならないとされている（1989年児童法第37条(4)）。

地方当局又は権限のある者²⁰³は、裁判所が次のいずれかを満たすと認定した場合に限り、子に関する評価命令を発令することができる（1989年児童法第43条(1)、(2)）。

(a)申立人が、当該子が重大な危害が生じる、又は生じる可能性があると疑う合理的な理由を有する場合

(b)子が重大な危害を受けている、又は受ける可能性があるかどうかの申立人の判断を可能とするために、子の健康や発育の状態の評価又は子の扱われ方の評価が必要とされた場合

(c)本条により決定がなされない場合、かかる評価ができないか又は十分でない可能性がある場合

但し、1989年児童法第43条の要件を満たすのみで自動的に子に関する評価命令を発令できるわけではなく、1989年児童法第1条(1)に基づく福祉原則及び同条(5)に基づき、命令を全く発しないよりも、命令を発した方が子にとって良い結果が得られるかを検討する必要がある²⁰⁴。

なお、原則として、子の親、当該子の親ではないが子に対して親責任を有する者、子を監護養育している他の者等に対し、子の評価に関する命令の申立ての通知がなされることが予定されている（1989年児童法第43条(11)）。

イ 効果

子の評価に関する命令が子に関して効力を有する間、子を引き渡す(produce)地位にある者には、①命令で指名された者に子を引き渡すこと及び②裁判所が命令において特定することが望ましいと判断した子の評価に関する指示を遵守することについての義務を負う（1989年児童法第43条(6)）。また、子の評価に関する命令は、命令の条件に従って評価

²⁰³ 1989年児童法第31条と同義、すなわち NSPCC 及びその職員並びに国務大臣の命令によって権限を付与された個人及び団体の職員をいう（1989年児童法第43条(13)）。

²⁰⁴ Nigel Lowe et al., *supra* note 23, at pp. 659-660.

の全部又は一部を実行するために、評価を行う者に権限を与える（1989年児童法第43条(7)）。そして、①命令において特定された指示に従う場合、②評価のために必要な場合、及び③命令において特定された期間、子を家から隔離することも可能である（1989年児童法第43条(9)）。

子の評価に関する命令は、評価が開始される日を特定し、命令において特定される日から7日を超えない範囲で有効である（1989年児童法第43条(5)）。

但し、親等が評価に同意すれば子の評価に関する命令は不要であることや本命令の期間が7日とされており、一般的に子の評価を行うには短すぎると考えられること、裁判所は1989年児童法第43条による申立てを緊急保護命令の申立てとして取り扱うことができること（1989年児童法第43条(3)、(4)）等の理由で、子の評価に関する命令はほとんど利用されていない²⁰⁵。

(5)緊急保護命令

ア 要件

いかなる者も裁判所に対し、子に対する緊急保護命令の発令を求めることができ、裁判所は次のいずれかを満たすと認定した場合に限り、緊急保護命令を発令することができる（1989年児童法第44条(1)）。

(a)(i)子が申立人により又は申立人に代わり提供された宿泊施設(accommodation)に移動されない場合又は(ii)子が現在滞在する場所に留まらない場合に、そのことにより子が重大な危害を受ける恐れがあると信ずべき合理的な理由がある場合

²⁰⁵ Polly Morgan, *supra* note 165, at p.749.

(b)地方当局による申立てにおいて、(i)子に関して第47条(1)(b)に基づく調査が行われており、(ii)面会を求める権限を付与された者²⁰⁶に対し、子との面会が合理的な理由なく拒否されることにより調査が妨げられ、かつ申立人が子との面会が緊急事項として必要であると信ずべき合理的な理由を有する場合

(c)権限を付与された者によりなされた申立てにおいて、(i)申立人が、子が重大な危害を受け、又は受ける可能性があると疑う合理的な理由を有している場合、(ii)申立人が子の福祉に関する調査をしている場合、及び (iii)面会を求める権限を付与された者に対し、子との面会が合理的な理由なく拒否されることによって調査が妨げられ、かつ申立人が子との面会が緊急事項として必要であると信ずべき合理的な理由を有する場合

但し、1989年児童法第44条(1)の要件を満たすのみで自動的に緊急保護命令を発令できるわけではなく、1989年児童法第1条(1)に基づく福祉原則及び同条(5)に基づき、命令を全く発しないよりも、命令を発した方が子にとって良い結果が得られるかを検討する必要がある²⁰⁷。

イ 効果

緊急保護命令は、①子を申立人に引き渡すよう求めるいかなる要求にも従うべき立場にある者に対する指示としての効力を有し(1989年児童法第44条(4)(a))、②(i)申立人により又は申立人に代わり提供された宿泊施設に子をいつでも移動し、そこに留めること、又

²⁰⁶ 「権限を付与された者」とは、1989年児童法第31条と同義、すなわち NSPCC 及びその職員並びに国務大臣の命令によって権限を付与された個人及び団体の職員をいう(1989年児童法第44条(2)(a))。また、「面会を求める権限を有する者」とは、地方当局による申立ての場合には、当該地方当局の職員又は当該地方当局の代わりに当該調査に関して行動する権限を地方当局により与えられた者若しくは(ii)権限ある者による申立ての場合には、その者をいう(1989年児童法第44条(2)(b))。

²⁰⁷ Nigel Lowe et al., *supra* note 23, at p. 655.

は(ii) 命令が発令される直前に当該子が滞在した、病院その他の場所からの子の移動を阻止することについての権限を与え（同条(4)(b))、③当該子に対する親責任を申立人に与える（同条(4)(c)）。

なお、1989年児童法第44条(4)(b)に基づいて権限を行使する者による子の移動又は移動の阻止を意図的に(intentionally)妨害した者は有罪となり、微罪犯として the standard scale²⁰⁸段階を超えない罰金刑に処せられる（1989年児童法第44条(15)、(16)）。

緊急保護命令についても、一定の条件²⁰⁹の下で、関係者に対し、子が居住する住居からの立退きの要求、子が居住する住居への立入の禁止、子が居住する住居のある特定された地域からの排除の条項（除外条件）を含むことができる（1989年児童法第44A条(3)）。裁判所が除外条件を含む緊急保護命令を発する場合、裁判所は、除外条件に身体拘束権限を付与することができる（1989年児童法第44A条(5)）。

緊急保護命令は、命令で定め得る8日を超えない期間、効力を有する（1989年児童法第45条(1)）。緊急保護命令の結果として親責任を有し、子に対するケア命令を申し立てる権

²⁰⁸2020年量刑法（Sentencing Act 2020）第122条に規定されるもので、上限1000ポンドの罰金をいう。

²⁰⁹ 当該子に関する状況が、①1989年児童法第44条(1)(a)、(b)又は(c)で規定された事項を認定した上で裁判所が当該子に対して緊急保護命令を発令する場合であって、②第44条(1)(a)に規定される原因により発令された場合、第44条(1)(a)(i)により子が移動しない又は第44条(1)(a)(ii)により留まらないとしても子が重大な危害を受ける可能性がないこと、若しくは第44条(1)(b)又は(c)に規定される原因により発令された場合、調査への妨害が停止すると信じる合理的な理由があること及び③通常期待できる親による子の監護養育を子に与えることができる、又は与えようとする同居する者（当該子の親か否かを問わない）がおり、当該同居する者が除外条件を含むことに同意することという条件が満たされた場合と定められている（1989年児童法第44A条(1)、(2)）。

限を付与されている者は、裁判所に対し、緊急保護命令の延長を申し立てることができ（1989年児童法第45条(4)）、裁判所は、一度に限り7日間を超えない適当と考える期間、緊急保護命令を延長することができる（1989年児童法第45条(5)、(6)）。

(6)警察保護

警察官（constable）は、子が重大な危害を受ける恐れがあると信ずるべき合理的な理由がある場合、子を適切な宿泊施設に移動させて留めるか、又は当該子が現在滞在している病院その他の場所からの移動を阻止することを確保するために合理的な対応をとることができる（1989年児童法第46条(1)）。第46条に基づいて警察官がその権限を行使した子は、警察保護に引き取られた子(having been taken into police protection)とされる（同条(2)）。子が警察保護された場合、警察官は実務上合理的な限り速やかに、子が発見された地域の地方当局や親、理解能力があると思われる場合には当該子に対して、当該子に関して取られた措置、その理由、今後取られる措置に関して知らせたり、指名警察官（officer designated）による当該事例の調査を保証したりする必要がある（同条(3)、(4)）。

警察保護は72時間以内に限り認められ（1989年児童法第46条(6)）、子が警察保護に置かれている間、指名警察官は適当な当局に代わって、当該子に対する緊急保護命令を発令するよう申し立てることができる（1989年児童法第46条(7)）。警察保護においては、警察官や指名警察官が親責任を得るわけではなく、指名警察官は、（とりわけ子がケアされる期間の長さを考慮して）子の福祉の保護又は増進のために、事案に関する諸般の事情に照らして合理的であることを行うことができるにすぎない（1989年児童法第46条(9)）。

1989年児童法には、警察保護の際の立入権限に関する規制はないが、子の迅速な保護を確保するために必要な場合には、同法第46条の権限と共に、警察官が生命及び身体を救護するために必要な権限を付与している1984年警察・刑事証拠法（Police and Criminal

Evidence Act 1984) 第 17 条(1)(e)²¹⁰等を利用して²¹¹、家屋内に立ち入ることができる²¹²。但し、児童保護のための協働作業では、「警察の権限は、緊急事態において必要な場合に限り行使することができ、可能な限り、親又は養育者から子を分離する決定は裁判所によってなされるべきである」と規定されている (Chapter 2, para 28)。

第 4 節 児童に対する心理的虐待についての裁判例

第 1 款 Re B 事件判決

イギリスの判例において、1989 年児童法に基づく強制的な保護がなされた事案は、ほとんどが心理的虐待に加え、身体的虐待又は性的虐待も行われているケースであり、心理的虐待のみを問題としている事案はごく少数にとどまっている。しかし、その中で、Re B 事件判決は、子の将来の心理的又は精神的危害のリスクに焦点が当てられた事案であり、本稿において心理的虐待を中心とした被虐待児保護のための判断枠組みを検討するうえで参考となると考えたことから、以下で紹介する²¹³。

²¹⁰ 1984 年警察・刑事証拠法第 17 条(1)(e)は、警察官が人の生命若しくは身体を救護し、又は財産に対する重大な損害を防止する目的で家屋に立入り、捜索を行うことができると規定している。

²¹¹ Home Office, The duties and powers of the police under The Children Act 1989 (Home Office circular 017 / 2008), (2008), at para 19.

²¹² Her Majesty's Government, *supra* note 180, at p.66.

²¹³ 英国最高裁判所による本判決の Press Summary (The Supreme Court, Press Summary, (2013), <<https://www.supremecourt.uk/cases/docs/uksc-2013-0022-press-summary.pdf>> [2023/9/15])参照。

本判決の対象となった3歳のAは、2010年4月、母Mと父Fの子として生まれたが、両親によるケアが不適切であるとの地方当局の懸念に基づく申立てによる暫定ケア命令の発令により、生後間もなく里親のケアに付された。

Aの両親については、次のような事情があった。母Mは彼女の継父との間に子をもうけたうえ、何度も中絶を繰り返す等、長期間にわたり継父から虐待を受けていた。Mは、詐欺罪で有罪判決を受けたことがあり、当該裁判の際に虚偽の主張による司法妨害も行ったとされている。また、Mは、第一審の審理の過程で、身体化障害(somatisation disorder)に加えて、症状の意図的な誇張又は捏造及び虚偽の病歴を主張する等の精神疾患を内容とする虚偽性障害(factitious disorder)を有していると診断された。一方、父Fは、1980年から2008年までの間に、強盗罪や薬物関連罪を含む52の罪を犯し、成年後、15年間服役していた。

M及びFは、Aが暫定ケアにある間、Aを頻繁に訪ね、良い関係を築いており、Aに対する確実な献身(commitment)を示していた。

しかし、第一審裁判官は、Aが両親の下で養育された場合、Aが不必要な治療を受けさせられる可能性があり、また母Mの行動を真似て育つかもせず、少なくともMの不正直な説明と実世界との違いに困惑するであろうと考えた。また、これらのリスクを避けるためには、多機関のプログラムによる監督と支援が必要であるところ、Aの両親はソーシャルワーカーやその他の専門家に対し、不誠実、操作的、敵対的であった。

そこで、第一審裁判官は、子への危害の恐れを避けるためには、Aを養子縁組して養育することが唯一の実行可能な選択肢であり、Aに対しケア命令を発令することがやむを得ないと判断した。控訴院もこの判決を支持したため、両親が最高裁判所に上告し、これに対する判断がRe B事件判決である。

本判決では、以下のような検討を行った結果、4対1の多数により、上告が棄却されている（なお、Hale 裁判官による反対意見が付されている²¹⁴）。

・裁判所がケア命令を発令するにあたっては、「(a)当該子が重大な危害を受け又は受ける恐れがある場合において、(b)その危害又は危害の恐れが(i)命令が下されない場合に当該子に与えられるケア又は与えられるであろうケアが、当該子に対して親が与えるよう合理的に期待されるようなケアには当たらないこと又は(ii)当該子が親の監督を受けられない状況下にあると認められることに起因するものと認められる」との1989年児童法第31条(2)により定められた基準を満たすと判断する必要がある(para 23, 177)。

・重大な危害の「恐れ」とは、それが起こるという現実的な可能性にすぎないことを意味するが、その効果に対する結論は、事実又は優越的蓋然性により立証された事実に基づいていなければならない。「危害」とは、不適切な取扱い若しくは健康又は発達の侵害を意味し、発達には精神的な発達が含まれる(para 24,178)。「不適切な扱い」は絶対的な概念であるのに対し、「健康又は発達の侵害」は、類似の子について合理的に期待できる健康及び発達との関係での相対的な概念である (para 25,178)。

・何が「重大な危害」を構成するかを敷衍することはあまり役に立たないと考えられるが、必要とされる危害の重大度は、危害の恐れと逆相関しており、すなわち、危害が発生する可能性が低いほど、危害がより重大である必要があり、危害がそれほど重大でない場合には、より危害が発生する可能性が高い必要がある(para 56, 188)。

²¹⁴ Hale 裁判官による反対意見は、A が両親からまだ何ら危害を受けているわけではなく、たとえ本件が1989年児童法第31条(2)に定められた基準を超えるのに十分であっても、他に何も試みられなかったときに、「他に何もできない」と判断することはできず、養子縁組がAのための最も安全な解決策であるとしても、リスクに対する比例した対応ということは誤っていると述べ、上告を認め、本件を差し戻すべきであると述べている。

・ 危害の恐れは、Aの両親の育児行為というよりもAの両親の特質に起因するものである。本件では、第一審裁判官が、両親の不十分性によるAへの潜在的な感情的(そして身体的な)危害のみではなく、両親(特に母M)が、Aが被る可能性のある危害のリスクや影響を軽減するためにAにアクセスする必要がある専門家を妨害する可能性が非常に高いという事実を懸念していたという点が重要である。本件の状況においては、Aが直面すると考えたリスクに照らし、裁判官が1989年児童法第31条(2)の基準を満たすと合理的に結論づけることができる不適切な養育に相当するといえる (para 71)。

・ 1989年児童法第31条(2)の基準を満たすと判断した場合であっても、裁判官が子の利益を保護するために必要と考えた場合にのみケア命令を発令すべきであり、Aの両親の希望に反する養子縁組がなされるような本件のようなケースでのケア命令は最後の手段である(para 74,76)。

・ Aの両親の性格やMの精神医学的状态に関連して、両親の養育の下では、結果的にAの精神的発達の侵害に苦しむ現実的な可能性をもたらす多くの特徴があり、Aの精神的福祉や精神的発達が著しく害される十分な恐れがあることは明らかである。また、精神的な危害が身体的な危害に比べて重大でないことを示す根拠は存在しない。ケア命令を下すための1989年児童法第31条(2)の基準が満たされているだけでなく、そのような命令が適切であるという結論に至った本件の一つの主な特徴は、Aの両親が自宅でのAの安全のために必要とされる専門家に対し、基本的な協力を提供できなかったことにあった。本件では、裁判所が①当局による援助と支援がなければ、両親はAに対する責任を果たさないこと、②その結果、Aに危害を加える重大なリスクがあること、そして重要なこととして、③当局によるそのような不可欠な援助と支援の提供を両親がひどく妨害することを認め、Aの将来にとって養子縁組が唯一の実行可能な選択肢であると判断し、控訴を棄却する (para 48, 106, 132)。

第2款 K (Children)(care order)事件判決²¹⁵

次に、家庭においてなされた加害者による家庭内の他のメンバーに対する DA があった場合に他の子に対するケア命令を認めるべきかが判断された事例について紹介する。

本事例は、J 女の子である 5 歳の N 及び 4 歳の C (異父姉妹) に関するものである。

1999 年 12 月 24 日、C は母 J により保健師のもとに連れていかれ、保健師により児童保護サービスに紹介され、医師による検査を受けることとなった。医師は、C が偶発的ではない怪我を負っているとの明確な意見を述べたため、子らに対し、リスク登録 (At-Risk register) がなされ、関連サービスによる注意深い監視の対象となった(para 3)。

その約 18 か月後の 2001 年 7 月 9 日、C は非常に広範囲の顔の打撲傷を負い、J により保健師のもとに連れていかれた。C は 2 名の小児科医によって評価され、彼らは C が彼女の顔の側面に耳の下から頬を横切って広がっている激しい平手打ちの怪我を負ったという明確な意見を述べた。その結果、子らに対する暫定ケア命令が発令され、里親に預けられることとなり、J と週 2 回面会 (contact) を行うことが取り決められた。2001 年 11 月に J 及び J の現在の交際相手である P に対するメラー(Mellor)博士による心理評価がなされ、提示される情報に重大な変化がない限り、子らを J と P の元に戻すことは推奨されないと評価された。2002 年 1 月の精神医学的評価では、J が幼い頃の経験の結果として心理的に損傷を受けた結果、J は子らに一貫した適切なケアを提供することに重度の障害があると結論付け、評価者は母親のケア又は将来のケアの継続において両方の子らに対する心理的虐待のリスクがあることは明らかであると考えた(para 4)。

これを受けて、当局は C と N に関するケアプランを変更し、恒久的なケア命令及び養子縁組に切り替えた(para 5)。

郡裁判所の裁判官は、2001 年 7 月に C に対する身体的危害は証明されており、C に関しては 1989 年児童法第 31 条に基づく初期介入基準が満たされていると認定したが、N に

²¹⁵ K (Children)(care order) [2002] EWCA Civ 1931.

関しては初期介入基準を満たしていないと判断し、当局が求めたケア命令を認めなかった (para 6 参照)。

この決定に対し、当局は控訴し、子らは里親の元に留まった (para 7)。この間、Jは、主審問において、2001年7月8日に、子らを短期間Pに預け、帰宅した際にPが明らかに負傷したCの顔に冷たいタオルを当てているのを見たという事実を裁判官に対し隠ぺいしたことを認めた (para 8)。

当局は、裁判官が2001年7月8日にCを暴行したか又は保護しなかった責任を母親に認定した場合、負傷したCだけでなく、彼女の妹と同じ家庭で同じ監護を受け、必然的に怪我の危険にさらされていたであろう姉Nに関しても、初期介入基準を超えたという認定は避けられないと主張した (para 10)。

訴訟上の後見人(guardian ad litem)は、とりわけ、裁判官が証拠に1989年児童法第31条を適用する際に、Nの事案とCの事案を区別したことについての当局側の批判について支持を表明した (para 12)。

これに対し、Jの代理人は、法医学の専門家であるレイランド(Leyland)博士が12月24日のCの打撲傷がCの年上のいとこの荒っぽい遊びによって引き起こされた可能性があることを認めていることを指摘したほか、1989年児童法第31条について一貫性のある判断を行うかどうかは、特定の事案におけるあらゆる状況を考慮したうえで裁判官の判断に委ねられていると主張した (para 13 参照)。

小児科医であるライランス(Rylance)博士は、Cには12月24日に30以上の別々の打撲傷があったと報告し、打撲傷は子の母Jによる乱暴な取扱いに起因するものではないことは明白であるとの意見を述べており、打撲傷が広範囲であり、怪我について受け入れられる説明はなく、偶然にできたものではないと考えるべきであると述べた。また、上記レイランド博士(小児科医)も打撲傷が広範囲で、受傷時期も異なっているため、自傷行為や小児期のやんちゃにより引き起こされたものではないと考えられるとの意見を述べた (para 15)。

この分野で非常に経験豊富な法医学の専門家である前記メラ博士は、Jの子の養育に関する能力について、Jは人並みの知力を有しているものの、非常に情緒不安定で (emotionally needy)、子の心理的必要性及び保護の必要性を優先するのに非常に困難を抱えているとの評価を行っている。また、将来の子の配置については、NとCの双方が、可能な限り早く感情的な必要性を満たす状況での長期的な保護を必要としており、Jがそれを提供できる可能性は非常に低いと述べている。そして、原審の裁判官は、ファミリーセンターや保健師、面会についての証拠その他の証拠を考慮して、メラ博士の評価を却下すべきではなかったと判断した(para 17)。

当局の主張の最も強固なポイントは、原審裁判官がCに関する将来のリスクとNに関する将来のリスクを区別したことで道を誤ったというものである。原審裁判官は、Re CB and JB 事件判決²¹⁶に言及しており、同判決では、(a) 親に2人の子どもがおり、(b) 一方の子が、その親の養育において偶発的ではなく負傷しており、かつ、他方の子が負傷しており、(c)他に可能性のある加害者はいないが、(d)裁判所は、Re H 基準²¹⁷に基づいて、どちらの親が傷害を負わせたかを決定することができない場合、(i)負傷していない子に関して初期介入基準が満たされていないか、又は(ii)片親が現場から離れている場合(ここでは父親が刑務所にいる場合)、どちらかの子が将来危害を加えるリスクがあると言える事実に基づき根拠がないとして、両方の子どもを適切にもう一方の親の元に戻すことができると主張できるかを判断したが、本判決では、(i)及び(ii)の回答はいずれも否定すべきと解することが強調された (para 18)。

そして、本判決では、本裁判所は何よりも、子ども達のニーズを考慮し、当局が命令の申立てを進める間、郡裁判所で手続が継続されるという事実を考慮して、子ども達の福祉を最優先に考慮する必要がある、これらの手続はその本質的なポイントに限定されるべき

²¹⁶ Re CB and JB [1998] 2 FLR 211.

²¹⁷ Re H 事件判決 (Re H and R (Child Sexual Abuse: Standard of Proof) [1996] 1 FLR 80) で示された証明に関する基準を指す。

であり、当局のケアプランの再検討を巡回裁判官に委任することにより拡張されるべきではないとの意見が述べられた。そして、結論として、上記の理由から、当局による上訴を許可するのみならず、原審裁判官が却下したケア命令を下すと判断した(para 21)。

第3款 2判例に関する考察

上記2判例は、子の精神的福祉や精神的発達が悪される程度や子の感情的な必要性を満たすための長期的な保護の必要性等という非身体的な側面におけるリスクを考慮したうえで、いずれも子の心理的又は精神的危害の危険の重大性に鑑みて、子の保護を図った事例と評価しうるものと考えられる。

第5節 懲戒 (discipline) ²¹⁸

イギリスにおいては、上記のとおり、親責任の内容について包括的な定義しか置かれておらず、明文上具体的な内容は定められていないが、親責任に含まれると考えられる事項の一つとして子を懲戒 (discipline) する権利が含まれると解されている²¹⁹。

イギリスでは、1860年の R v Hopley 事件判決により、親責任を有する者に対して、子の不道徳を矯正する目的で子に対して適度(moderate)で合理的(reasonable)な体罰(corporal punishment)を行うことが認められ²²⁰、コモンロー上、親責任を有する者又は親代わりの者(in loco parentis)による子に対する適度で合理的な体罰(reasonable chastisement)は合法とされてきた²²¹。その後、1933年児童・青少年法第1条(7)が、16

²¹⁸ 本節及び次節の記載については、許末恵・前掲注 183)124-127 頁、岩井宣子編『ファミリーバイオレンス【第2版】』(尚学社、2010年) 239-259 頁参照。

²¹⁹ Polly Morgan, *supra* note 165, at p.498.

²²⁰ R v Hopley [1860] 2F& F 202, at p.206.

²²¹ Nigel Lowe et al., *supra* note 23, at p. 451.

歳未満の者に対する虐待罪は、親又は適法に統制(control)又は監督(charge)するその他の者が有する、青少年に対し罰を与える権利に影響を及ぼすものと解釈されてはならないと規定し²²²、上記のコモンロー法上の合理的な体罰を行う権利に法的根拠が与えられた。なお、体罰については、主として子に対する身体的虐待が念頭に置かれてきたが、次節で説明するとおり、2015年重犯罪法による法改正により、現在では心理的虐待も16歳未満の者への虐待罪の処罰対象となっている。

上記のとおり、イギリスでは親責任を有する者又は親代わりの者による合理的な体罰が正当化事由とされていたが、1990年代以降に、教師²²³、児童養護施設²²⁴等に認められていた体罰が禁止されるようになったことやイギリスで起きた親の体罰に関する1990年の欧州人権裁判所の判決(A v United Kingdom 事件判決²²⁵)等を背景として、子どもに対する体罰を認めることは道徳的に間違っており、体罰はすぐに悪化し虐待につながり得るものであること等を理由として、「合理的な体罰」の抗弁を認める立場を改める機運が高まった²²⁶。A v United Kingdom 事件判決は、継父が庭仕事用の棒(garden cane)で9歳の息子を複数回殴打し、身体的危害を生ぜしめた暴行(assault)により起訴され、継父は、殴打し

²²² House of Commons Library, Calls for reform of the criminal law on child neglect, (2014), at p.4, <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN06372/SN06372.pdf>> [2023/9/15].

²²³ 体罰の権利は教師にも与えられていたが、1998年学校水準及び枠組法(School Standards and Framework Act 1998)第131条により改正された1996年学校教育法(Education Act 1996)第548条(1)により、教師による一切の体罰が禁止された。

²²⁴ The Children's Homes Regulations 2001 第17条(5)(a)、The Children's Homes (Wales) Regulations 2002 第17条(5)(a)。

²²⁵ A v United Kingdom [1999] 27 EHRR 611.

²²⁶ Nigel Lowe et al., supra note 23, at pp. 451-452.

たこと自体は争わないものの、息子は親や学校のしつけを受けつけない扱いにくい少年であったことを理由として、殴打は必要かつ合理的であったとして、「合理的な体罰」の抗弁を申し立て (para 9-10)、陪審員が無罪評決を下したため (para 11)、息子が欧州人権条約第 3 条その他の条項違反を理由に欧州人権委員会に申立てを行った事案である (para 16)。欧州人権委員会は全員一致で欧州人権条約第 3 条違反を認める意見を述べ (para 17)、事件は欧州人権裁判所に付託され、審理が行われた。欧州人権裁判所は、不適切な扱いが欧州人権条約第 3 条の射程に含まれるためには、過酷さの最低限のレベル

(minimum level of severity) に達している必要があるとし、その判断において、虐待の性質や状況、期間、身体的・精神的影響、(場合により)被害者の性別、年齢、健康状態等を考慮すべきであると述べたうえで、本件での体罰は欧州人権条約第 3 条が禁止する過酷さの最低限のレベルに達していると判示した(para 20-21)。そして、欧州人権裁判所は、イギリス法は欧州人権条約第 3 条違反の取扱いや刑罰に対して申立人に適切な保護を与えておらず、イギリス政府もその法律が現在児童に対して適切な保護を与えておらず、改正の必要があることを認めていると述べ、本件状況の下では、適切な保護を与えていなかったことが欧州人権条約第 3 条違反となると結論付けた(para 24)。

しかし、イギリス政府は、1998 年人権法(Human Rights Act 1998)第 2 条により、裁判所は欧州人権裁判所の判決を考慮しなければならないことから、法改正の必要はないとの見解を示した²²⁷。これに対し、2002 年、国連児童の権利委員会 (UN Committee on the Rights of the Child) がイギリス政府に、合理的な体罰の抗弁を削除し、家庭等における一切の体罰を禁止する立法を行うよう勧告し²²⁸、下院保健委員会 (House of Commons

²²⁷ Nigel Lowe et al., supra note 23, at p. 452.

²²⁸ Joint Committee on Human Rights, The UN Convention on the Rights of the Child: Tenth Report of Session 2002–03, (2003), at p.88, <<https://publications.parliament.uk/pa/jt200203/jtselect/jtrights/117/117.pdf>> [2023/9/15].

Health Committee) がイギリス政府に、「ますます異常(anomalous)になっている合理的な体罰の抗弁」を廃止するように強く求める²²⁹等、批判がなされた。

これを受けて、イギリス政府は、2004年児童法において、重傷害(grievous bodily harm)罪、意図的な重傷害罪、傷害罪、16歳未満の者への虐待罪に関し、イングランドで行われた子に対する暴行(battery)は、合理的な体罰を理由として正当化されず(2004年児童法第58条(1)、(2))、民事責任も免れない(同条(3))ことを明示した。しかし、一般暴行罪については依然として合理的な体罰の抗弁の申立てが可能とされており²³⁰、実際の身体的危害を生じさせない暴行(一般的には、跡を残さない程度に叩くことと解されている²³¹)であれば、合理的な体罰として許容される余地が残っている。なお、スコットランド及びウェールズでは、近年、全ての犯罪から合理的な体罰の抗弁を撤廃する法律が成立²³²

²²⁹ House of Commons Health Committee, The Victoria Climbié Inquiry Report Sixth Report of Session 2002–03, (2003), at para 55, <<https://publications.parliament.uk/pa/cm200203/cmselect/cmhealth/570/570.pdf>> [2023/9/15].

²³⁰ Children Act 2004 Explanatory notes, at para 236.

²³¹ イギリス検察庁のガイダンスには、一時的な皮膚の発赤を生じさせるにすぎない程度のもので、怪我が一時的でわずかなものにすぎないものでない限り、(合理的な体罰として許容される余地のない)傷害罪で起訴すべきと記載されている。(Crown Prosecution Service, Offences against the Person, incorporating the Charging Standard,(2022), <<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/offences-against-person-incorporating-charging-standard>>[2023/9/15].)

²³² 2019年児童法(暴力からの平等の保護)(スコットランド)(Children (Equal Protection from Assault) (Scotland) Act 2019)第1条、2020年児童法(合理的な体罰の禁止)(ウェールズ)(Children (Abolition of Defence of Reasonable Punishment) (Wales) Act 2020)第1条。

し、体罰が完全に禁止されたことから、イングランドがこれに続くのかが注目されている²³³。

第6節 児童虐待への刑事規制

1933年児童・青少年法（Children and Young Persons Act 1933）第1条(1)では、16歳未満の児童又は青少年に対して責任を有する16歳以上の者²³⁴が、健康に対する不必要な苦痛又は傷害(injury)(苦痛や傷害が身体的性質を有するか又は精神的性質を有するかを問わない)をもたらすような態様で、当該児童又は青少年を故意に（wilfully）暴行し、（身体的又はその他の方法による）不適切な扱いを行い、ネグレクトし、遺棄し若しくは置き去りにしたとき、又は暴行、（身体的又はその他の方法による）不適切な扱い、ネグレクト、遺棄若しくは置き去りをさせ、若しくは周旋した場合には、有罪となり、正式起訴による場合は、14年以下の拘禁若しくは罰金又はその併科に処されうると規定されている²³⁵。

²³³ Nigel Lowe et al., supra note 23, at p. 453.

²³⁴ 1933年児童・青少年法において、児童又は青少年に対して責任を有する者とは、（1989年児童法の意味において）親責任を有する者若しくはその他の当該児童又は青少年を養育する法的責任を有する者、及び当該児童又は青少年のケアをしている者をいうとされている（1933年児童・青少年法第17条(1)）。この定義には広範囲の者が含まれ、例えば学校の教師や16歳以上のベビーシッターも含まれると解されている（Nigel Lowe et al., supra note 23, at p. 448.）

²³⁵ 1933年児童・青少年法第1条においては、(a)児童又は青少年を養育する法的責任を有する親その他の者又は法定後見人は、十分な食事、衣服、医療、若しくは住居を与えなかった場合又はその他の方法では食事、衣服、医療、若しくは住居を与えることができないにもかかわらず、そのために適用されうる法令に基づきそれら入手するための措置を取ることを怠った場合は、健康に害をもたらすような態様によってネグレクトしたものとみ

上記筆者による下線部は、2015年重犯罪法第66条により、1933年児童・青少年法第1条が改正された際に追加されたものであり、本改正の最も重要なポイントは、身体的な虐待に加えて、心理的な虐待も疑う余地なく1933年児童・青少年法第1条の対象となることが明記されたことにあると解されている²³⁶。

本改正前には、1981年のR v Sheppard 事件判決²³⁷において、子を「ネグレクト」することは、行動することを怠ること、子のニーズへの十分な提供をしないことであり、1933年児童・青少年法第1条の文脈では、精神的、教育的、道徳的又は感情的なニーズではなく、身体的ニーズを指すとの判示がなされていたことから²³⁸、当時の1933年児童・青少年法は非身体的危害を示し得る精神錯乱(mental derangement)が対象とされているものの、身体的危害にしか適用されておらず、非身体的な性質のネグレクトは、子にとってそ

なされ、(b)3歳未満の幼児が16歳以上の者と寝ている間における当該幼児の死が窒息によるものと証明された場合において（窒息の原因が疾病又は喉若しくは気道の異物による場合を除く）、16歳以上の者が寝た時又は窒息より前のいずれかの時点において、飲酒又は禁止薬物の影響にあった場合には、幼児の健康に害をもたらすような態様によってネグレクトしたものとみなされる（1933年児童・青少年法第1条(2)）。

（なお、1933年児童・青少年法の翻訳について、民法(親子法制)部会参考資料6-3の久保野恵美子「懲戒権に関する外国法調査—英国法」参照。）

²³⁶ Karl Kaird, Part 5 and 6 of the Serious Crime Act 2015 – More than Mere Miscellany, (2015), The Criminal Law Review, Issue 10, at p.789.

²³⁷ R v Sheppard [1981] AC 394.

²³⁸ R v Sheppard [1981] AC, at p.404.

れがいかに有害であり、その結果が継続するものであったとしてもイギリスにおいて犯罪とはされていないと批判されていた²³⁹。

本改正の経緯について、以下に紹介する。

2012年に慈善団体である「子のためのアクション (Action for Children)」は、1933年児童・青少年法は、同法導入後80年の間に進化してきた養育や児童保護に関する社会の理解及びネグレクトを児童虐待の一形態と考える社会の認識に追いつく必要があると主張し、同法が、子どもの非常に基本的な身体的ニーズを保護することのみを目的としており、子どもの精神的及び発達のニーズや、子どもを権利を有する個人と考える現在の認識を反映していないと批判した²⁴⁰。そして、同団体は2013年に、1933年児童・青少年法第1条に代わる罪として、とりわけ非身体的危害を含むネグレクトされた子どもに対するあらゆる危害を含む子どもへの不適切な関わりに関する罪を創設することを提案した²⁴¹。

具体的には、当時の1933年児童・青少年法第1条に定められている「故意に」や時代遅れとなっている「精神障害(mental derangement)」との文言を削除する等した以下の内容に改めることが提言された(以下、本提言の内容を「子のためのアクション提言」という。) ²⁴²。

「第1条 子どもへの不適切な関わり

(1) 本罪は、子に対して責任を有する16歳に達した者が子に対して故意又は未必の故意ないし認識のある過失により(recklessly)、作為又は不作為を問わず、重大な危害を受け又

²³⁹ Action for Children, “The criminal law and child neglect: an independent analysis and proposal for reform”, (2013), at p.7, <https://media.actionforchildren.org.uk/documents/criminal_law_and_child_neglect.pdf> [2023/9/15].

²⁴⁰ House of Commons Library, supra note 222.

²⁴¹ Action for Children, supra note 239, at p.10.

²⁴² House of Commons Library, supra note 222.

は受ける恐れがある態様で、当該子を不適切な関わりの下におき、又は不適切な関わりによりさらされることを許容することに対する犯罪である。

(2) 本条において、

(a)「未必の故意ないし認識のある過失により」とは、子に対して責任を有する者が当該子に関する作為又は不作為が重大な危害をもたらす可能性がある危険を予見したにもかかわらず、合理的な理由なくその危険を冒したことを意味するものとする。

(b)「責任」とは、第 17 条に定義されたとおりとする。

(c)「不適切な関わり」には、以下が含まれる。

(i)ネグレクト（遺棄を含む）、

(ii)身体的虐待、

(iii)性的虐待、

(iv)搾取、及び

(v)精神的虐待

(d)「危害」とは、以下の侵害を意味する。

(i)身体的又は精神的健康、又は

(ii)身体的、知的、感情的、社会的又は行動的発達

(3) 当該子が受けている危害が重大なものであるか否かという疑義の判断が、子の健康又は発達の如何によって定まる場合は、類似の子について合理的に期待できる健康及び発達の水準と比較される」

このような動きを受けて、2013 年 7 月、Mark William により、議員提出法案(Private Members' Bill)として「子どもへの不適切な関わり法案 (Child Maltreatment Bill)」が提

出された。本法案は、子のためのアクション提言とほぼ同内容であり²⁴³、2013年7月19日に第1読会(First Reading)が終了したが、その後の進展はなかった²⁴⁴。

²⁴³子どもへの不適切な関わり法案は、以下のとおりであり、子のためのアクション提言に刑罰を加えた内容となっていた (UK Parliament, Child Maltreatment Bill, (2013), <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/2013-2014/0023/14023.pdf>>[2023/9/15])。

「第1条 子どもへの不適切な関わり

(1)1933年児童青少年法第1条は以下のとおり改正される。

(2) (1)については以下のとおり読み替える。

(1) 子に対して責任を有する16歳に達した者が子に対して故意又は未必の故意ないし認識のある過失により、作為又は不作為を問わず、重大な危害を受け又は受ける恐れがある態様で、当該子を不適切な関わりの下におき、又は不適切な関わりにさらされることを許容する場合、有罪となり、以下の責任を負う。

(a) 正式起訴による場合は、10年以下の拘禁若しくは罰金又はその併科

(b) 略式有罪判決を受けた場合、6月以下の拘禁若しくは3,500ポンド以下の罰金又はその併科

(3) (2)については以下のとおり読み替える。

「危害」とは、以下の侵害を意味する。

(a) 身体的又は精神的健康、又は

(b) 身体的、知的、感情的、社会的又は行動的発達。

「未必の故意ないし認識のある過失により」とは、子に対して責任を有する者が当該子に関する作為又は不作為が重大な危害をもたらす可能性がある危険を予見したにもかかわらず、合理的な理由なくその危険を冒したことを意味するものとする。

「不適切な関わり」には、以下が含まれる。

一方で、イギリス政府としては、教育省政務官が、2012年5月24日、文書質問に対し、現行の第1条は「精神障害(mental derangement)」を含むことを明記しており、単に子の身体的なニーズにのみ焦点をあてたものではないと述べ²⁴⁵、さらに2012年6月13日の野党日討論 (opposition day debate) において、裁判所及び子どものためのサービス機関では既に現代的な解釈が行われていることから法改正の必要はないとの見解を示していた²⁴⁶。また、2012年6月25日、司法大臣 (Secretary of State for Justice) は、子のネグレクトの定義に関し、1933年児童・青少年法第1条改正の予定はないと述べ²⁴⁷、2012年6月27日、司法政務官も、子のためのアクションの報告書に関する文書質問への政府の回答として、1933年児童・青少年法第1条は、幅広い態度を対象としており、その文言の一部は時代遅れとみなされる可能性があるものの、裁判所は現代の状況に照らして犯罪の要素を解釈しており、検察官は同条の適用に関し困難を経験しておらず、改正の必要性も指摘

(a)ネグレクト (遺棄を含む)、

(b)身体的虐待、

(iii)性的虐待、

(iv)搾取、及び

(v)精神的虐待

(4) (3)の後に次の項を加える。

(3A)当該子が受けている危害が重大なものであるか否かという疑義の判断が、子の健康又は発達の状態によって定まる場合は、類似の子について合理的に期待できる健康及び発達の水準と比較される。」

²⁴⁴ House of Commons Library, supra note 222.

²⁴⁵ House of Commons Debates 23 May 2012, col 740W.

²⁴⁶ House of Commons Debates 13 June 2012, col 408.

²⁴⁷ House of Commons Debates 25 June 2012, col 57W.

していないとして、現行法を改正する計画はないと繰り返した²⁴⁸。このようにイギリス政府は、1933年児童・青少年法第1条の改正について消極的であった。

その後、2013年2月、犯罪及び裁判所法案（Crime and Courts Bill）の公法律案委員会（Public Bill Committee）の審議において、Paul Gogginsにより、子のためのアクション

²⁴⁸ House of Commons Debates 27 June 2012, col 255W.

提言の内容を同法案の新条項として含めるべきであるとの提案²⁴⁹がなされた²⁵⁰。Paul Goggins は、1933 年児童・青少年法第 1 条改正についての強力な議論があり、子のネグレ

²⁴⁹ Paul Goggins による提案の具体的な内容は、1933 年児童・青少年法第 1 条を以下のとおり置き換えるというものである（筆者による波線部分は、子のためのアクション提言からの変更部分である）。

1 子どもへの不適切な関わり

(1) 本罪は、子に対して責任を有する者が子に対して故意又は未必の故意ないし認識のある過失により (recklessly)、作為又は不作為を問わず、重大な危害を受け又は受ける恐れがある態様で、当該子を不適切な関わりの下におき、又は不適切な関わりにさらされることを許容することに対する犯罪である。

(2) 本条において、

(a) 「未必の故意ないし認識のある過失により」とは、子に対して責任を有する者が当該子に関する作為又は不作為が重大な危害をもたらす可能性がある危険を予見したにもかかわらず、合理的な理由なくその危険を冒したことを意味するものとする。

(b) 「責任」とは、第 17 条に定義されるとおりとする。

(c) 「不適切な関わり」には、以下が含まれる。

(i) ネグレクト（遺棄を含む）、

(ii) 身体的虐待、

(iii) 性的虐待、

(iv) 搾取、及び

(v) 精神的虐待（子を同じ家庭内の他者に対する暴力にさらすことを含む）

(d) 「危害」とは、以下の侵害を意味する。

(i) 身体的又は精神的健康、又は

(ii) 身体的、知的、感情的、社会的又は行動的発達

クトに関する法制を現代化し、改訂する必要があると説明し、本提案のポイントとして、①「故意に」を「故意又は未必の故意ないし認識のある過失により」に変更すること、②身体的な危害のみならず心理的虐待も含むことを明確にする広い定義として、「不適切な関わり」を定義すること、③危害の内容を明確に示すことで幅広い考え方をすることを確実に明確にすることをあげた²⁵¹。

これに対し、警察・刑事司法及び被害者担当大臣 Damian Green（当時）は、現行の1933年児童・青少年法第1条は、既に幅広い範囲の態度を対象としており、刑罰の対象とすべきとされている子への不適切な取扱いが現行法により捕えられないということは困難であり、イギリス検察庁のガイドラインも精神的危害に明確に言及しており、イギリス検察庁によれば現行法が起訴の障害となっていることを示す証拠はないと述べている。但し、Damian Green は、子のネグレクトの問題の重要性、深刻性を過小評価してはならないことは明らかであり、現行法が機能していない場面がないかについて検討するため、子のためのアクションと連携すると述べ、これを受けて、Paul Goggins は提案を取り下げた²⁵²。

2013年2月25日、政府は、2013年に教育委員会(Education Committee)により発刊されたレポートである「チルドレン・ファースト：イギリスにおける子ども保護 (Children First: the child protection system in England)」において、1933年児童・青少年法の定義の狭さがネグレクトの刑事事件の公訴提起において問題を生じさせていないかの検討を行う

(3) 当該子が受けている危害が重大なものであるか否かという疑義の判断が、子の健康又は発達の如何によって定まる場合は、類似の子について合理的に期待できる健康及び発達の水準と比較される。

²⁵⁰ House of Commons Debates 12 February 2013, col 454.

²⁵¹ House of Commons Debates 12 February 2013, col 450-454.

²⁵² House of Commons Debates 12 February 2013, col 454-456.

ことが勧告された (para 45) ことに対する回答として、「1933 年児童・青少年法の文言の一部は時代遅れとみなされる可能性がある」と認識している。しかし、裁判所は現代の状況に照らして犯罪の要素を解釈しているものと理解しており、子どもサービス局長協会 (Association of Directors of Children's Services) は犯罪定義の修正が必要とは考えておらず、またイギリス検察庁も検察官が 1933 年児童・青少年法第 1 条の適用に際し困難に直面したとは考えていないものと認識している。しかし、既存の法律がどれほど効果的に機能しているかについての新たな証拠について引き続き把握していく」との見解を示し²⁵³、2013 年 10 月、Damian Green が既存の児童虐待に対する犯罪の妥当性を調査するために関連する専門家とターゲットを絞った協議を行うよう指示した²⁵⁴。

2014 年 6 月 4 日の女王演説(Queen's Speech)において、子どものネグレクトの問題に取り組むために 2015 年重犯罪法案が提出される旨が宣言され、2015 年重犯罪法案は、最も脆弱な子どもたちの保護に役立てることを企図して、児童虐待の犯罪が心理的なネグレクト及び精神的危害の最も深刻なケースを含むことを確実にし、子に精神的危害を加える可能性のある虐待が犯罪であることを明示するものとなることが示された²⁵⁵。

²⁵³ House of Commons Education Committee, Children First: the child protection system in England: Responses from the Government and Ofsted to the Committee's Fourth Report of Session 2012–13: Fourth Special Report of Session 2012–13, (2013), at p.4-5, <<https://publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmselect/cmeduc/993/99304.htm>> [2023/9/15].

²⁵⁴ House of Commons Debates 28 October 2013, col 355W.

²⁵⁵ Prime Minister's Office press notice, Queen's Speech 2014: background briefing notes, (2014), at pp.6,9,71, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/317823/Queens_Speech_lobby_pack_FINAL.pdf> [2023/9/15].

最終的には前述のとおり、2015年7月1日に施行された2015年重犯罪法の第66条により、1933年児童・青少年法第1条に上記下線部が追加されることとなったが、2015年重犯罪法案の審議過程で、不適切な扱いの外延は非身体的虐待に関するものも含むと考えられ、不適切な扱いに「身体的又はその他の方法による」との文言を付記する本改正は、単にこのことを明示するものに過ぎないとの見解が内務省政務次官（Parliamentary Under-Secretary (Home Office)）であったペイツ卿²⁵⁶により示されていること²⁵⁷等をふまれば、イギリス政府は、本改正について刑事法の対象行為を広げる影響を与えるのではなく、従前の取扱いを明文化したにすぎないと考えていたようである²⁵⁸。

なお、前節のとおり、16歳未満の者に対する虐待罪について、合理的な体罰の抗弁を認めていた1933年児童・青少年法第1条(7)は、2005年に2004年児童法第58条(5)により完全に廃止されたことから、現在では児童虐待で起訴された者は、彼らの行為が子に対する合法的な懲戒であるとの抗弁を主張することはできなくなっている²⁵⁹。

第2章 日本における児童保護法制

第1節 日本における児童保護法の沿革

日本においては、戦前の1933年に旧児童虐待防止法が制定され、その規定の大半が1947年成立の児童福祉法に、親権者の意に反する施設入所措置等（児童福祉法第28

²⁵⁶ UK Parliament, Members of Parliament and Lords, <<https://members.parliament.uk/member/1091/career>> [2023/9/15].

²⁵⁷ Hansard, October 14, 2014, vol.756 col 152.

²⁵⁸ Karl Kaird, *supra* note 236.

²⁵⁹ House of Commons Library, *supra* note 222.

条)、立入調査(同法第29条)、禁止事項(同法第34条)等として承継されてきたが、これらはあまり有効に行使されていなかった²⁶⁰。

そして、1980年代後半から全国の児童虐待相談件数が徐々に増え始め、1990年代後半から児童相談所の児童虐待相談件数が急激に増加し、同時に児童の死亡事案も増え、児童虐待が社会問題化するようになった。こうした動きを受けて、1997年6月20日付厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」が各都道府県に送付され、各児童相談所に対し、本通知に沿った児童福祉法の適切な解釈運用と積極的な対応を図ることが求められたが、児童福祉法には立入調査の強制力がなく、警察の協力も得られず、児童虐待に対応するためには不十分であり、児童相談所での対応は依然として困難な状況にあった。しかし、1999年7月、超党派の議員による児童虐待防止に関する特別法の立法化の動きが活発化し、衆議院青少年問題に関する特別委員会での議論が進められることとなり、翌2000年5月に児童虐待防止法が成立した²⁶¹。

第2節 児童虐待の定義

児童虐待防止法第2条で「児童虐待の定義」が初めて定められ、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの)がその監護する児童(18歳に満たない者)について行う次に掲げる行為をいうとされ、同法第3条において、児童に対する虐待の禁止が規定された。

- ①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

²⁶⁰ 佐柳忠晴『児童虐待の防止を考える一子の最善の利益を求めて一』(三省堂、2017年)99頁。

²⁶¹ 佐柳忠晴・前掲注260)99-102頁。

③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

上記の4つの行為類型について、厚生労働省が発表している「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改訂版）」によれば、具体的には以下のものが該当するとされている（以下は例示である。）²⁶²。

①身体的虐待(児童虐待防止法第2条第1号)

・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血等の頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこ等による火傷などの外傷を生じるような行為

・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外に締め込め、縄などにより一室に拘束する等の行為

・意図的に子どもを病気にさせる

②性的虐待(同法第2条第2号)

・子どもへの性交、性的行為（教唆を含む。）

・子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む。）

²⁶² 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改訂版）」(2013)2-3頁<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf>[最終アクセス2023/9/15]。

- ・ 子どもに性器や性交を見せる
- ・ 子どもをポルノグラフィーの被写体等にする

③ ネグレクト(同法第2条第3号)

・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っている等(例えば、(1)重大な病気になっても病院に連れて行かない、(2)乳幼児を家に残したまま外出すること²⁶³。)

・ 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない

・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断等)

・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢(例えば、(1)適切な食事を与えない、(2)下着など長期間ひどく不潔なままにする、(3)極端に不潔な環境の中で生活をさせる等。)

・ 子どもを遺棄したり、置き去りにする

・ 祖父母、兄弟姉妹、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待に掲げる行為を行っているにもかかわらず、それを放置する

④ 心理的虐待(同法第2条第4号)

・ ことばによる脅かし、脅迫等

・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すこと等

・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う

・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動等

²⁶³ なお、親がパチンコに熱中したり、買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢の子どもを自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等の低年齢の子どもだけを家に残したために火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきとされている。

- ・ 他の兄弟姉妹とは著しく差別的な扱いをする
- ・ 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言
- ・ 子どもの兄弟姉妹に、①~④の行為を行う

なお、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力……その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」が心理的虐待に含まれることについては、2004年の児童虐待防止法の改正により明らかにされた。本改正については、「一般にDV被害者の女性の多くが子どもを養育しており、父母が面前で言い争う、父が暴言を吐く、直截的な暴力が及ぶことを目撃しているということが、子どもにとって重大な心理的な障害となることに加え、DVへの対応と児童虐待への対応との連携がなされていないことを補強するため」に設けられたものと解されている²⁶⁴。

また、「個別事例において虐待であるかどうかの判断は、児童虐待防止法の定義に基づき行われるのは当然であるが、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断すべき」であり、その際子どもの側に立って判断すべきであることに留意すべきと考えられている²⁶⁵。

第3節 被虐待児の保護

本節では、日本において、被虐待児に対し、どのような保護がなされているのかについて概説する。

第1款 調査

²⁶⁴ 磯谷他編・前掲注1)636-637頁。

²⁶⁵ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課・前掲注262)4頁。

児童福祉法第 29 条に基づき、同法第 28 条の施設入所承認の申立て等を行うために必要があると認めるとき、都道府県知事²⁶⁶は、児童の住所、居所、学校等に立入調査をすることができる。但し、あくまで任意調査としての域を出ず、保護者の強い拒否にあったときは、強制的に立ち入ることはできない。また、児童虐待防止法は、児童虐待が行われている恐れがあると認めるときには、児童の住所又は居所への立入調査を行うことができる（児童虐待防止法第 9 条）²⁶⁷と規定しており、実務上は二つの法律を併せて立入調査の根拠とし、立入調査を実行している²⁶⁸。

立入調査を何度も拒否された虐待事例等が契機となり、2007 年、児童虐待防止法が大幅に改正され、強制的に児童の安全と安全確保を行う強制立入調査制度が創設されることとなり²⁶⁹、出頭要求を受けた又は立入調査の対象となった保護者が正当な理由なく立入調査を拒否、妨害、忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、裁判官が予め発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができることとなった（児童虐待防止法第 9 条の 3）。立入調査を正当な理由なく拒否、妨害、忌避した場合は 50 万円以下の罰金に処せられる（児童福祉法第 61 条の 5）。なお、児童の安全確認、一時保護、立入調査又は臨検等を行うに際し、必要があると認めるときは、警察署長の援助を求めることができる（児童虐待防止法第 10 条第 1 項）。

²⁶⁶ 地方自治法第 153 条第 2 項に基づき、各都道府県知事の制定する規則で児童相談所長に都道府県知事の権限が委任されていることが一般的である。

²⁶⁷ 保護者への出頭要求を行い、要求に応じない場合に、立入調査を行うこともでき（児童虐待防止法第 8 条の 2）、また保護者が正当な理由なく立入調査を拒否、妨害、忌避した場合には、再出頭要求を行うこともできる（同法第 9 条の 2）。

²⁶⁸ 佐柳忠晴・前掲注 260)91 頁

²⁶⁹ 佐柳忠晴・前掲注 260)119 頁。

調査の後、児童福祉司による社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の児童指導員や保育士による行動診断等がなされ、これらの診断結果を協議した上で総合的見地からなされた児童相談所としての判定（総合診断）結果をふまえ、援助方針会議を経て、児童の最善の利益の観点から援助方針が決定される²⁷⁰。

第2款 保護手段

(1)一時保護

児童虐待防止法では、児童虐待に係る通告（同法第6条第1項）又は市町村等からの送致（同法第8条第1項第1号）を受けた児童相談所は、児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ一時保護等（児童福祉法第33条第1項）を行うものとされている（児童虐待防止法第8条第2項）。

一時保護の期間は、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる（児童福祉法第33条第3項、第4項）。一時保護は、児童の親権を行なう者又は後見人の同意が得られない場合にも行ない得るものであるとされている²⁷¹が、引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、2か月の延長ごとに家庭裁判所の承認を得なければならない。但し、児童福祉法第28条による施設入所承認の申立て、同法第33条の7による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求、又は同法第33条の9による未成年後見人解任の請求がなされている場合は家庭裁判所の承認を得る必要はない（同法第33条第5項）。

²⁷⁰ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課・前掲注262)124、132-134頁。

²⁷¹ 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通達「児童福祉法の一部を改正する法律〔第21次改正〕等の施行について」通知（昭和36年6月30日）第三。

(2)家事審判の申立て

一時保護と異なり、親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合には、児童福祉法第27条第1項第3号に定められている施設入所等の措置を取ることはできない（同条第4項）。しかし、保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその子どもの福祉を害する場合において、児童福祉法第27条第1項第3号の措置（児童福祉施設等への入所等の措置）を採ることが保護者の意に反するときは、都道府県²⁷²は、家庭裁判所の承認を得て、児童福祉施設等への入所等を行うことができる（児童福祉法第28条第1項）。家庭裁判所の承認による措置は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならないが、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、当該期間を更新することができる（児童福祉法第28条第2項）。

(3) 親権喪失の審判、親権停止の審判、管理権喪失の審判の申立て

家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、各々以下の場合には、親権喪失、親権停止、管理権喪失の審判を行うことができる。そして、児童相談所長も、児童福祉法第33条の7により、親権喪失の審判、親権停止の審判、管理権喪失の審判を家庭裁判所に申し立てることができる。とされている。

①親権喪失の審判：父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき（民法第834条）。

²⁷² 児童福祉法第32条第1項により、児童相談所長に委任されていることが一般的である。

②親権停止の審判：父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき（民法第 834 条の 2 第 1 項）。親権停止の期間は、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、2 年を超えない範囲内で定められる（民法第 834 条の 2 第 2 項）。

③管理権喪失の審判：父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき（民法第 835 条）。

(4)接近禁止命令

児童相談所長及び施設の長は、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に基づいて施設入所等の措置がとられているか、若しくは一時保護が行われている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、保護者に対して、児童との面会、通信の全部又は一部を制限することができる（児童虐待防止法第 12 条第 1 項）。

そして、都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われ、当該児童虐待を行った保護者について、面会、通信の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6 か月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならないことを命ずることができる（児童虐待防止法第 12 条の 4 第 1 項）。命令禁止期間は、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6 か月を超えない期間を定めて更新することができる（同法第 12 条の 4 第 2 項）。この命令に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（同法第 17 条）。

但し、接近禁止命令は、平成 30 年度は 3 件、令和元年度は 2 件しか実施されておらず²⁷³、実務上はほとんど利用されていない。

第 4 節 児童に対する心理的虐待についての審判例

第 1 款 東京家庭裁判所平成 13 年 11 月 26 日審判

児童虐待が問題となった審判（児童福祉法第 28 条に基づく審判、親権喪失の審判、親権停止の審判、管理権喪失の審判）の多くは、心理的虐待に加え、身体的虐待やネグレクトが行われている複合ケースである。心理的虐待プロパーの事案はごく少数にとどまっているが²⁷⁴、その中で、東京家庭裁判所平成 13 年 11 月 26 日審判（家月 54 卷 10 号 63 頁）は、心理的虐待による福祉の侵害という明確な判断をしたものであり、心理的虐待を中心とした検討を行おうとする本稿において参考にすべきと考えることから、以下で紹介する。

本件は、13 歳の児童 Y を一時保護した X(東京都児童相談センター所長)が、Y が Y の父 A により心理的に虐待されており、児童自立支援施設に入所させる必要があるとして Y の父母に同意を求めたものの同意を得られなかった（A は児童養護施設への措置には同意す

²⁷³ 厚生労働省「一時保護の手続等に関する基礎資料集」(2022)14 頁<<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000742622.pdf>> [最終アクセス 2023/9/15]。

²⁷⁴ なお、事案の詳細は不明であるものの、家庭内暴力に関連しない心理的虐待のケースとして、中学校 2 年生の被害児童に対し、父母が小学校 3 年生の頃から長期にわたり心理的な虐待を行い、強度の精神的ストレスを与え、チック症状、失禁、無気力、おびえ、四肢機能障害、姿勢異常等の精神・運動機能の重大な退行症状が出ているケースで親権の執行の停止がなされた審判例（東京家庭裁判所平成 6 年 12 月 26 日審判）が存在しているようである（横浜弁護士会子どもの権利委員会『児童虐待に関する家事審判の分析(研究用資料)』（2005 年）37、167 頁参照）。

るが児童自立支援施設への措置には同意していない) ため、児童福祉法第 28 条による承認を求める審判を申し立てたという事案である。

A は、以前より Y の母 B や姉 C に対し、暴力行為に及んでおり、B は A から暴力をふるわれると Y 及び C を連れて家出し、しばらく経ってから A の許に戻るということを繰り返していた。また、本件申立てに至るまでに Y に対する一時保護、審判申立て、同意入所、家庭引取りが数度にわたり繰り返されてきたが、平成 12 年 9 月頃から入所中の施設での規律違反、職員の指示への反抗、他の入所児へのいじめ等が目立つようになり、更に職員への暴力行為や器物の損壊、喫煙、無断外出、夜間徘徊等もみられるようになったため、一時保護を経て、児童自立支援施設へ措置変更することも検討したが、A の同意が得られそうもなかったことから、A との協議もふまえ、結局 A に Y を引き取ってもらうこととした。

A は Y の家庭引取りに際し、Y への指導に戸惑いを感じていたが、本人のために基本的なしつけをするとともに学力を身につけさせたいとの思いで、家庭教師を週 3 日つける、学校からの帰宅時間を定める、Y の生活が乱れたと感じたときは厳しく説教する、Y の態度によっては辺りの物を壊す等した。Y は、A との生活を、日常生活について厳しく監視されていると感じたうえ、深夜にまで及ぶ長時間にわたる説教、返答によっては物を投げつける等の行為から、いつも A から厳しく叱責されるかもしれない不安感を抱き、A を怒らせないために A の様子を窺うという、常に緊張を強いられる落ち着かない日を送った。なお、父母との同居中に A の B に対する暴力行為を何度となくみてきたため A に対する恐怖心も強かったことが Y の不安感をあおることともなった。Y は A との生活を耐えがたいものと感じて家出し、一時保護され、児童自立支援施設に一時保護委託された。

Y は、A と同居することは全く考えられないとして、児童自立支援施設に入所して頑張るしかないと思っている。

以上の事実に基づき、裁判所は、A が平成 13 年 1 月から 6 月はじめまでの間、これまでの父子関係から A に対して恐怖心を抱いている Y に対し、時間を問わない長時間にわた

る厳しい叱責、日常生活の監視、物を投げつける等の行為を繰り返して、ついには Y を家出せざるを得ないまでに追いつめたもので、これら一連の行為は Y を心理的に虐待したと評価することができ、このまま Y を A に監護させておくことは著しく Y の福祉を害することは明らかであるとして、児童自立支援施設に入所させるのが相当であると判断した。

本件では、A による暴力を目撃し恐怖心を抱いていた Y に対する支配的威圧的な態度、Y の不安感による日常生活への支障、Y の意向、A がいずれの行為も親権者としてのしつけの範囲内のことと信じており、改善意欲がみられないこと等を総合的に考慮して、児童福祉法第 28 条による児童自立支援施設への入所承認を行ったものと考えられる。

第 2 款 DV に関連する審判例

公開されている審判例のうち、心理的虐待に基づき児童福祉法第 28 条に基づく施設入所の承認がなされたと整理できるケースのうち、多くみられるのは加害者が当該子の母や兄弟等に対する暴力を行っているのを目撃していたというものである。児童が同居する家庭においてなされた加害者による暴力その他児童に著しい心理的外傷を与える言動により、当該子が心的外傷を受けたと推認される又は外傷後ストレス障害に発展する可能性が高い等として、児童福祉法第 28 条に基づく施設入所措置を承認したケースとして、福岡家庭裁判所小倉支部平成 11 年 12 月 1 日審判（家月 52 巻 6 号 66 頁）、千葉家裁松戸支部平成 16 年 6 月 16 日審判（家月 56 巻 12 号 122 頁）、東京家庭裁判所平成 20 年 7 月 14 日審判（家月 61 巻 8 号 111 頁）等があるため、以下で紹介する。

(1)福岡家裁小倉支部平成 11 年 12 月 1 日審判

本件は、児童 A が弟 B に対する父 C による身体的虐待を目の当たりに見てきたため、C による心理的暴力的支配の下にあり、心理的な統制を受けており、今後、放置すると外傷後ストレス障害に発展する可能性があり、このまま放置することは、A の健全な育成をそこなうばかりでなく、児童福祉法上許容することのできない行為と認められるとして、児

童相談所長により児童福祉法第 28 条による承認を求める審判が申し立てられたという事案である。

A は、1993 年 12 月、父 C 及び母 D の第 1 子長女として出生したが、D が 1996 年 10 月頃家出したため、弟 B とともに、C と父方祖母 E に育てられ、乳児保育所に通っていた。父母 CD は、1997 年 6 月に協議離婚し、C が A 及び B の親権者となった。

1996 年及び 1997 年に、A は C の要請により、養育困難を理由に児童相談所に一時保護されたが、C の翻意によりすぐに自宅に引き取られる等の出来事があり、その後 1998 年 7 月 C の同意を得て F ホームに措置入所した。

なお、B は、C による身体的虐待等を理由として 1997 年 1 月に乳児院に措置入所され、翌年 C の同意を得て、F ホームに措置変更された。

C は、A が F ホームに入所中、夜遅くに面会したり、共同生活の規律を無視する行為をしたり、頻繁に長期の外泊をさせたりしたほか、いじめを疑ったり、ささいなことから同ホーム職員に激しく抗議し、弁護士に訴えるなどと他罰的・攻撃的言動を重ねて、紛争を起こしたりした。

C は、1999 年 8 月、5 日間の外泊許可を得て、A と B を自宅に引き取ったが、C から F ホームに B がけがをしたと連絡があり、B の身体を調べたところ、右鎖骨骨折や右頬打撲、性器先端部の腫れ・出血などがあった。医師によれば、虐待による障害の可能性が大きく、父子分離が必要と診断されたため、F ホームは、B を児童相談所に移送し、同日、B は児童福祉法第 33 条により緊急一時保護された。

C は、外泊許可に反して、A を F ホームに戻さず、自宅に留め置き、児童相談所との連絡も絶ってしまい、児童相談所との協議の際に、A の F ホームへの帰所を拒否した。

児童相談所は、その後、A の生活状況を調査したところ、C は、A を自宅で監禁状態に置いており、C が出勤して自宅にいない間はほとんど訪れる人もないこと、C は深夜帰宅することもあり、その間、A は外出することもなく、自宅である市営アパート 5 階の窓と窓枠の間を行き来して転落の危険のある行動を示したことが判明したため、児童福祉法第

29条に基づき立入り調査を行い、同法第33条によりAを緊急一時保護するとともに、AのFホーム入所措置を解除した。Cは、Aの引き取りを強硬に申し入れ、また、Aを児童養護施設へ入所させることや、Aの養育について児童相談所から助言・指導等を受けることについては拒否している。

以上の事実に基づき、裁判所は、「Aは、現在5歳であるが、これまでに父Cの弟Bに対する身体的虐待を目の当たりに見てきたことや父Cの偏跛（ママ）かつ溺愛の養育態度を反映して、年令より大人びており、子どもらしい表情が少なく、冷めた表情で視線も合わせにくく、感情表出が抑制されていて、情緒的関わりが比較的困難な状態にあり、自発的な行動もとれない。精神科医師の所見では、希薄な他者との情緒的関係性、軽度の情動鈍麻、軽度の集中力低下・多動傾向、中等度の攻撃的衝動性、低い自己評価による偽成熟言動等が認められ、今後、外傷後ストレス障害（PTSD）に発展する可能性が高いこと、さらなる虐待が続き、健全な自我の発達障害が障害されれば、将来的に人格障害や解離性同一性障害等の精神障害をきたす可能性があることが指摘される」と指摘して、今後、Aに対しては、当面の間は父子分離を図り、Cによる面会・外泊を制限しつつ、安定した環境の中で、相当の期間専門家による養護を進める必要があると判断した。そして、「父CによるAの養育はきわめて不適切であって、その健全な育成をそこなうおそれが大きく、このまま放置すると、将来心身への重大な影響が生じるおそれも否定できず、本件においては、Aを父Cに監護させることは、現時点では著しくAの福祉を害するというべきであり、Aの福祉のためには、児童養護施設に入所させるのが相当である」と判断した。

(2)千葉家裁松戸支部平成16年6月16日審判

本件は、児童相談所長が、一時保護した児童A（8歳）について、同居していた妹Bが祖母Cから再三にわたり身体的・心理的虐待を受け、その後死亡するのを間近で見ることを余儀なくされており、このまま放置することは、Aの健全な育成を損ない、その福祉を

著しく害するとして、児童福祉法第 28 条による児童養護施設への入所の承認を求めた事案である。

A の母 D は、1995 年 6 月に、E と婚姻し、A を出産したが、翌 1996 年 11 月に離婚し、D が A の親権者となった。D はその後、F と交際し、F との間に A の異父妹にあたる B を出産し、F と同居生活をしながら A と B を養育するようになったが、その後しばらくして F とは婚姻届を出さないまま別れた。

D は、その後、A と B の 3 人で暮らし、A と B を養育していたが、C が D らと同居するようになった後、D は外に出て働くようになり、幼い A と B の世話は主に C がするようになった。D はその後、A と B を残して家出し、覚せい剤取締法違反で逮捕起訴され、執行猶予付の有罪判決を受け、2000 年 11 月、再び自宅に戻ったが、D の不在中、もっぱら C が A と B の世話をした。

その間の 2000 年 10 月、C の B に対する加虐、A との差別的扱いや、度々罵声を浴びせる等の心理的な虐待が日常的に繰り返され、B は同月児童相談所に一時保護された。その際、医師により B の臀部、背部、大腿部、顔面等に外傷による内出血斑があることが診断され、C が B への暴力を繰り返していたことが明らかになった。2000 年 11 月、B の家庭引取り後、D が前記のとおり再び同居するようになったが、C の B に対する虐待が続いており、保育園からの通報により 2001 年に、B は再び児童相談所に一時保護された。B はこの 2 回目の一時保護後、自分の中に「ヘビ」がいると言い出し、他に「リサ」や「カオリ」がいる等と多重人格者のようなことを言い出し、そのうちに自分で生爪を剥がすようになったので、D は児童相談所に相談した。

その後、2003 年 1 月に B に対する 3 度目の一時保護がなされ、入所中、関係者に対し、C や D から体罰を受けていたことを述べたり、自宅に帰るのを嫌がったりしていた。入所直前における精神科医師は、当時の B は身体的に痩せが著名（ママ）であり、胴、四肢、顔などに多数の外傷があり、暫定的に特定不能の解離性障害、反応性愛着障害の疑いと診断し、別の小児科医師は入所後の B につき、体重増加不良で、低身長 of 疑い、斜頸の

疑い等と診断した。一方、Aは、Bの退所後まもない2002年4月に地元の小学校に入学し通学するようになり、Aの体にはCやDによる物理的な虐待を窺わせる外傷はなく、2年生進級後の健康状態は良好で、Aの発育状態及び学校生活にも問題はなかった。

Bはその後2003年11月10日、自宅で足を滑らせ、転倒して後頭部を打って瘤ができたところ、DはBの負傷を知ったものの、元気そうであったので、医師に診せることをせず、数日間様子を見ていた。Bは同月15日朝から、茫として、唸っていたが、DはBの体中にある痣から虐待を疑われるのを懸念し、病院に連れて行かないでいたが、一向に容態が良くならなかったので、やむなく児童相談所に電話連絡したが、その到着前にBの呼吸が止まったので救急車を呼んだ。Bは同日急性硬膜下血腫（小脳周囲）により死亡した。翌16日、児童福祉法25条に基づく通告がなされ、児童相談所はAを一時保護するようになり、Aは、面会した母方大叔母（Cの妹）からBが死亡したことを聞いた。

2003年11月15日、C及びDはBに対する暴行容疑で逮捕され、Dは処分保留で釈放されたが、CはBに対する傷害致死容疑で起訴された。

児童相談所の調査によれば、AはBが虐待を受けるのを近くで再三見ていたことがあり、A自身も強い心理的圧迫を受け、Bに対する加虐行為に加担させられたことがあった。Dは、本件申立後、家庭裁判所調査官の調査に対し、寝ているD自身が起こされるほどに激しくCがBを怒鳴りつけることがあり、泣きやまないBに対して「死んじまえ」等と怒鳴ることがあったと述べている。

一時保護当初のAは、感情が高ぶると他の一時保護児童に対して蹴る、怒鳴るなどして統制不良な面が見られ、突然に妹Bのことを思い出し、泣き出す等、著しく情緒不安定な言動がみられた。その後まもなくAを診察した精神科医師は、Aに易刺激性、集中困難、過度の警戒心、過剰な驚愕反応等の著しい不安症状が出現し、妹のBと、CやDに対する両面的な思いから著しい自責感におそわれ、抑鬱的になっているとして不安抑鬱状態（重度）と診断し、また、その後まもなくAを診察した別の精神科医師は、Aには知的な問題は感じられないが、人格の発達に歪みがあることが想定され、突然の行動変化、不安

定な気分などから深刻な心理的なトラウマ（心的外傷）を負っていることは明らかであるとして、複雑性 PTSD（心的外傷後ストレス障害）と診断し、最低 1 年程度の母子分離が必要であると所見した。

2004 年 1 月、児童相談所は D に対し、A の健全な成長のため、児童養護施設入所が適当であるとして承諾を求めたが、D は施設入所を承諾しなかった。

以上の事実をふまえて、裁判所は、「D による適切な監護は期待することができず、A の実父との共同監護は復縁の可否が不明で、現時点では現実味に欠けるものといわざるをえないものであり、加えて一時保護からしばらく経った A は精神的にかなり落ち着き、以前に比べて健康的になったし、児童養護施設に入所の際には専門家による広範かつ専門的な援助を受けさせるための適切なケアプログラムが準備されていることが認められ、こうした事実によれば、本件においては、児童福祉法 28 条に規定する児童福祉機関の措置権を行使すべき事態にあると認められ、A の福祉のため、A を児童養護施設に入所させるのが相当であるというべき」と判断した。

(3)東京家庭裁判所平成 20 年 7 月 14 日審判

本件は、児童相談所が一時保護する 4 歳の児童 A について、A に対する直接的な暴行はされていないとしながら父母に監護させることが著しく子の福祉を害するとして、児童養護施設への入所を承認した事例である。

A の父 B 及び母 C は、2000 年に婚姻し、同年長男 D が、翌年に二男 E が、さらにその翌年に A が誕生した。D については、2002 年から施設への入所及び家庭引取りを繰り返したうえで、2007 年に家庭引取りとなっており、E についても 2002 年に乳児院入所措置がとられ、その後別の施設への措置変更となった後、2007 年に家庭引取りとなっていた。

2007 年、C は E が失禁したことに立腹し、自宅において、E に対して頭部や腹部を手げんで殴打し、左大腿部を足げりする暴行を加えた。また、B 及び C は、B が運転する車内において E が再度失禁したことに立腹し、自宅台所において、午前零時頃、E を正座さ

せ、Bが手けんでEの左頬を殴打した。同年、B及びCは、Eに対する上記の各暴行が原因で逮捕され、その後、Bが暴力行為等処罰に関する法律違反、Cが暴行及び暴力行為等処罰に関する法律違反を公訴事実として起訴され、両名とも懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決が言い渡されて、同判決が確定した。

Aについては、出生後から2007年にB及びCがEに対する暴行で逮捕されたことにより一時保護されるまでの間施設に入所したことはなく、B及びCの下で監護養育されており、特に不適切な事情は認められなかったが、Aの前歯5本は全て虫歯であった。

CのEに対する暴行について、Aがその現場に臨場していたか否かは判然としないが、Eの痣は顔面や両手、背部等の広範囲に及んでいる上、左手の甲や右手の掌にはケロイド状の痕跡も存していることから、暴行現場に臨場していなくてもその暴行内容や暴行の程度を幼少者であっても容易に知りうると認められる。

現在入所中の施設における行動記録によれば、Aについて、①Aは、DやEが父母から暴行を受けていた旨発言をしたことがあり、②Aは、極度に火を怖がっており（なお、このことはD及びEにも共通している。）、DとEがBから怒られて足に火をつけられた際、自分も同じようにされるのではないかと思って怖かった旨発言しており、③Aは、失禁や夜尿等はほとんどないものの、失禁や夜尿をした場合には黙って隠し通そうとしている。

また、児童相談所の児童票の心理学的所見では、Aは、知的には普通域であり、発達に問題はなく、身辺自立は年齢相応であるが、Eに対するB及びCの態度に畏怖しており、大人の顔色を窺う態度や他の児童への意地悪な態度がみられることについて、自分が攻撃されないように、両親の顔色を窺いながらEを排斥する行動に加担するという認知・行動パターンができつつあると思われるとされている。

児童相談所所属の児童福祉司による心理学的所見によれば、施設では大きな問題はなく、概ね安定した生活を送っているが、D及びEへの暴力やそれを目撃したことによる恐

怖は継続的に語られており、両親に対しては、会いたい気持ちはあるものの、恐怖心もあり、帰りたいとは言わないとされている。

同心理担当者作成の心理学的所見は、Aに対する直接的な暴力はなかったものの、兄達に対する両親の暴力を見ることで、同じ目に遭わないように嘘をつくというスタイルを身につけ、現在はその罪悪感に苛まれており、兄達と暮らした短期間に相当の恐怖を体験したことが推察され、A自身、単独での家庭復帰を望んでおらず、現段階での家庭復帰は、事件本人の情緒安定のために不適當と判断されるとしている。

さらに、児童相談所の常勤精神科医作成の医学的所見では、精神科医の面接では兄に対する親権者らの暴力を完全に否定し、兄への暴力に関して医師の質問を拒否することから、解離性健忘かあるいは回避の可能性があると思われ、Aへの精神的影響があることは否定できず、安全な児童養護施設で経過をみるのが望ましいとされている。

そして、家庭裁判所調査官による調査報告書によれば、Aは、入所した当初から、特に情緒的に不安定になることなく過ごす様子が窺われ、施設の生活に順調に適応している。

これらの事情をふまえて、裁判所は、「実兄が暴力を振るわれた記憶が残る環境において、暴力を用いる指導を行う可能性がある父母の下に戻すことは、情緒的にも身体的にも適当であるとはいえず、事件本人を虐待環境から切り離し安定した環境の中で生活させるとともに、ある程度長期にわたって専門的な働き掛けを行う必要がある」と判断し、児童相談所がAとB及びCの再統合プログラムを策定していることも併せ考慮すると、本件においては、BCらにAを監護させることは著しくAの福祉を害するから、児童福祉法第28条第1項に基づき、事件本人を児童養護施設に入所させることを承認するのが相当であると判断した。

(4)3 審判例に関する考察

上記の3審判例は、いずれも児童福祉法第28条に基づく施設入所承認の申立てがなされた当該子に対する身体的虐待は認定されておらず、児童が同居する家庭において、当該

子の兄弟に対する暴力を行っていることを目撃していた又は容易に知り得たという状況において、施設への入所を承認した事例である。

心理的虐待には、これらの事例のように子が同居する家庭における他の家族に対する虐待を目撃していた又は容易に知り得たことが含まれると解されている。

どのような事情があれば申立てを認め、親子分離がなされるのかについて、裁判所により明確な考慮要素が示されているわけではないが、上記の3審判例で認定されている事実に鑑みれば、考慮要素として、①子の通常の日々の活動に与える影響の程度（兄弟等の他の家族に対するものを含む加害者の態度により、子が強い不安や恐怖、うつ状態、感情表出の抑制、強い攻撃性等を示しているか等）、②子の意向、③児童相談所等の機関への協力の有無等をあげることができ、これらの事情を総合的に考慮して、児童福祉法第28条による児童自立支援施設への入所承認を行ったものと考えられる。

第5節 懲戒権

従前の民法第822条では、親権を行う者は、子の利益のための監護及び教育に必要な範囲でその子を懲戒することができると規定されていた。

また、令和元年に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童虐待防止法第14条第1項において、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならないことが規定され、同条第2項において、児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはないことが明記されていた。

これを受けて、厚生労働省が令和2年2月に公表した体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドラインである「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」によれば、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にも

たらず行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当するとされており、以下の行為は全て体罰であるとされている²⁷⁵。

- ・ 言葉で3回注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った。
- ・ 他人のものを取ったので、お尻を叩いた。
- ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。
- ・ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた。

さらに、同ガイドラインでは、体罰は身体的な虐待につながり、さらにエスカレートする可能性があるが、その他の著しく監護を怠ること（ネグレクト）や、子どもの前で配偶者に暴力を振るったり、著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすること（心理的虐待）等についても虐待として禁止されており、加えて、怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があり、子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害する旨が記載されている²⁷⁶。

懲戒権については、法制審議会民法（親子法制）部会において、規定の見直しがなされ、同部会が令和4年2月1日に発表した『民法（親子法制）等の改正に関する要綱案』（以下「改正民法要綱案」という。）において、民法第822条を削除し、同法第821条を第822条とし、第821条に「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければ

²⁷⁵ 厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」『体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～』（令和2年）5頁<<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>>[最終アクセス 2023/9/15]。

²⁷⁶ 厚生労働省・前掲注275)6頁。

ならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」との規定を設けることが提言された。本見直しは、「児童虐待の問題が深刻化している社会状況を背景として、子に対する体罰等の有害性が広く指摘されるとともに、児童虐待防止法において、親権者による体罰の禁止が明文で定められるに至るなど、子に対する懲戒権の在り方等に関する社会通念にも変化が生じていることを前提に、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある民法第 822 条を削除することなどにより、児童虐待は正当な親権の行使とはいえ許されないことなどを規定上も明確にして、児童虐待の防止を図ろうとするもの」である。また、子の「心身に有害な影響を及ぼす言動」を禁止する規律を設ける趣旨が、「親権者が子を監護教育するに当たり、不当に子を肉体的又は精神的に傷付けることを防止することで、心身の健全な発達という子の利益の実現を図ろうとする点にあることからすれば、上記の有害性の判断は、専ら子の心身の健全な発達を害するかどうかという観点から行われるべきものであると考えられることから、禁止される行為の範囲を『子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動』とした」と説明されている²⁷⁷。そして、児童虐待防止法において、「親権者による体罰が明示的に禁止されたこと等をふまえると、現行の民法上も、親権者の監護教育権の行使として体罰を行うことは許容されていないものと解されるが、体罰に当たる行為は、当然に子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動に該当するものであって、すべからず禁止されるべきものと考えられることから、このような体罰の位置付けを明らかにする趣旨で、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の一類型として、体罰を例示的に明示することとしたものであり、心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の内容についての判断は、個別の事案における具体的な事情を総合的に考慮し、社会通念に照らして、当該

²⁷⁷ 法制審議会民法（親子法制）部会資料 25-2 補足説明(2022)1-2 頁<<https://www.moj.go.jp/content/001365698.pdf>>[最終アクセス 2023/9/15]。

行為が監護教育権の行使として相当なものか否かとの観点から客観的に行われるべきである」との見解が示されている²⁷⁸。

そして、改正民法要綱案の内容に基づき、懲戒権の削除及び「体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」の禁止を盛り込んだ民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）が2022年12月10日、参議院本会議で可決・成立した。本改正により、懲戒権規定が削除され、民法第821条として、「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」との新たな条文が追加されている。なお、本改正に伴い、児童虐待防止法第14条第1項の文言も、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」に改められた。

心理的虐待については、身体的な危害は与えられないとしても、子の精神を蝕み、その心理、行動に長期間にわたる深刻かつ重大な影響を与えうるものであることに鑑みれば、体罰のみならず、「子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」として、子に対する不当な精神的苦痛を与える行為が禁止行為の対象となることを明確にすることは大きな意義があると考えられる。

第6節 児童虐待への刑事規制

日本では、児童福祉法第34条で禁止される行為²⁷⁹に係る罰則がある（児童福祉法第60条）ほか、刑法第179条により、親等による性的虐待の罪（監護者わいせつ及び監護者性

²⁷⁸ 民法（親子法制）部会・前掲注277)3頁。

²⁷⁹ 児童福祉法第34条が禁止しているのは、以下の行為である。

交等罪)が定められているが、他の類型について児童虐待罪の規定はなく、刑法の規定により処罰される。身体的虐待については、暴行罪、傷害罪、ネグレクトについては保護責任者遺棄及び同致死傷罪(刑法第 218 条、第 219 条)の適用が考えられるが、心理的虐待に

- ①身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
- ②児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
- ③公衆の娯楽を目的として、満 15 歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
- ④15 歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為
- ④-2 児童に午後 10 時から午前 3 時までの間、戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為
- ④-3 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満 15 歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 4 項の接待飲食等営業、同条第 6 項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第 9 項の店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為
- ⑤満 15 歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為
- ⑥児童に淫行をさせる行為
- ⑦前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知って、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知って、他人に児童を引き渡す行為
- ⑧成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあっせんする行為
- ⑨児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為

については、場合によっては暴行罪、傷害罪、脅迫罪（刑法第 222 条）の適用の余地がないわけではないものの、事件化が困難なケースが多いと考えられる。

第 3 章 日本法における課題

イギリスでは、子を保護するための強制的な介入が必要である場合、裁判所において、ケア命令、スーパービジョン命令、暫定命令、子の評価命令、緊急保護命令等の発令の判断が行われることとなっており、裁判所が発令する豊富な種類の命令を警察保護が補完しながら、柔軟な対応がなされている。そして、イギリスでは、裁判所の司法上の権限、地方当局の行政上の権限、警察の権限が明確に区別され、それぞれの機関の役割分担に応じて個別の事例に適切に対処する仕組みが取られている。

日本では、子の一時保護の決定、実行等は児童相談所の責務とされており、家庭裁判所が関与する場面は、児童福祉法第 28 条に基づく家庭裁判所の入所措置承認、親権喪失、親権停止、管理権喪失の審判の場面に留まっており、児童相談所に与えられている権限が大きく、児童虐待に対する司法の介入が弱いといえる。日本において、児童相談所による適切な介入が出来ておらず、結果的に児童虐待死を招いてしまった凄惨な事件が後を絶たないことに鑑みれば、現在児童相談所の権限となっている一時保護についても、イギリス法における警察保護や緊急保護命令を参考に、制度設計を見直し、裁判所の関与を広げていくことが望ましい。なお、この点については、令和 4 年 6 月 8 日に成立し、同月 15 日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）により、児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から 7 日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続が設けられることになり、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることとなっており、今後の裁判所による同手続の適切な運用が期待される。

また、日本においては、児童虐待防止法上、心理的虐待が児童虐待の一つとして明記されてはいるものの、身体的虐待に重点が置かれる傾向があり、イギリスにおいて児童虐待

への刑事規制の強化に際し、心理的虐待に焦点を当てた白熱した議論がなされたのと比べ、いかなる要素を考慮して心理的虐待を認定し、被害児童への法的保護を図っていくかについての議論が進んでいるとは言い難い状況にあると思われる。

しかし、心理的虐待は、子の心を傷つけ、その成長・発達に長期間にわたり、深刻かつ重大な悪影響を与える可能性があるものであること、心理的虐待が身体的虐待に発展していく可能性も大きいこと、Re B 事件判決が述べているように、精神的な危害が身体的な危害に比べて重大でないことを示す根拠は存在しないこと等に鑑みれば、心理的虐待をその他の虐待と区別すべきではなく、同じ判断枠組みを用いて検討していくべきであると考えらる。

そこで、イギリス法の議論、とりわけ子の最善の福祉にかなっているかに関する丁寧な判断がなされている点を参考にしつつ、日本における心理的虐待の被害児童の保護の在り方についても検討を進めていくことが必要とされているように思われる。

第3編 親密圏における心理的虐待被害者保護のための法的枠組みの再構成

第3編では、第1編及び第2編で検討したイギリスでの法規制及び日本の現状と課題をふまえ、改めて第1章において、イギリス法から日本法に対し得られる示唆について、親密圏での虐待に関する適用法の棲み分け及び心理的虐待に関する法的判断枠組みの観点から整理する。そして、第2章においては、①親密圏における虐待について、関連する適用法の対象範囲は適切といえるのか、とりわけ共に現在又は過去に親密な関係にある者に対して適用される可能性を有している現行のDV防止法とストーカー規制法について、その保護対象者が異なることにより、両法のはざまで法的救済を与えるべき対象者のうち、法の谷間で保護を受けることができていない被害者がいるのではないかと、また②近時心理的虐待被害者保護のためのどのようなアプローチをとるべきかについて検討する必要性が高まっているのではないかと、いう2つの問題意識をふまえ、親密圏における心理的虐待について、配偶者、交際相手、子ども等の共通点と相違点に留意しつつ、イギリス法からの示

唆を得て、日本法における親密圏における虐待被害者保護のための法的判断枠組みを再構成するとともに、心理的虐待からの被害者保護のための法的判断枠組みを明確化し、今後の日本における親密圏における心理的虐待被害者保護の法的枠組みの展望について、具体的な提言を試みることにする。

第1章 イギリス法から得られる示唆

第1節 イギリス法における親密圏での虐待に関する適用法の棲み分け

第1款 ドメスティック・アビューズと児童虐待

イギリスのDA法では、被害者と加害者が16歳以上でお互いに個人的関係にある場合が対象とされており（DA法第1条(2)）、16歳未満の子どもに対する虐待はDAよりも児童虐待として取り扱うべきとされている（Domestic Abuse Act 2021 Commentary on provisions of Act, para 72）²⁸⁰。

一方で、1989年児童法では、被害者及び加害者についての明確な規定はないが、原則として18歳未満の者が対象とされている。

そのため、被害者及び加害者の双方が16歳から18歳である場合には、DAと児童虐待の両方の問題となり得るが、DA法ガイダンスでは、最終的には18歳以下の者が含まれる虐待では、児童保護手続がとられるべきとの考え方が示されている（para 23）。

また、刑事法においては、2015年重犯罪法第76条において、親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度に対する刑罰が科されているが、16歳未満の者に対する支配的又は威圧的態度に該当する犯罪が行われた場合には、1933年児童・青少年法第1条

²⁸⁰ 但し、DA法は、①虐待を見聞きしたり虐待の影響を受けたりし、かつ②被害者又は加害者に関連する18歳未満の子どもも被害者に含むとしている点は前述のとおりである。

が適用されると解されており²⁸¹、16歳を基準として、2015年重犯罪法と1933年児童・青少年法の適用の棲み分けが行われている。

このように、イギリス法においては、親密圏での虐待に対し、原則として、16歳未満（場合によっては18歳未満）の子どもに対しては、児童保護法制が適用され、それ以上の年齢の親密な関係又は家族関係にある者に対して行われる暴力や虐待がDA関連法制の保護の対象とされている。

第2款 DA関連法制の対象者

イギリスでは、既存の1997年ハラスメントからの保護法や2012年自由保護法では親密圏における被害者の保護が十分に図れないとの問題意識から、親密な関係にある者や家族間で行われる支配的又は威圧的態度を刑罰として処罰する2015年重犯罪法第76条が新たに成立したという歴史がある。そのため、「個人的関係」がある場合には2015年重犯罪法第76条が適用され、「個人的関係」がない場合には1997年ハラスメントからの保護法、2012年自由保護法等のハラスメント又はストーカーに関する規定が適用されるという棲み分けがなされている²⁸²。

2021年に成立したDA法では、配偶者や元配偶者のみならず、現在又は過去に「親密な関係にある者」には「個人的関係」があるとされ、同居しているか否かを問わず交際相手及び元交際相手は保護の対象とすることが想定されている。そして、支配的又は威圧的態度罪の対象についても、前述のとおり、DA加害者と被害者の関係性の状況如何で法適用の可否が分かれることは適切ではないとの問題意識等から、DA法により、過去に親密な個人的関係にあった者や家族の構成員の同居要件を削除し、現在又は過去の配偶者及び交際相手に適用する改正がなされ、2023年4月5日に施行された。

²⁸¹ Home Office, *supra* note 80, at para 94.

²⁸² *Ibid.*

このようにイギリス法においては、配偶者や元配偶者のみならず、同居しているか否かを問わず、交際相手を含む現在又は過去に「親密な関係にある者」については、DA 関連法制の保護の対象とされている。

第2節 心理的虐待に関する法的判断枠組み

第1款 ドメスティック・アブ्यूズにおける心理的虐待

イギリス法において、心理的虐待は DA の対象に含まれるとされているものの、法文上明確な定義は存在していない。但し、DA 法に基づき策定されている DA 法ガイダンスにおいて、心理操作、被害者に恐怖を感じさせるための一連の行動の一部としての敵対的な行動又は無視、ガスライティング等の行為が心理的虐待に含まれるとされており、これらの態度の一部は支配的又は威圧的態度にも該当すると解されている。

支配的又は威圧的態度の性質について、2015 年重犯罪法第 76 条の定義に直接影響を与えたとされている Stark²⁸³は、威圧的支配を身体的虐待と共になされる脅迫、ストーキング、個人財産の破壊、精神的虐待、経済的抑圧及び自由の制限等の非身体的虐待行動のパターンといった様々な戦術 (tactics) を用いた累積的な服従の形態ととらえており²⁸⁴、DA 加害者は身体的虐待及びその他の多様な戦術により被害者を威圧し、支配するのであり、頻繁な身体的な強制、脅迫、孤立化及び被害者を罠にかける (entrapment) ための支配が組み合わされた結果、被害者は抵抗したり逃げ出したりすることを構造的に制約され、屈

²⁸³ Home Office, *supra* note 99, at p.59.

²⁸⁴ Evan Stark, *Coercive Control: The Entrapment of Women in Personal Life*, (2007), New York: Oxford University Press, at p.221.

辱的な要求や被害者の本来の人間性に反するような要求に従わざるを得なくなると述べている²⁸⁵。

DVの本質は、親密な関係において行われる「支配」であり、心理的虐待は、加害者が継続的に被害者を精神的に支配することにより行われるものであると考えられる。

心理的虐待の本質は、加害者が支配のための手段として、繰り返し又は継続的に様々な態様及び程度の虐待を組み合わせ、一連の行為として行うことで、被害者の自由な考え方や感情を奪い、罨にかけるように支配下におき、その結果、被害者は次第にアイデンティティを喪失し、心身に深刻かつ重大な影響を与えていくという点にあるのではないだろうか。なお、心理的虐待という場合、主に非身体的な虐待が想定されるものと考えられるが、本稿においては、心理的虐待が加害者による被害者の継続的な人格の支配であるという点に着目し、他の支配手段を強化するために身体的暴力を用いることが考えられること、身体的暴力を受けた場合には心理的な苦痛をも受けるものであることをふまえて、被害者を心理的に束縛されるために行われる加害者による様々な態様及び程度の虐待は、場合によっては身体的虐待の形態で行われることもあり得ると考えている。但し、あくまでも身体的虐待を伴って行われる可能性を示すにすぎず、非身体的虐待のみが行われている場合にも被害者の保護が必要であると考えている点については強調しておきたい。

この点、イギリス法における「支配的又は威圧的態度」は、身体的及び性的虐待を伴うか否かに関わらず、脅迫のみならず経済的、心理的及び精神的虐待、テクノロジーを利用した(technology-facilitated)虐待を含む態度の重大な影響を認識し犯罪化されたものであり

²⁸⁵ Evan Stark, Rethinking Custody Evaluation in Cases Involving Domestic Violence, (2009), Journal of Child Custody, vol. 6, at p.294. 和訳について、法執行研究会編『法はDV被害者を救えるか—法分野協働と国際比較』（商事法務、2013年）107頁参照。

²⁸⁶、「支配的又は威圧的態度」は必ずしも身体的虐待の存在を前提としておらず、むしろ非身体的虐待の影響に焦点を当てた概念であるといえる。

以上をふまえ、心理的虐待の本質を的確にとらえていると考えられるイギリス法上の「親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度」の概念は、日本における心理的虐待に関する保護の在り方を検討するにあたり、一つの道標として参考となるように思われる。

第2款 児童虐待における心理的虐待

イギリス法において、心理的虐待は児童虐待の対象に含まれると解されているものの、法文上明確な定義は存在していない。但し、『児童保護のための協働作業』において、心理的虐待とは、子どもの精神の発達に重篤かつ持続的な悪影響を引き起こす等の子どもに対する持続的な心理的虐待を指すとされている。

また、イギリスでは、刑事法の分野において、16歳未満の者に対する虐待罪が子どもへの身体的な危害のみならず心理的虐待も含むことを明確にするべきであるとの問題意識の下で、1933年児童・青少年法第1条の改正に関する様々な議論がなされた。イギリス政府としては、従前より非身体的虐待も児童虐待に含まれるとの見解をとっていたことから、最終的には、子に精神的危害を加える可能性のある虐待についても16歳未満の者に対する虐待罪に含まれることを明示するために、「身体的又はその他の方法による」との文言を付記する改正がなされることとなった。

子のためのアクションやそれに続く議員らによる子どもへの不適切な関わり罪の創設をめざす同条の抜本的改正の提言は、結局取り入れられなかったものの、子に対して故意又は未必の故意ないし認識のある過失により、作為又は不作為を問わず、「重大な危害を受け、又は受ける恐れがある態様で、当該子を不適切な関わりの下におき、又は不適切な関

²⁸⁶ Home Office, *supra* note 80, para 5.

わりにさらされることを許容すること」を子どもへの不適切な関わり罪として処罰すると
の提言は、危害に身体的のみならず精神的健康や知的、感情的、社会的又は行動的発達の
侵害が含まれることを明記し、身体的な危害のみならず心理的虐待も含むことを明確にす
る広い定義として「不適切な関わり」を定義している点において、心理的虐待に対する保
護をより充実させるべきとの意図が感じられる。日本における心理的虐待被害児童の保護
の在り方を検討するうえでは、子どもへの不適切な関わりに関する子のためのアクション
等による提言内容は参考にすべき重要な議論であるように思われる。

第2章 日本における心理的虐待被害者保護のための法的枠組みの展望

第1節 親密圏での虐待被害者保護のための法的枠組みの再構成

第1款 親密圏の捉え方

日本においては、DV防止法の対象となる被害者は、①配偶者（事実婚の者を含む。）か
らの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者及び②
配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた
後にその者が離婚し、又はその婚姻が取り消された場合に、当該配偶者であった者から引
き続きそれらの行為を受けた者（DV防止法第1条）であるとされており、また、③生活
の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を
及ぼす言動を受けた者及び④身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼ
す言動を受けた後にその者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合に、当
該関係にあった者から引き続きそれらの行為を受けている場合には、DV防止法が準用さ
れている。

一方でストーカー規制法は、「恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつ
たことに対する怨恨の感情を充足する目的」でなされる行為が規制の対象とされており、
当該目的でなされる限り交際相手、元交際相手、配偶者、元配偶者も保護の対象となる。

日本では、DV防止法及びストーカー規制法の谷間で保護を受けられない被害者（例えば、生活の本拠を共にしていない婚約者等の交際相手から虐待を受けている場合）が存在していると考えられるが、DVの本質を上記のとおり、親密な関係において行われる「支配」ととらえる場合、これらの者も、現状のDV防止法及びストーカー規制法の対象者と同様に被害を受ける恐れがあり、一貫した法制度の下で統合的な保護を与える必要性が高いといえる。

交際相手については、配偶者（事実婚を含む。）と異なり、婚姻に伴う権利や義務はなく、婚姻によって生じる社会的関係の形成には至っていないため、原則としては別離に伴う法的制約が生じることはなく、自由に自己決定が可能と考えられる。そこで、生活の本拠を共にする場合を別として、自己決定権を奪われた『囚われの身』とはいえない等の理由から、単なる交際相手についてはこれまでDV防止法の対象外とされてきた。

しかし、恋愛関係、性的結合関係を有する親密な関係にある者の間においては、蜜月期と思われる期間の中に虐待が散在して発生し、加害者が発覚を避けるために被害者に愛情を示すようにふるまうことで虐待を巧妙に隠蔽することがあり得る等の特殊性があり、親密な関係にある者の間では配偶者や生活の本拠を共にする交際相手と同様に暴力や心理操作を用いた支配関係が生じうる。また、「親密圏」の関係形成途上から形成の途上で継続的に虐待が行われているにもかかわらず、生活の本拠を共にしているか否かの形式的な基準で切り分けてしまうと、生活の本拠を共にする前に行われていた虐待を一連の虐待として正しく位置づけることができず、被害者の保護が困難となったり遅延したりする可能性があると考えられる。そこで、親密な関係にある者の間においては、生活の本拠を共にするか否かに関わらず、外部からの発見・介入が困難といえ、重大な被害をもたらす可能性があり、親密な関係にある者からの暴力により自己決定権を奪われる状態となり得る点では共通していると考えられる。

DVの本質である支配という観点からは、加害者による被害者に対する一連の支配は「親密圏」の関係形成途上から形成、解消の様々な場面で表出されるものであり、生活の

本拠を共にする交際相手についてのみを DV 防止法の保護の対象とし、生活の本拠を共にしない交際相手についてはストーカー規制法でのみ保護を検討せざるを得ないという状況は不合理である。

イギリス法において、ストーキングやハラスメント法制では親密圏における虐待に十分に対処できないとの問題意識から、「親密圏」の関係形成途上から形成、解消に至るまでの一連の流れの中での支配を目的とした密接な関連性を有する行為については、特別の考慮を要するとして、支配的又は威圧的態度の概念が生み出されたことをふまえ、日本においても、同居しているか否かで分断することなく一体的な対応策を検討すべきであると考ええる。

第 2 款 DV と児童虐待

日本では、家庭の中で起こる虐待について、配偶者（事実婚を含む。）や元配偶者に対してなされる場合には、DV 防止法が適用され、保護者が監護する児童に対してなされる場合には、児童虐待防止法が適用されることとなっている。

また、イギリスにおいても、原則として、対象者が 16 歳未満（場合によっては 18 歳未満）の子どもである場合には、児童虐待保護法制により保護され、それ以上の年齢の親密な関係又は家族関係にある者は DA 関連法制により保護される。

DV と児童虐待は、本来家庭というもっとも安心できるはずである場所において、愛情を与えられるべき相手から虐待という耐えがたい苦しみを与えられ、密室で行われることが多いために外部からの発見・介入が困難であるとの共通点がある。

しかし、児童は一人で自立した生活を営むことはできず、民法第 820 条に基づき子の利益のために子の監護及び教育をする義務を負う親権者による適切な養育のもとで、身体的にも道徳的にも適切に発達した大人になることが予定されている。児童は発達途上の段階にあり、その保護の在り方を検討するにあたっては、成長・発達していくうえでの最善の

利益についての考慮を必要とするため、判断能力を有し自力での生活を営むことが可能な成人とは異なる特別の保護が必要であると考ええる。

日英両国とも親密圏における虐待の中でも児童については特別な規定を有しており、上記のようなDVと児童虐待の相違点を考慮すれば、DVと児童虐待についてそれぞれの個別法で対応すること自体は、今後も維持されてよいと思われる。但し、例えば、配偶者に対する虐待・暴力関係が生じている家庭においては、児童への心理的虐待も同時に行われているといえる等、DVと児童虐待は相互に関連するものといえることから、それぞれの個別法において、広い視点から保護の在り方を検討していくべきであり、親密圏における虐待として、関連機関相互の連携の取組みを進めていくことは重要であると考ええる。

第2節 親密圏における心理的虐待の法的判断枠組みの再構成

第1款 親密圏の成人間における心理的虐待

DV防止法の前文では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と明記されている。前文の性質上、直接的な法的効果が導き出せるわけではないものの、DVは、自己決定権侵害ととらえることができるとの分析がなされている²⁸⁷。

DV防止法においては、人格を否定するような言動や無視等が心理的虐待に含まれる行為と解されているが、夫婦間で起こる単なる単発的な感情的な発言や一時的な不和を全て心理的虐待とすべきでないことは言うまでもない。

心理的虐待の本質は、相手の心を支配し、自分の思うように操ることで、被害者を心理的に服従させ、非対等な関係を作り出し、被害者の自由な考え方や感情を奪い、アイデンティティを喪失させていく点にあると考えられる。

²⁸⁷ 法執行研究会編『法はDV被害者を救えるか—法分野協働と国際比較』（商事法務、2013年）104-111頁、159-171頁等。

加害者による精神的な支配は、身体的虐待を伴うこともあれば、非身体的虐待のみで行われることもあり、繰り返し又は継続的に様々な態様及び程度の虐待が組み合わさって一連の行為として行われることで、被害者は次第に精神を蝕まれ、自由な意思決定ができなくなり、屈辱的な要求や被害者の本来の人間性に反するような要求にまで従うことを余儀なくされ、人間の尊厳が侵害される状態に至っていると考えられる。

被害者は、加害者による人格の支配により、自尊心や人間としての尊厳を奪われてしまい、心理的に束縛されることで逃げる意思さえ失われ、最悪の場合自死に至る可能性もあるという点で、心理的虐待による人権侵害は重大である。日本法において、今後は、身体的虐待の被害者のみならず、心理的虐待の被害者についても保護命令の対象となるものの、令和5年改正DV防止法では、「自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫を受けた者」との文言が用いられており、「被害者を畏怖させる言動」全てを対象としているとは言い難く、保護の対象が限定される恐れがある。そのため、心理的虐待被害者の真の保護を図るためにはさらなる保護の強化が必要であると考えられる。

ここで、どのような行為を心理的虐待として被害者の保護を図るべきかの指針を考えるにあたっては、イギリスの2015年重犯罪法第76条、DA法及び各種ガイドラインで示されている、支配的態度や威圧的態度の定義、考え方や行為リストが参考になるように思われる。イギリスの2015年重犯罪法上、支配的又は威圧的態度罪の成立には、加害者と被害者の人的関係に加えて、「加害者が繰り返し又は継続的に被害者に向けて支配的又は威圧的な態度をとっている」こと、及び「加害者の態度が被害者に重大な影響を与える」ことが必要であるとされており、「重大な影響」とは、被害者に対して、少なくとも2回以上の暴力を用いて恐怖を与えること又は被害者の通常の日々の活動に実質的に有害な影響を与える重大な恐怖や不安を与えることを指すとしている。また、加害者が、当該態度が被害者に対して重大な影響を与えることを知っているか又は（通常の判断能力を有する一般人であれば）知りうべきであることも必要とされている。

支配的又は威圧的態度は、現実には身体的虐待を伴っていることも多いが、法文の構成としては、「被害者の通常の日々の活動に実質的に有害な影響を与える重大な恐怖や不安を与える」場合には、精神的虐待のみであっても、本罪の成立の可能性がある。イギリス法上、支配的又は威圧的態度の成立には、①継続性、繰り返しの要件及び②重大な影響（生活への実質的に有害な影響等）の2つの要件が必要とされており、これらの要件は、自由な考えや行動を繰り返しコントロールされ続けた結果、人格を否定され、逃げられなくなるという精神的虐待の危険な性質を的確にとらえていると考える。

この際、2021年F v M 事件判決が述べているように、加害者の態度が被害者に重大な影響を与えるか否かの判断については、精神的虐待という虐待の性質上、類型化になじむものではないため、「パターン」又は「一連の行為」を典型的に評価し、個々の出来事の重要性をより広い視点の中で俯瞰的に位置付け、総合的な衡量を行っていくことが必要不可欠である。

また、CCB ガイダンスにおいても、多くの場合、加害者の行為は、特により広い行動を切り離して考えると無害に見える可能性があり、被害者は虐待を受けていることに気づいていないか、すぐに認識できない可能性があり、あらゆる態度の累積的な影響を考慮することは、特にこれが支配的又は威圧的態度を含む場合、非常に重要であると指摘されている（para 43）。

本稿では、イギリス法からの示唆を得て、法的保護の対象とすべき心理的虐待とは、①虐待が継続的にかつ繰り返して行われているものであるという「行為の反復継続性」及び②被害者の通常の日々の活動に重大又は実質的に有害な影響を与えるという「結果の重大性」を伴うものであり、かつ③被害者の通常の日々の活動に重大又は実質的に有害な影響を与えることを加害者が知り又は知ることができるものと結論付けたい。なお、③については、加害者による「被害者に対する加害者の言動は愛情の表れであり被害者の通常の日々の活動に重大又は実質的に有害な影響を与えるとは思っていなかった。」等の弁解を

許すべきではないことから、通常の判断能力を有する一般人を基準として客観的に判断すべきであると考え。

心理的虐待については、仮に禁止行為を具体的に列挙する等して厳密な定義を置くと、加害者は当該行為を避けて他の方法で被害者を支配しようとするのが十分に考えられる。そこで、イギリス法のように、法律禁止行為を列挙するのではなく、法律の委任を受けたガイドラインにおいて、該当する行為を例示的に列挙するにとどめ、列挙事項以外の行為についてもより広い行動の中で当該行為が持つ意味を慎重に検討し、一連の虐待行為として位置付けるべきかを検討するという方向性が望ましいように思われる。そして、最終的な保護の必要性の判断にあたっては、個別の事案に応じて丁寧に個々の出来事の累積性、重要性を検討し、広い視野から俯瞰的な検討を行う必要があると考える。

第2款 児童虐待における心理的虐待

児童虐待防止法の目的は、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資すること」とされている（児童虐待防止法第1条）。本条は、2004年改正により、児童虐待が人権侵害であること、将来世代の育成にも影響があることが加えられ、2007年改正により児童の権利利益の擁護という観点に加えられたものであり、児童虐待防止法の目的は、2度の改正を通じて、より具体的かつ明確にされてきた²⁸⁸。

²⁸⁸ 磯谷他編・前掲注1)630-631頁。

児童虐待防止法第2条第4号では、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」が児童虐待に該当することが法律上明記されており、DV法制と比較して、心理的虐待の被害者の保護が図られているといえる。

子どもの自尊心を傷つけるような言動や無視、他の家族へのDV等が心理的虐待に含まれると解されているが、子どもについても、心理的虐待の本質、すなわち、加害者に精神を支配され、思うように操られることで自由な考え方や感情を奪われ、アイデンティティが喪失してしまうという点については、成人の場合と同様に妥当するものと思われる。

子どもに対する精神的な支配についても、身体的虐待を伴うこともあれば、非身体的虐待のみで行われることもあり、繰り返し又は継続的に様々な態様及び程度の虐待が組み合わされて一連の行為として行われることで、次第に精神を蝕まれ、自己肯定感を持てなくなり、自己の価値を否定されたように感じるものと考えられる。

子どもについても、心理的虐待により精神を支配され、人間の尊厳が侵害されることになる点では被害者が成人である場合と異ならないと考えられることから、第1款において検討した親密圏の成人間において法的保護の対象とすべき心理的虐待と同様の基準が子どもに対する心理的虐待についても妥当すると考えてよいように思われる。特に、他の家族へのDVを見聞きし、又はその影響を受けている子どもについては、加害者による支配に組み込まれている側面があり、成人の虐待被害者と同様に心身に累積的な悪影響を与えられていると考えられる²⁸⁹。

²⁸⁹イギリス司法省が2020年に公表した『面会交流等離別後の子の養育に関する裁判の評価報告書に関する文書レビュー（Ministry of Justice, Domestic abuse and private law c

但し、子どもについては発達途上であることから、心理的虐待がその人格形成にも影響を与え、その成長・発達に長期間にわたり、深刻かつ重大な問題を及ぼす可能性があるという点の考慮も必要であると考え。

民法改正により、親権者が「体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」との規定が置かれたのも、親権者が子を監護教育するに当たり、不当に子を身体的又は精神的に傷付けることを防止することで、心身の健全な発達という子の利益の実現を図ることを目的としている。

子のためのアクション等による子どもへの不適切な関わり罪に関する提言により明確に示されていたとおり、子に対する危害には、身体的のみならず精神的健康が含まれるものであり、身体的発達に対する侵害のみならず、知的、感情的、社会的又は行動的発達に対する侵害が含まれるという点を十分に意識すべきであり、心理的虐待被害児童への法的保護の必要性を判断するにあたっては、非身体的な危害も含めて、個別の事案に応じて丁寧に個々の出来事を広い視野から検討し、一連の行為として児童の心身の健全な発達にもたらす影響を考慮する必要があると考える。

そこで、個々の出来事について一連の行動の中で位置づけ、子どもの心理的成長や発達に有害な影響、危害を与えるのかとの観点で検討することも重要であると考え。

また、子は、一人では自立した生活を営むことができず、本来は親権者による監護及び教育の下で成長していくことが予定されている以上、法律による強制的な介入が子の最善の利益となるのかという観点も必要であると思われる。

children cases : A literature review , (2020), https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/895175/domestic-abuse-private-law-children-cases-literature-review.pdf>[2023/9/15]]』25-26 頁において、威圧的支配の下で生活する子どもの経験やその影響についての文献が紹介されている。

日本法上、心理的虐待を含め児童虐待の被害児童に対してなされる親子の分離をもたらす親権喪失、親権停止、児童福祉法第 28 条に基づく家庭裁判所の入所措置承認等の審判では、裁判所において子の福祉又は子の利益を害するかという判断が行われている。この際、イギリスの裁判所がケア命令又はスーパービジョン命令の発令にあたり行っているアプローチ、すなわち、1989 年児童法第 31 条(2)の要件（①子に対する重大な危害又は危害の恐れがあること及び②その危害又は危害の恐れが(i)命令がなされなければ、当該子に対して親が与えるよう合理的に期待されるようなケアには当たらないこと、又は(ii)当該子が親の監督を受けられない状況下にあることに起因するものと認められること）を検討する「初期介入段階」と、命令を発することが子の最善の福祉にかなうかという「福祉段階」の 2 段階で検討するという手法が参考となるように思われる。具体的には、初期介入段階において、子に対する危害の内容、程度等について、上記のような非身体的な子に対する危害を含めた客観的な分析を行うとともに、福祉段階においては、1989 年児童法第 1 条(3)の福祉チェックリストにあげられている、①子の希望や感情、②子の身体的、精神的及び教育的ニーズ、③子の状況の変化の影響、④子の年齢、性別、背景等の特徴、⑤子が受けた危害又は受ける恐れがある危害、⑥父母等の養育能力の程度、⑦裁判所の権限の範囲及び Re B 事件判決が着目した⑧当局等による援助や支援への妨害の有無等といった事情を総合的に考慮し、命令を発することが子の最善の福祉にかなっているかを検討することにより、子の利益を中心としたチルドレン・ファーストの判断を行うことが望ましいと考える。

終論

心理的虐待は、外部からの発見・介入が困難であるという性質が強く、また一元的な概念が存在していないために、法による被害者保護が十分に図られてきていない状況にあるように思われる。

しかし、心理的虐待による心理操作、人格支配こそ、あらゆる親密圏における虐待の根底にひそむ「支配」のメカニズムの如実な現れであり、被害者の心身に与える影響は身体的虐待と同様に深刻かつ重大であるといえる。

本稿では、親密圏における心理的虐待を中心として、イギリス法の発展や取組み、とりわけ、親密な関係における支配的又は威圧的態度の概念や子の最善の福祉についてのアプローチに着目した考察を行い、その示唆を得て、日本法における親密圏における虐待被害者保護のための法的判断枠組みを再構成するとともに、人権侵害としての心理的虐待をめぐる法的判断枠組みの明確化を指向し、どのようなアプローチにより被害者保護を図るべきかについて、具体的な提言を試みた。

イギリスにおいても、近年 DA 法が成立したばかりであり、実務での運用に伴う問題点をふまえ、今後も各種ガイダンスの制定・改訂作業が続いていくものと考えられる。日本法の道標になりうる存在として、今後も注意深くイギリス法における親密圏における虐待に関する法制の発展について考察していきたい。

本稿では、主に日本法における親密圏における虐待被害者保護のための法的判断枠組みの再構成及び心理的虐待をめぐる法的判断枠組みの明確化の観点からのみ検討を行ったため、親密圏における心理的虐待への対応策の一部を示したにすぎない。そのため、親密圏における心理的虐待について包括的な被害者保護を図るためには、離婚後の子の養育に関連する諸問題、児童虐待と DV に関する他機関連携の取組み等についても、検討の必要性があるように思われる。これらの検討については、今後の課題としたい。

心理的虐待は、目に見えにくいことから、放置、黙認されたり、その発見や保護が遅れたりする可能性が高い。そのため、本稿で論じた心理的虐待をめぐる法的判断枠組みで示した考慮要素について適切な判断を行い、心理的虐待の被害者の保護を図っていくためには、DV や児童虐待への初動対応を行う警察等の関係機関が心理的虐待の特性を理解したうえで、適切な証拠化のために被害者を支援することが求められると考える。また、イギリスでは、2021 年 F v M 事件判決や Re B 事件判決にみられるとおり、心理的虐待に対す

る深い理解に基づき、俯瞰的かつ的確な考察がなされており、日本においても心理的虐待に関わる裁判官、弁護士を含む専門家がこの種の虐待に対して深い認識を持ち、適切なトレーニングを受けることも非常に重要であると考え。同時に、子どもの頃から心理的虐待に関する予防教育や被害者側への精神的ケア等の支援強化の体制づくりも併せて行い、心理的虐待がDV及び児童虐待に含まれる深刻な虐待であり、重大な人権侵害となるものであるとの意識を社会的に広く浸透させていくことが必要であろう。

既発表の論文等の業績

- ・高橋有紀『保護命令による精神的虐待被害者保護の在り方―「支配的又は威圧的態度」を中心としたイギリスにおける法整備の分析から―』早稲田大学大学院法研論集第 181 号 25-49 頁 (2022)
- ・高橋有紀『イギリスにおけるドメスティック・アブ्यूズ関連法制の発展―日本法への示唆を求めて―』早稲田法学会誌第 73 卷 1 号 139-191 頁 (2022)
- ・高橋有紀『被虐待児保護のための法的判断枠組み (心理的虐待を中心に) ―イギリス法を手掛かりとして―』早稲田法学会誌第 73 卷 2 号 1-51 頁 (2023)

参考文献

一 日本語文献

(一) 書籍

- ・イザベル・ナザル＝アガ、田口雪子（訳）、『こころの暴力 夫婦という密室で：支配されないための11章』（紀伊國屋書店、2001年）
- ・磯谷文明他編『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』（有斐閣、2020年）
- ・岩井宣子編『ファミリーバイオレンス【第2版】』（尚学社、2010年）
- ・打越さく良『Q&A DV(ドメスティック・バイオレンス)事件の実務—相談から保護命令・離婚事件まで—（第3版）』（日本加除出版、2018年）
- ・英国保健省編、林茂男他監訳『英国の児童ケア：その新しい展開』（中央法規出版、1995年）
- ・小島妙子『DV・ストーカー対策の法と実務』（民事法研究会、2014年）
- ・佐柳忠晴『児童虐待の防止を考える—子の最善の利益を求めて—』（三省堂、2017年）
- ・床谷文雄他編『親権法の比較研究』（日本評論社、2014年）
- ・南野知恵子他監修『詳解 DV防止法 2008年版』（ぎょうせい、2008年）
- ・橋本智子他『Q&A モラル・ハラスメント 弁護士とカウンセラーが答える見えないDVとの決別』（明石書店、2007年）
- ・法執行研究会編『法はDV被害者を救えるか—法分野協働と国際比較』（商事法務、2013年）
- ・町野朔他編『児童虐待と児童保護—国際的視点で考える—』（上智大学出版、2012年）
- ・マリー＝フランス・イルゴイエヌ、高野優（訳）、『モラル・ハラスメントが人も会社もダメにする』（紀伊國屋書店、2003年）

- ・マリー＝フランス・イルゴイエヌ、高野優（訳）、『モラル・ハラスメント 人を傷つけずにはいられない』（紀伊國屋書店、1999年）
- ・峯本耕治『子どもを虐待から守る制度と介入手段ーイギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題』（明石書店、2001年）
- ・守山正『ストーキングの現状と対策』（成文堂、2019年）
- ・リサ・アロンソン・フォンテス、宮家あゆみ（訳）、『モラルハラスメント あなたを縛る見えない鎖』（晶文社、2017年）
- ・リチャード・A. ウォーシャック、青木聡（訳）『離婚毒ー片親疎外という児童虐待』（誠信書房、2012年）
- ・横浜弁護士会子どもの権利委員会『児童虐待に関する家事審判の分析(研究用資料)』（2005年）

（二）論文

- ・大久保香織他「英国における児童虐待防止制度の実情について」家月 61 卷 8 号 52-89 頁（2009）
- ・許末恵「イギリスにおける児童虐待の法的対応」家族<社会と法>17 号 129-139 頁（2001）
- ・古賀豪「英国の政府提出法案の立案過程ー英国内閣府の『立法の手引き』ー」レファレンス 731 号 86 頁（2011）
- ・島岡まな「判批」重判解平成 24 年度（ジュリスト 1453 号）157-158 頁(2013)
- ・鈴木由美「夫婦間のモラル・ハラスメントの研究ー日本における精神的暴力の行方ー」日本ウーマンズヘルス学会誌 6 号 37-45 頁(2007)
- ・高田恭子「DV を防止する法制度のあり方ー英国における法整備の展開からー」大阪工業大学紀要 65 卷 2 号 55 頁以下（2020）
- ・辻川靖夫「判批」（ジュリスト 1482 号）87 頁(2015)

- ・匿名記事「判批」（判例タイムズ 1109 号）252 頁（2003）
- ・中川かおり他「英国 2004 年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法」外国の立法 235 号 5 頁(2008)
- ・永野豊太郎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」法令解説資料総覧 381 号 20-21 頁(2013)
- ・福島政幸・森健一「東京地裁及び大阪地裁における平成 25 年改正 DV 防止法に基づく保護命令手続の運用」判タ 1395 号 8 頁(2014)

（三） インターネット資料

- ・外務省ホームページ「英国（イングランド・ウェールズ）子ども法」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page22_001672.html> [最終アクセス 2023/9/15]
- ・久保野恵美子「海外制度調査報告書(イギリス及びフランス)」(2010)<<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji191.html>> [最終アクセス 2023/9/15]
- ・警視庁生活安全局人事安全・少年課、刑事局捜査第一課「令和 4 年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」(2023)<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/R4_STDVRPCAkouhousiryoku.pdf> [最終アクセス 2023/9/15]
- ・厚生労働省『一時保護の手続等に関する基礎資料集』(2022)<<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000742622.pdf>> [最終アクセス 2023/9/15]
- ・厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」『体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～』(令和 2 年)<<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>> [最終アクセス 2023/9/15]
- ・厚生労働省「令和 3 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数」<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe5>

69ab2450c/1cdcdb45/20230401_policies_jidougyakutai_07.pdf> [最終アクセス 2023/9/15]

・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月 改正版）」（2013）<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf> [最終アクセス 2023/9/15]

・女性に対する暴力に関する専門調査会、「DV 対策の抜本的強化に向けて」（2022）<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/pdf/wg_report.pdf> [最終アクセス 2023/9/15]

・男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会「DV 対策の今後の在り方」（2021）<<https://www.moj.go.jp/content/001347784.pdf>> [最終アクセス 2023/9/15]

・男女共同参画局「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律について（平成 25 年改正）」<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/dv05.pdf> [最終アクセス 2023/9/15]

・男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等（令和 2 年度分）」<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2020soudan.pdf> [最終アクセス 2023/9/15]

・男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等（令和 3 年度分）」<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2021soudan.pdf> [最終アクセス 2023/9/15]

・男女共同参画局ウェブサイト「配偶者からの暴力被害者支援情報：ドメスティック・バイオレンス（DV）とは」<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/dv/index.html> [最終アクセス 2023/9/15]

・男女共同参画局ウェブサイト「配偶者からの暴力被害者支援情報：配偶者からの暴力に関するデータ」<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/01.html> [最終アクセス 2023/9/15]

・法制審議会民法（親子法制）部会資料 25-2 補足説明(2022) <<https://www.moj.go.jp/content/001365698.pdf>>[最終アクセス 2023/9/15]

二 英語文献

(一) 書籍

- ・ Nigel Lowe et al., *Bromley's Family Law* 12th ed., (2021), Oxford University Press
- ・ Polly Morgan, *FAMILY LAW*, (2021), Oxford University Press

(二) 論文

- ・ Brenda Barrett, *When Does Harassment Warrant Redress?*, (2010), *Industrial Law Journal*, vol. 39(2), at p.197
- ・ Cassandra Wiener, *Seeing What is "Invisible in Plain Sight": Policing Coercive Control*, (2017) , *The Howard Journal*, vol. 56 (4), at p. 501
- ・ Evan Stark, *Coercive Control: The Entrapment of Women in Personal Life*, (2007), New York: Oxford University Press, at p.221
- ・ Evan Stark, *Looking beyond Domestic Violence: Policing Coercive Control*, (2012), *Journal of police crisis negotiations*, vol.12 (2), at p. 213
- ・ Evan Stark, *Rethinking Custody Evaluation in Cases Involving Domestic Violence*, (2009), *Journal of Child Custody*, vol. 6, at p.294
- ・ Ian Butler & Mark Drakeford, "Scandal, social policy and social welfare", (2005), Policy Press, at pp.84-85
- ・ Judith Gowland, *Protection from Harassment Act 1997: The 'New' Stalking Offences*, (2013), *Journal of Criminal Law*, vol.77(5), at p.396
- ・ Karl Kaird, *Part 5 and 6 of the Serious Crime Act 2015—More than Mere Miscellany*, (2015), *The Criminal Law Review*, Issue 10, at p.789

- Keith Patten, Employment: Defining harassment, (2010), New Law Journal, vol. 160, at p.331
- Lord Mackay, Perceptions of the Children Bill and beyond, (1989), New Law Journal, vol. 139, at p.505
- Mark Lunney, Intentional Interference with the Person, in Oliphant, K (ed.), The Law of Tort, (2015), Butterworths, at p.452
- Melissa Hamilton, The coercive control offence: a case study in overcriminalisation, in Maciej, C et al (ed.), The Philosophy of Legal Change, (2019), Routledge., at pp.200-201,212-214
- Paul Infield & Graham Platford, The Law of Harassment and Stalking, (2000), Butterworths, at p.20
- The Law Commission, FAMILY LAW DOMESTIC VIOLENCE AND OCCUPATION OF THE FAMILY HOME, (1992), No.207, at p.2

(三) インターネット資料

- Action for Children, “The criminal law and child neglect: an independent analysis and proposal for reform”, (2013), <https://media.actionforchildren.org.uk/documents/criminal_law_and_child_neglect.pdf> [2023/9/15].
- Cassandra Wiener, Coercive Control doesn't end with a break up and the law has to reflect that, (2020), iNews, <<https://inews.co.uk/opinion/coercive-control-doesnt-end-with-a-breakup-and-the-law-has-to-reflect-that-408117>> [2023/9/15]
- Crown Prosecution Service, Controlling or Coercive Behaviour in an Intimate or Family Relationship, ‘Selecting the Most Appropriate Charge or Charges’, (2023) ,<<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/controlling-or-coercive-behaviour-intimate-or-family-relationship>> [2023/9/15]

- Crown Prosecution Service, “Offences against the Person, incorporating the Charging Standard”,(2022), <<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/offences-against-person-incorporating-charging-standard>> [2023/9/15]
- Government UK Website, Cafcass, <<https://www.gov.uk/government/organisations/children-and-family-court-advisory-and-support-service>> [2023/9/15]]
- Hansard, December 17, 1996, vol. 287 col 826-827
- Hansard, October 14, 2014, vol.756 col 152
- Hansard, March 2, 2015, vol. 760 col 66-67.
- Her Majesty’s Government, Transforming the Response to Domestic Abuse: Consultation Response and Draft Bill, (2019), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/772202/CCS1218158068-Web_Accessible.pdf> [2023/9/15]
- Her Majesty’s Government, Transforming the Response to Domestic Abuse: Government Consultation (full version), (2018), <https://consult.justice.gov.uk/homeoffice-moj/domestic-abuse-consultation/supporting_documents/Transforming%20the%20response%20to%20domestic%20abuse.pdf> [2023/9/15]
- Her Majesty’s Government, Working Together to Safeguard Children: A guide to inter-agency working to safeguard and promote the welfare of children, (2018),<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/942454/Working_together_to_safeguard_children_inter_agency_guidance.pdf> [2023/9/15]
- Her Majesty’s Inspectorate of Constabulary, Everyone’s business: Improving the police response to domestic abuse, (2014), <<https://www.justiceinspectorates.gov.uk/hmicfrs/wp-content/uploads/2014/04/improving-the-police-response-to-domestic-abuse.pdf>> [2023/9/15]

- Home Office, Circular: a change to the Protection from Harassment Act 1997, (2012), <<https://www.gov.uk/government/publications/a-change-to-the-protection-from-harassment-act-1997-introduction-of-two-new-specific-offences-of-stalking>> [2023/9/15]
- Home Office, Consultation on Stalking, (2011), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/157898/consultation.pdf> [2023/9/15].
- Home Office, Controlling or Coercive Behaviour in an Intimate or Family Relationship: Statutory Guidance Framework, (2015), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/482528/Controlling_or_coercive_behaviour_-_statutory_guidance.pdf> [2023/9/15]
- Home Office, Controlling or Coercive Behaviour Statutory Guidance Consultation: Government response, (2023), <<https://www.gov.uk/government/consultations/controlling-or-coercive-behaviour-statutory-guidance>> [2023/9/15]
- Home Office, Controlling or Coercive Behaviour: Statutory Guidance Framework, (2023), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1148945/Controlling_or_Coercive_Behaviour_Statutory_Guidance_-_final.pdf> [2023/9/15]
- Home Office, CROSS-GOVERNMENT DEFINITION OF DOMESTIC VIOLENCE: A CONSULTATION, (2011), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/157798/dv-definition-consultation.pdf> [2023/9/15]
- Home Office, Cross Government Definition of Domestic Violence – A Consultation Summary of Responses, (2012), <<https://assets.publishing.service.gov.uk/governme>

nt/uploads/system/uploads/attachment_data/file/157800/domestic-violence-definition.pdf> [2023/9/15]

- Home Office, Domestic Abuse Act 2021 Statutory Guidance Consultation: Government response, (2021), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1089716/Domestic_Abuse_Act_2021_Statutory_Guidance_Consultation_-_Government_Response.pdf> [2023/9/15]

- Home Office, Domestic Abuse: Statutory Guidance, (2022), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1089015/Domestic_Abuse_Act_2021_Statutory_Guidance.pdf> [2023/9/15]

- Home Office, Domestic Abuse Protection Notices and Domestic Abuse Protection Orders Draft statutory guidance for the police, (2021), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/955459/Draft_statutory_guidance_for_police_on_domestic_abuse_protection_notices_and_orders.pdf> [2023/9/15]

- Home Office, Domestic Abuse Protection Notices / Orders factsheet, (2020), <<https://www.gov.uk/government/publications/domestic-abuse-bill-2020-factsheets/domestic-abuse-protection-notices-orders-factsheet>> [2023/9/15]

- Home Office, Information for Local Areas on the change to the Definition of Domestic Violence and Abuse, (2013), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/142701/guide-on-definition-of-dv.pdf> [2023/9/15]

- Home Office, Introducing a Stalking Protection Order - a consultation, (2015), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/482417/Introducing_a_Stalking_Protection_Order_-_a_consultation.pdf> [2023/9/15]

• Home Office, Review of the Controlling or Coercive Behaviour Offence, (2021), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/982825/review-of-the-controlling-or-coercive-behaviour-offence.pdf> [2023/9/15]

• Home Office, STALKING PROTECTION BILL: EXPLANATORY NOTES, (2018), <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/2017-2019/0145/18145en.pdf>> [2023/9/15]

• Home Office, Strengthening the Law on Domestic Abuse - A Consultation, (2014), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/344674/Strengthening_the_law_on_Domestic_Abuse_-_A_Consultation_WEB.PDF> [2023/9/15]

• Home Office, Strengthening the Law on Domestic Abuse Consultation–Summary of Responses, (2014), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/389002/StrengtheningLawDomesticAbuseResponses.pdf> [2023/9/15]

• House of Commons, Domestic Violence, Crime And Victims Bill: EXPLANATORY NOTES, (2004), <<https://publications.parliament.uk/pa/cm200304/cmbills/083/en/04083x--.htm>> [2023/9/15]

• House of Commons Education Committee, Children First: the child protection system in England: Responses from the Government and Ofsted to the Committee's Fourth Report of Session 2012–13: Fourth Special Report of Session 2012–13, (2013), <<https://publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmselect/cmeduc/993/99304.htm>> [2023/9/15]

- House of Commons Health Committee, The Victoria Climbié Inquiry Report Sixth Report of Session 2002–03, (2003), <<https://publications.parliament.uk/pa/cm200203/cmselect/cmhealth/570/570.pdf>> [2023/9/15]
- House of Commons Library, Calls for reform of the criminal law on child neglect, (2014), <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN06372/SN06372.pdf>> [2023/9/15]
- House of Commons Library, Stalking: developments in the law, (2018), <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN06261/SN06261.pdf>> [2023/9/15].
- House of Commons Library, The Domestic Violence, Crime and Victims Bill, Research Paper 04/44, (2004), <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/RP04-44/RP04-44.pdf>> [2023/9/15]
- Joint Committee on Human Rights, The UN Convention on the Rights of the Child: Tenth Report of Session 2002–03, (2003), <<https://publications.parliament.uk/pa/jt200203/jtselect/jtrightts/117/117.pdf>> [2023/9/15]
- Ministry of Justice, Assessing Risk of Harm to Children and Parents in Private Law Children Cases Final Report, (2020), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/895173/assessing-risk-harm-children-parents-pl-childrens-cases-report_.pdf> [2023/9/15]
- Ministry of Justice, Domestic abuse and private law children cases : A literature review, (2020), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/895175/domestic-abuse-private-law-children-cases-literature-review.pdf> [2023/9/15]
- Office for National Statistics, Domestic abuse in England and Wales overview: November 2022,(2022), <<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/crimea>>

ndjustice/bulletins/domesticabuseinenglandandwalesoverview/november2022> [2023/9/15]

・ Pat Strickland, Stalking – does the new law protect victims?, (2013), <<https://commonslibrary.parliament.uk/stalking-does-the-new-law-protect-victims/>> [2023/9/15]

・ Prime Minister’s Office press notice, Queen’s Speech 2014: background briefing notes, (2014), <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/317823/Queens_Speech_lobby_pack_FINAL.pdf> [2023/9/15]

・ Refuge, A year of lockdown: Refuge releases new figures showing dramatic increase in activity, (2021), <<https://www.refuge.org.uk/a-year-of-lockdown/>> [2023/9/15].

・ Rights of Women, Coercive control and the law,(2016),<<https://rightsofwomen.org.uk/wp-content/uploads/2016/03/ROW-%C2%AD-Legal-Guide-Coercive-control-final.pdf>> [2023/9/15]

・ The Crown Prosecution Service, “Stalking and Harassment”, (2018) , <<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/stalking-and-harassment>>[2023/9/15]

・ The Supreme Court, Press Summary, (2013), <<https://www.supremecourt.uk/cases/docs/uksc-2013-0022-press-summary.pdf>> [2023/9/15]

参考判例等

一 日本語判例・審判例

- ・ 福岡家庭裁判所小倉支部平成 11 年 12 月 1 日審判・家月 52 卷 6 号 66 頁
- ・ 静岡地判平成 14 年 7 月 19 日・判夕 1109 号 252 頁
- ・ 千葉家裁松戸支部平成 16 年 6 月 16 日審判・家月 56 卷 12 号 122 頁
- ・ 東京家庭裁判所平成 20 年 7 月 14 日審判・家月 61 卷 8 号 111 頁

二 英語判例

- R v Hopley [1860] 2F& F 202
- R v Sheppard [1981] AC 394
- HUMBERSIDE COUNTY COUNCIL v B [1993] 1 FLR 257
- Re CB and JB [1998] 2 FLR 211
- A v United Kingdom [1999] 27 EHRR 611
- Thomas v News Group Newspapers Ltd and another [2001] EWCA Civ 1233
- K (Children)(care order) [2002] EWCA Civ 1931
- O'Brien v Chief Constable of South Wales Police [2005] UKHL 26
- Majrowski v Guy's and St Thomas's NHS Trust [2007] 1 AC 224
- R v Curtis [2010] 3 All ER 849
- R v Widdows [2011] EWCA Crim 1500
- R v Smith [2012] EWCA Crim 2566
- Hayes v Willoughby [2013] 1 WLR 935
- Re B (a child) (care order: proportionality: criterion for review) [2013] UKSC 33
- Re K (children) [2014] EWCA Civ 1195
- R v Mitchell [2016] UKSC 55
- Re LG (Re-opening of Fact Finding) [2017] EWHC 2626
- Re Q (Child: Interim Care Order: Jurisdiction) [2019] EWHC 512 (Fam)
- R v P (Children: Similar Fact Evidence) [2020] EWCS Civ 1088
- F v M [2021] EWFC 4
- Re H-N and Others (Children) [2021] EWCA Civ 448
- F v M [2023] EWFC 5